

統計茨城

1961-3

目次

特集

昭和34年県民所得の概観



来賓の祝辞

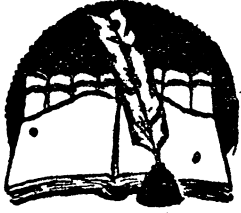
昭和35年度
茨城県統計大会
盛大に挙行さる



統計功労者の表彰



受付風景



昭和 34 年

県民所得の概観

戦後における日本経済の発展は、あの焦土から立ちあがつて10余年、復興建設需要とそれにつづくおう盛な新設備投資、あるいは消費需要の堅調等によつて、全体としては、たしかに世界的にもまれにみる急速にして大幅な成長をみせた。しかし、この背後には経済発展の地域的の格差がかなり顕著に存在して、それに風土的・歴史的地域性も加わつて、地域経済の各種な特性が現出されているという事実である。

ここで本県における昭和34年の県民所得を概観するに当つても、本県経済発展の地域的特性とその実態を知るためには、まず、国という全体に出発し、これらをとおしてながめることにより、本県がどのような背景下におかれているかをみる必要がある。この意味において、しばらくの間可能なかぎり諸種の角度から検討を試みてみよう。

第1節 日本経済への回顧

第1項 33年のわが国経済

1 景気回復の足どり

(1) 上半期

この時期は、いわゆるナベ底景気といわれた時期である。32年以来低下を続けた鉄工業生産は33年3月を底に上昇に転じ、9月までには8.5%増と急速な回復歩調を示すにいたつた。しかし、この間に卸売物価は下向を続け上半期中にさらに下落の傾向を示した。

(2) 下半期

秋に入ると景気は、意外なほどはやく回復した。鉄工業生産は12月に神武景気のピークをこえ、卸売物価も下半期中におおむね3%の回復をみるにいたつた。

2 景気回復の裏面

(1) 景気後退の性格

景気後退の主因は、在庫調整によるものであつた。在庫投資の減少が需要の減退をひきおこし、急激な物価と生産の下落をもたらした。最終需要はこの間に増加の一端をたどつたが、33年10~12月に入つて在庫需要が増加したため、33年秋以降の回復には急テンポなものがあつた。

(2) 高水準を続けた設備投資

最終需要が景気後退下においても漸増したが、その第1の原因は設備投資が高水準を維持したことである。建設投資が前年より14%も増加したばかりでなく、産業設備投資の約5割を占める基幹産業の投資がふえたために全体としての投資水準の落込みを少なくした。

(3) 個人消費の堅調

最終需要の増加を支えた最大の原因は、個人消費であ

る。33年における消費水準は都市、農村ともに29年以降最高の伸びを示した。

(4) 財政支出の安定作用

(5) 輸入激減と国際収支の大幅な黒字

(6) 需要を支えた金融の役割

33年全国銀行貸出増加額は8,319億円に達した。これは前年に比べ155億円少ないが、景気停滞期であつたことを考慮におけば、金融が景気の下支えに大きな役割を果たしたものとみてさしつかえない。

以上景気回復の背後を要約すれば、在庫調整による景気後退がラセンの下降に進まなかつたのは、最終需要の低下に対する抵抗力やそれを押しあげる力が働いたからであろう。

第2項 34年における日本の経済事情

前項において、33年のわが国経済の回顧を34年への前提として試みたが、すでに述べたとおり33年秋口からの景気回復のあとをうけて、34年日本経済は、急速な拡大をとげた。すなわち、消費は堅調をつづけ、財政支出も増加したほか、輸出は海外需要の増大とわが国輸出産業の競争力の強化とにより、一貫して増加傾向を示し、また設備投資も技術革新にもとづく近代化投資などにより増加しはじめ、一方在庫投資も上期は比較のおう盛であつたことなど、これらが折重なつて需要を急増させ、ひいては経済の拡大を導いた。

この間国際収支は黒字を継続し、物価は比較的平穏な推移を示し、他方金融面においても早めに景気への行き過ぎを予防する措置がとられたこともその因をなし、大観して昭和34年の経済事情は順調な数量景気を展開した。

第3項 成長の裏の問題点と今後の方向

1 成長の裏の欠陥

前1～2項において、ごく近年の国内経済事情を概観したが、近時におけるわが国経済は、投資がいちじるしく盛んであり、工業化の速度もまことにめざましく、欧米諸国にくらべてもきわめて高い成長率を持続しており、その経済力は、いまや国際的にも高く評価されるに至つた。しかし、わが国の経済はこのような高い成長率をもっている反面、幾多の欠陥を蔵していることも見のがすことはできない。

このため産業の近代化を推進し、科学技術を振興し道路、港湾業の産業基盤を整備拡充し、国民生活と所得の格差を是正するなど、経済の体質を改善し経済成長力の質的な充実をはかることが必要とされている。

2 今後の方向

- (1) 日本経済が単に量的に急速に拡大したばかりでなくかつてない速度をもつて構造上の近代化が進んだが、このような中にあつても急に進んだ分野とそうでないものとのいわゆる不均衡がいちじるしく、この結果として産業基盤の立ち遅れ、機械工業のうちの重要な部門の未発達、大企業と中小企業間の断層、農業の生産力効果の頭打ち等々が指摘されるに至り、こうした欠陥の克服なしにこれからの飛躍的發展を期待することはできないことは明らかとなり、安定的成長の最大の条件である輸出の伸長にしても、雇用問題の解決にしても、こうしたは行性を取り除くことがたしかに急務であろう。
- (2) そこでいわゆる体質改善にはいろいろの意味が盛られていようが、少なくとも経済構造上の欠陥の是正と解するならば、安定的成長には体質改善が不可欠であるし、また体質改善には相当の成長率を確保することがどうしても必要だという相関関係を忘却してはなるまい。
- (3) さらに、諸種の問題を体系的に検討すると同時にこれらの問題をどう順序で解決してゆくかのタイム・テーブルが望まれるであろう。すなわち、日本経済の細胞である個々の企業の体質改善、特に資本構成の是正をどうするか、個々の細胞がより集つてきている諸器官に当る各産業部門内の調整をどうするか、さらに産業諸部門間相互の調整をどうするか対外的関係をどう調整するかなど、問題点をもつと体系的に検討することも必要となつてくるであろう。

第2節 高度化した企業構造

第1項 産業構造の諸問題

1 経済構造の近代化とその陰影

30年以降の景気の一循環を通じ、わが国経済の規模は

一段と太まり、その増加率あるいは成長の度合において欧米諸国に対比しても目ざましい進展途にあることはその一断面を示すものとして第1表の国民所得（1人当たり所得については、問題は残るにしても）上にもあらわれている事実である。しかしそれはただ経済規模の拡大にとどまらず、技術革新が経済の各分野に浸透してゆく過程において、わが国の経済構造には大きな変化が起つていることもまた事実であろう。

ところで、このような産業構造を高度化に導き、その進展を可能にしたのは高水準の設備投資であり、ここ最近数年の間に投資の重点は重化学工業へと急速に移行している。しかしながら、経済構造の近代化は決して一様に進んでいるわけではなく、これまでの高い成長の過程において急速に進展をみた分野と、立ちおくれ、いわばとり残された分野もあることを忘れてはなるまい。すなわち、この両者の間がますます明白となつてきていることである。

2 産業構造高度化の不均衡性

(1) 産業基盤の立ちおくれ

わが国の工業生産の6割はこれまで四大工業地帯に集中してきたが、このため各地で工業用水の不足、輸送のあい路化、用地の取得難等が目立つてきている。また港湾施設もかなりの不足で、最近にあつては船舶の大型化で水深の深い港湾や、荷揚設備の大型化と高性能化が必要となつてきている。このほか住宅や上下水道などのいわゆる生活環境の未整備も重要な課題であろう。

(2) 大企業と中小企業の断層

機械工業の急速な市場拡大、新製品、新産業の発展など技術革新の潮流は中小企業の合理化あるいは近代化を推進しているが、しかしそれは大企業のそれとは格段の相異があり、技術的断層は大きい。これが今日とくに問題になつてきている部門は、機械工業であろう。すなわち自動車や電気機械の系列下にある中企業はある程度経営も安定し、技術を高め生産力を増大しているが、一面において親企業からの単価切下げ要求がきわめて強いため、資本蓄積も十分できない状態にあるようにみられる。今後、中企業をこれ以上伸長せしめて専門メーカーに発展させるためには、種々の政策的な援助が必要視される。

(3) 近代化途上の雇用問題

神武景気的好況期を通じて、わが国の就業状態はかなり改善の方向に向つている。しかし小企業における雇用の著しい膨ちようや、これらの賃金水準が大企業労働者の6割にみえない低さにあることは問題であろう。こうした事態を改善するためには、今後最低賃金制を全面的に推進していくことのほか、長期低利資金の供給など中小企業と大企業との断層をうめる施策をおし進めること

第1表 米ドルに換算した国民所得と1人当たり所得(1,957年)

国民所得(100万ドル)				1人当たり所得(ドル)		
国名	所得額	順位	国名	所得額	順位	
アメリカ	366,500	1	アメリカ	2,132	1	
メキシコ	49,104	2	カナダ	1,460	2	
インド	38,167	3	スウェーデン	1,276	3	
フランス	33,886	4	スイス	1,244	4	
カナダ	24,223	5	ニュージーランド	1,168	5	
インドネシア	23,856	6	オーストラリア	1,081	6	
日本	22,987	7	イギリス	954	7	
タイ	22,648	8	ベルギー	917	8	
イタリア	19,570	9	ノルウェー	914	9	
アルゼンチン	10,473	10	デンマーク	871	10	
オーストラリア	10,423	11	ベネズエラ	824	11	
スウェーデン	9,397	12	フィンランド	742	12	
スペイン	9,117	13	西ドイツ	742	13	
ベネズエラ	8,246	14	オランダ	690	14	
オランダ	7,600	15	フィンランド	646	15	
メキシコ	7,360	16	オーストラリア	541	16	
ユゴスラビア	6,366	17	アルゼンチン	527	17	
トルゴ	6,107	18	アイスランド	451	18	
ヴェネズエラ	5,469	19	アイスランド	404	19	
南アフリカ	5,052	20	ブラジル	375	20	
南アフリカ	4,946	21	キチン	362	21	
パキスタン	4,409	22	ユース	360	22	
インドネシア	4,407	23	南アフリカ	349	23	
オーストラリア	3,912	24	ユース	339	24	
韓国	3,788	25	スウェーデン	310	25	
韓国	3,268	26	ギリシア	291	26	
韓国	3,193	27	日本	249	27	

(以下略)

(注) 資料は、国民所得白書から。

が必要である。

(4) 転機に立つ農業

農業生産はここ数年間に2割余の上昇で世界各国のうちでも、もつとも高い成長をとげた。しかし小農的技術の生産力効果の一巡や、農業と非農業との所得格差が拡大するおそれがあり、これが生産力発展を困難にしようとしている。したがって今後、生産力を高めてゆくためには財政投融資の拡充、革新的な技術の展開、さらには経営規模の拡大と農業人口の非農業部門への吸収などが課題となろう。

(5) 経済構造近代化における財政の役割

経済構造を近代化するために財政の果たす役割もまた重要で、34年度の公共投資は31年度に比べ47%も増加しているが、各国からみれば著しく立ちおくれの感があり今後も公共投資充実の方向は一層推進しなければならないものと思料されるのである。

(6) 金融の景気調整機能

いままでの金融政策も、国際収支の危機に対処する手段としては効果をおさめてきたであろうが、今後はさら

に予防的な政策(公定歩合政策・準備予金操作・公開市場政策等)を早目に実施して、景気変動の波をできるだけなだらかにすることがその課題となろう。

3 経済発展の過程と背後の問題点

わが国の経済発展は、その産業構成において第1次産業が相対的に後退し、その反面第2次産業から第3次産業へと発展過程をたどり、また工業においても家内工業から工場工業へ、軽工業から重化学工業へと発展しながらその重点を移行してきた。以下主として産業構造上からみた地域経済の実態とながめてみよう。

まず、地域経済分析の基本である所得の点から位置づけするならば、第2表にみられるように分配国民所得の国民1人当たりを100とした各都道府県住民1人当たりの県民分配所得をみると、最高と最低の開差ははなはだしい。

すなわち、東京・神奈川を含む南関東や、大阪・兵庫を含む近畿、名古屋を中心とする東海の工業地帯が高くこれに対し山陰・東北・南九州地域が低位にある。この

(1) 1人当たり所得にあらわれた地域差

第2表 国民1人当たり所得に対する各県の比較

都道府県	県民1人当たり平均		都道府県	県民1人当たり平均	
	33年	国民所得に対する比		33年	国民所得に対する比
北海道 青森 岩手 宮城 秋田	円	%	福井 滋賀 京都 大阪 兵庫 奈良 和歌山 鳥取 島根 岡山 広島 山口 徳島 香川 愛媛 高松 福岡 佐賀 長門 熊本 大分 宮崎 鹿児島	83,472	91.8
	94,704	104.1		84,451	92.9
	70,174	77.2		103,881	114.2
	65,480	72.0		143,555	157.9
	72,945	80.2		136,524	150.1
山形 福井 新潟 茨城 栃木	75,018	82.5	89,858	98.8	
	72,637	79.9	81,645	89.8	
	78,390	86.2	74,545	82.0	
	73,958	81.3	71,820	79.0	
	76,272	83.9	80,408	88.4	
群馬 埼玉 千葉 東京都 神奈川	75,550	83.1	87,835	96.6	
	82,237	90.4	83,225	91.5	
	78,700	86.5	70,185	77.2	
	168,237	185.0	88,323	97.1	
	129,300	142.2	76,821	84.5	
山梨 長野 静岡 富山 石川	70,538	77.6	76,619	84.3	
	81,290	89.4	107,374	118.1	
	93,951	103.3	73,618	81.0	
	91,194	100.3	75,898	83.5	
	88,759	97.6	68,274	75.1	
岐阜 愛知 三重	82,687	90.9	82,697	90.9	
	—	—	62,774	69.0	
	78,136	85.9	56,657	62.3	

(注) 1 国民所得1人当たり90,934円を100としての比較である。

既報の数字と異なるのは、推計値の改訂による。

2 兵庫県33年は、暫定推計結果から算出。

ように地域内に工業地帯を含むいわば先進経済圏と、その他の第1次産業への依存度の高い後進経済圏とに大別することができる。

第3表 本県の1人当たり分配所得の推移

区分	全(歴)年	茨城県(歴)年	1人当たり所得の全国に対する割合
			%
昭和31年	円 81,715	円 62,769	76.8
32	90,296	71,699	79.4
33	90,934	73,761	81.1
34	103,894	83,624	80.5

(注) 県(国)民所得から算出。

では、ここで第3表により本県における平均県民1人当たり分配所得の推移をみると、昭和31年62,769円、32年71,699円、33年73,761円、34年83,624円であり、これは全国平均の国民1人当たり分配所得に対し76.8%、79.4%、81.1%、80.5%となつている。これをみてもわかるように、1人当たり所得額においては逐次上昇の過程にあるとはいえ、その比率においてはあながちこれとは符合せず、この事実は国民1人当たり所得との開差の縮小

方向にあるとはみられず、依然として80~81%程度のラインを歩んでいのがこの面からみた本県の実状である。

(2) 産業構成の地域差

以上の1人当たり分配所得の地域的な差異は、主として地域の産業発展の相違によつてもたらされていることがその主因をなすものと考えられる。

すなわち、わが国では農業を中心とする第1次産業は第2次産業にくらべて1人当たりの生産性も極度に低くしたがつて第1次産業構成の割合の大きい地区は全体的に所得水準が低く、これとは逆に第2次産業構成比の高い地区は全体の所得水準は高くなる。後述する機会もあるが、第1次産業就業者1人当たり所得に対し、第2次のそれは2~2.5倍の開差がある。

したがつて、おおむね第2次産業構成の高率を示す地区が、住民1人当たりでみた所得水準も高いことになり結局は第2次産業、そのうち主として工業の発展がその地区の所得水準を高めるといふ関係が成立するであろう。以下そのような観点から所得差の背景としての地域の産業発展をながめてみよう。

第4表 産業別就業者構成比(各年総数100)

地域別	昭和5年			昭和25年			昭和30年		
	1次	2次	3次	1次	2次	3次	1次	2次	3次
全国	49.4	20.4	30.2	48.3	21.9	29.8	41.1	23.8	35.1
北海道	54.8	15.2	30.0	47.4	23.2	29.4	42.4	22.1	35.5
東北	66.7	12.3	21.0	63.8	13.2	23.0	59.6	13.6	26.8
北関東	63.3	15.6	21.1	62.6	15.9	21.5	56.5	17.3	26.2
南関東	28.6	25.0	46.4	28.3	28.1	43.6	20.4	31.1	48.5
北陸	56.5	19.1	24.4	56.5	19.3	24.2	50.6	21.1	28.3
東山	58.9	21.1	20.0	58.0	18.3	23.7	51.2	20.8	28.0
東海	46.7	24.7	28.6	44.3	26.7	29.0	35.1	31.2	33.7
近畿	29.1	28.9	42.0	30.1	30.6	39.3	23.8	33.4	42.8
山陰	67.5	12.4	20.1	65.1	12.4	22.5	57.7	14.2	28.1
山陽	55.0	18.3	26.7	50.7	21.5	27.8	44.7	22.1	33.2
四国	60.3	16.6	23.1	58.7	17.0	24.3	52.7	17.5	29.8
北九州	51.1	21.0	27.9	48.2	23.5	28.3	43.3	21.7	35.0
南九州	70.9	11.4	17.7	69.9	11.0	19.1	65.6	10.4	24.0

- (注) 1 国勢調査結果から算出。
 2 東北(青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島)
 北関東(茨城・栃木・群馬)
 南関東(埼玉・千葉・東京・神奈川)
 北陸(新潟・富山・石川・福井)
 東山(山梨・長野・岐阜)
 東海(静岡・愛知・三重)

- 近畿(滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山)
 山陰(鳥取・島根)
 山陽(岡山・広島・山口)
 四国(徳島・香川・愛媛・高知)
 北九州(福岡・佐賀・長崎・大分・熊本)
 南九州(宮崎・鹿児島)

イ 第1次産業構成

第4表に示すように、地域によつてはなほだしい差が生じている。たとえば昭和30年国勢調査(35年国勢調査結果が発表されていないため)の結果を引用すれば、全国平均の就業者の第1次産業構成は41.1%を示すのに対し、その最高は南九州地区の65.6%と南関東地区の20.4%の最低との間には大きな幅が認められる。すなわち、東北・北関東・北陸・東山・山陰・四国・南九州の各地区はいずれも全就業者の50%以上が第1次産業に属するという農業に大きな依存度をもっており、いわば農業圏の形態をとっている。

ロ 第2次産業構成

このような地区を除く、いわゆるわが国の4大工業地帯を構成する地区では第2次産業の構成比が高くまた、第3次産業構成比もこれに付随して高率にあり、したがって第1次産業への依存度は少なくなっている。すなわち、第2次産業構成比は全国平均で23.8%であるのに比べ南関東・東海・近畿の3地区にあつては、おおむね31~33%と際立って高く、東北・北関東・山陰・四国・南九州等においては10~18%と低位にあり、山陽・北九州・北陸・北海道はこれらに比しかなり高く、22~23%を示している。

ハ 第3次産業構成

さらに第3次の関係をみると、全国平均で35.1%となつているのに対し、やはり東京・神奈川の高い構成比を反映して南関東が飛びぬけて48.5%の高率を示し、これに次いで近畿の42.8%、北九州35.0%、東海・山陽の33%台といつたようにいずれも工業地帯が高く、後進圏はおしなべて低位にある。

ニ 本県の産業構成

第5表 本県の就業者構成(各年総数100)

区分・年次	総数	第1次	第2次	第3次	
茨	昭和30年	100.0	63.2	13.2	23.6
	31	100.0	61.9	13.1	25.0
城	32	100.0	60.4	14.7	24.9
	33	100.0	59.8	14.9	25.3
県	34	100.0	58.6	15.6	25.8

(注) 県民所得推計に用いた推計就業人口による。

前段において地区別の状況を概観してきたが、この中における本県の就業構成をながめてみよう。

いうまでもないことながら、本県は農業県として古くから経済活動が行われ、このことは就業構成上にもあらわれている。すなわち、第5表にも示すとおり第1次産業の就業者は総体の59%台を占め、おおむね35%台とみ

られる全国比率に比べ24%、前述の先進都県に対比すればさらに大きな開きを生じており、いかに本県における第1次産業就業構成のウェイトが高いかに驚くであろう。このことは、そのまま非農林漁業(第2次・第3次)就業者の少いことを物語るものである。本県の34年における非農林漁業就業者は総体の41.4% (第2次15.6%・第3次25.8%)にして、全国のそれよりはおおむね24%も少ない。このように、いわば本県と全国の産業別就業人口構成割合は第1次のそれに対し、第2次および第3次を包含した関係は全く逆の現象を呈している。

しかしながら、本県の就業構成もその推移を第5表によりみると、第1次産業の63%強から59%弱に減少し、この開差は第2次および第3次産業に逐次移行しておりこのことはとりもなおさず本県の経済活動がわずかながら発展方向にあることを示すものであるが、問題はこのような発展テンポが果して地域経済の格差が拡大方向にある現状に照して、縮少し得るかどうかであろう。

後述する機会もあるが、いずれにしても本県の所得水準の低位性は、労働生産性の低い第1次産業就業者が全国の割合に対してはなほ大きく、反対に労働生産性の高い非農林漁業就業者の割合が全国のそれより少いことが大きな原因をなしていることが統計的に実証されるわけである。

以上を要約すると、4大工業地帯を含む地域と瀬戸内海に面する工業地帯および北海道等が第2次産業就業者の構成比が高く、その他はおおむね農業を主体とする第1次産業の比率が相対的に高く、したがって所得水準も工業地帯のそれよりもむしろ低位にあり、就業者の構成でも前述の所得の差異と同様に、先進圏と後進圏の明瞭な差がみとめられる。

また、これまでの全国的な状況および本県の産業構成上からもいわれるように、産業構成は経済発展に応じて変るといふことである。すなわち、経済の進展に伴って第1次産業構成が後退し、第2次産業構成が増大し、さらに進展すると第3次産業構成が拡大の方向に進み、最も大きな比重を占めるようになる。

(3) 産業別にみた所得構成

つぎに産業構成を県(都)民生産所得の面から概観してみよう。すなわち、いままで述べてきた就業構成は原則的には産業別の生産構造に基因することはいうまでもない。しかしながら、ここでは1人当たり所得につながるという観点の上に立つて生産所得で検討を試みることにしよう。ただ、地域別にみても生産県民所得の推計を行っていない都県もあるが資料の関係から昭和33年について第6表および第7表に従い可能なかぎりその姿をのぞいてみよう。

第6表 都道府県別・産業別所得構成比

(昭和33年・生産所得)

都道府県	総額	第1次産業	第2次産業	第3次産業	都道府県	総額	第1次産業	第2次産業	第3次産業
北海道	100.0	23.0	28.9	48.1	三重県	100.0	23.2	38.0	38.8
青森県	100.0	38.0	14.1	47.9	滋賀県	100.0	25.4	34.5	40.1
岩手県	100.0	31.4	22.3	46.3	京都府	—	—	—	—
宮城県	100.0	31.0	18.4	50.6	大阪府	100.0	2.0	42.7	55.3
秋田県	100.0	36.9	21.6	41.5	兵庫県	—	—	—	—
山形県	100.0	30.4	22.6	47.0	奈良県	100.0	25.3	19.9	54.8
福島県	100.0	29.0	21.7	49.3	和歌山県	100.0	25.1	29.8	45.1
茨城県	100.0	33.3	23.0	43.7	鳥取県	100.0	36.3	17.3	46.4
栃木県	—	—	—	—	島根県	100.0	34.0	19.5	46.5
群馬県	—	—	—	—	岡山県	100.0	25.1	30.4	44.5
千葉県	100.0	32.6	22.4	45.0	広島県	100.0	17.7	34.3	48.0
東京都	—	—	—	—	山口県	100.0	20.3	34.5	45.2
神奈川県	100.0	4.9	43.6	51.5	徳島県	100.0	27.4	19.2	53.4
新潟県	100.0	26.4	24.4	49.2	香川県	100.0	23.4	26.9	49.7
富山県	100.0	20.5	32.1	47.4	愛媛県	100.0	27.2	26.1	46.7
石川県	100.0	22.6	26.3	51.1	高知県	100.0	33.1	16.8	50.1
福井県	100.0	26.1	28.2	45.7	福岡県	100.0	9.3	41.9	48.8
山梨県	100.0	29.9	18.8	51.3	佐賀県	100.0	30.0	25.6	44.4
長野県	100.0	28.4	23.9	47.7	熊本県	100.0	16.5	30.5	53.0
岐阜県	100.0	21.0	30.3	48.7	大分県	100.0	25.8	20.1	54.1
静岡県	100.0	21.4	39.3	39.3	宮崎県	100.0	31.6	17.8	50.6
愛知県	—	—	—	—	鹿児島県	100.0	38.0	13.5	48.5

(注) — は生産所得の推計を行っていないことを示す。

イ 第1次産業所得

33年における生産国民所得では第1次産業の全体に占める割合は18.6%であるのに対し、大阪府2.0%、神奈川県4.9%、福岡の9.3%等著しく下回るものもあるが、前述したような後進圏にあつてはいずれも30～38%というかなり高い構成率をもっている。これらの地区は生産面からも第1次産業へ30～40%程度依存していることが明らかで、産業発展の相対的低位をあらわしている。

資料の関係からつまびらかではないが、一方工業地帯を包含する先進圏の比率は20%以下にあるといつてもさしつかえない。

ロ 第2次産業所得

また第2次産業所得の全体に占める割合は、国民所得では33%合であるが、やはり高率を示すものとして先進都県があげられ40%合を超え、これに対し東北・南九州等が目立つて低い。

ハ 第3次産業所得

第3次産業所得の構成にあつてはいささか変つた傾向がみられる。しかし第2次産業とこの関係のかね合いからみた場合、これまで述べたようにいわゆる先進圏が高く、人口集中による第3次産業の隆盛を反映している。これらの地区は、工業発展度に伴う1人当たり所得水準も高く、また人口が集中しているため、享楽消費も含めて第3次産業部門への消費支出が大きいという消費圏としての特色をあらわすものである。

ニ 本県の所得構成

ここにおいて本県の産業別所得構成をとらえてみよう。県内生産所得において各産業部門の占める構成比、すなわち、各産業部門が昭和34年県内生産所得の形成に寄与した関係を第7表によりながめると、第1次産業部門が33.2%で前年の34.4%より1.2%減少したのに対し、第2次産業部門は前年の22.7%から24.9%と2.2%増大を示すにいたつた。また、第3次部門は前年より1.0%減少をみせた。これらを総合的にみれば、34年の所得形成は第1次および第3次産業の減少率がそのまま第2次産業の増加比となつてあらわれており、これは34年における本県経済の活動の中心は第2次産業なかんずく製造業部門のめざましい進展にその要因を求めることができる。

かようにして今後ますます本県経済の体質が改善されることを期待するものである。この機会に全国における構成比をみると、第1次産業部門17.1%、第2次産業部門34.0%、第3次産業部門49.3%と順次高率を示している。すでに述べたことおよびこれによつても一層明確となるように、本県の産業構造は全国に比べ第1次産業部

第7表 産業別所得構成の全国比較

年次区分	第1次	第2次	第3次	海(県)外 よりの純 所得	
				%	%
茨城 県	昭 32	34.8	23.0	42.2	—
	33	34.4	22.7	42.9	—
	34	33.2	24.9	41.9	—
全 国	32	18.6	34.0	47.9	△ 0.5
	33	18.6	32.5	49.3	△ 0.4
	34	17.1	34.0	49.3	△ 0.4

- (注) 1 県(国)民所得推計結果から算出。
2 所得総額を100とした比率を示す。
3 国における△はマイナスを示す。

門の占めるウェイトが余りにも大きく、反面第2次産業部門においておおむね10%、第3次産業部門7%程度と高次産業の所得構成比がいずれも低率にある。

いうまでもなくこのことは直接本県の所得水準ないしは労働生産性を常に低位におく原因をなしている。

(4) 就業構成と所得構成

詳述することは後にゆだねるが、では就業構成と生産所得構成との関係を見ると、まず全体の姿を通じていえることは、第1次産業は就業者の割合に比べて所得の割合はかなり低く、第2次・第3次はこれとは逆に所得の割合の方が就業者割合を上回っている。これはとりもなおさず、第1次産業の1人当たり所得が第2次・第3次産業よりも相対的に低位にあることを物語るものにほかならない。そして第2次および第3次産業の1人当たり所得は、おおむね同水準とみられる。これを地域別にみて目立つことは、後進地域において第3次産業の構成比は就業者のそれよりも生産所得はほぼ倍近い大きさを示しており、第3次の1人当たり所得は第1次および第2次の1人当たり所得よりもかなり大きいことである。

これはその地域では、第3次産業就業者の所得が相対的地位では最も高いということではあるが、第2次産業とくに工業発展の遅れている地域にあつては、大工業も少なく、たとえそれがあつても生産性の低い中小工業が多く、結果として賃金水準も比較的低く、一方第3次産業の金融業・運輸通信業など一般的にみても賃金水準の高い業種や、公務など相対的に歩合の高い業種の就業者の所得水準が目立つためであろう。

(5) 先進地域と後進地域

イ 工業の発達と所得格差

資料の制約からおおまかな面について触れてきたが各種の産業構成からみていえることは、わが国はいわゆる4大工業地帯例えば京浜・阪神・中京・北九州に山陽を加えた地区を中心として工業が極度の集中と発達をみたことは明らかであり、それがこれら

の地区とその他の地区との間の所得水準の格差，すなわち，貧富のひらきを生んでいるわけである。

もちろん，近年その他の地区にも新しい工場地帯が続々と各地に建設されているが，その規模からいえば4大工業地帯に比べるまでもなく，それはまた考え方によつては4大工業地帯のいずれかに従属するものであろう。いずれにしてもこのような集中がいろいろな意味で，その地の地域間に格差を拡大してきたことは明らかな事実である。しからば，どうしてこのような集中が行われたのだろうか。

そこでまず考えられることは，工業地帯の形成には立地条件が大きく左右することはいうまでもない。しかし，一面ひろがえつてわが国の4大工業地帯のうち，その中心をなす京浜・阪神等にあつては，近代国家として芽生える以前からながく文化・政治の中心をなしていたことが，根本的要因ではなかつたかと思考される。

ロ 産業構成の戦前・戦後

これまで最近における状態について地域別あるいは都道府県別に大観してきたが，しからばこのような現状は戦前との対比ではどのような変化をもたらしているだろうか。またどのような推移にあるかをながめてみよう。しかしながら，戦前・戦後を通じて産業構成をながめる統計資料は，産業別就業者数だけしかは握されていないし，また毎年連続して行われたものではなく，一定時点が明らかにされているのみである。また，ここでよく考慮におかなければならぬことは，戦時中はいうまでもなく戦時態勢への対応もあつて，就業構造も無理にゆがめられた面も各所にみられ，決して正常なものとは考えられないであろう。また，戦後といえども終戦の混乱から復興への過程をたどり，経済行動の全般からみて一応安定したとみられるのは，昭和30年になつてからといつても過言ではないであろう。

第8表 産業構成の推移

地域別	昭 5			昭 30		
	1次	2次	3次	1次	2次	3次
	%	%	%	%	%	%
北 関 東	54.9	15.2	29.9	42.4	22.0	35.6
南 関 東	28.6	25.0	46.4	20.4	31.0	48.6
東 海	46.8	25.0	28.2	35.1	31.0	33.9
茨 城 県	71.4	10.3	18.3	63.2	13.2	23.6

このような考慮と観点からすれば，戦前・戦後の比較といつても昭和5年と30年の両時点において就業者構成をみるのが，最も正常な形でしかも当を得たものと思考される。そこで総体的にいえることは工業地帯を包含する地区と北海道では第2次産業お

よび第3次産業の構成比が大巾に増大し，第1次産業の縮小が著しいのに対して，これ以外の後進地域では第1次産業構成比の縮小は主として第3次産業構成比の増大に向つており，第2次産業構成比は増大しているものの，極めてわずかに過ぎないということである。

ハ 発展地区と本県の比較

ここにおいて発展地区と本県のそれを比較してみると，第8表およびこれまでもみられるようにいかに本県の第1次産業の構成比が高いか気付くであろう。すなわち昭和5年の71.4%の比重から63.2%に縮小はみたまもの先進地域との比較においてはなおまた20~40%も高い。発展地区の第2次産業のそれは22~30%以上を示すのに比し，本県のそれは僅か13%合にあるに過ぎない。また，第3次産業の構成比は18.3%から23.6%へと増大しているが，前述のとおり第1次産業の縮小は第2次産業の僅小増大に徴すれば，それより多くが第3次産業構成比の増大に向つているといつてよいであろう。なお，この現象は第8表を中心としてのことであつて，各都道府県別に検討した場合これ以上の構成格差のあることを見のがしてはならない。

先進性，後進性を兼ね備えている日本産業構成の中にあつて，本県のそれは後進性を担つていることを示すものであるが，終局的には本県経済の基本的なものとして体質改善の必要性に迫られる所以もまたここにある。

ニ 農業生産性と人口の流動

ここで考えられることは，戦前・戦後を通じて農業の生産性が逐次高度に向つているため，第1次産業の構成比は縮小の傾向にあり，後進圏にあつてもこの点決して例外ではない。しかし，前述のとおり問題はその発展テンポであり，これらのかんばしくないところでは増加する人口のかなりの部分が地元における第2次産業に職を求めることができないままに放り出されて，先進工業地帯に集中してゆくのが実情である。他面例えば学校教職員・それに公務員交通機関労働者などのように，どの地区でも余りの変化なく必要とされる部門，あるいは戦前にくらべて大きく変容を示した生活態度に発展した各種サービス部門など，直接経済発展とむすびつなぐともふくれあがることを余儀なくされている第3次産業の拡大が横たわり，これが第2次産業の育たない後進圏では，相対的に大きな構成比をうながしているものと思考されるのである。

これとは全く逆に，先進圏では工業の集中が盛んで後進圏からの流動をも含めて第2次産業構成比の拡大を生み，それが人口集中消費拡大を背景として，

なお前述したように拡大に拡大を重ねる要因に加えてさらに第3次産業の隆盛をもたらしたものであろう。

4 人口の過度集中と弊害

以上のべきたつたような経済発展の傾向はとりもなおさず都市の発達をうながしたのであるが、この都市発展の状況を人口集中の上から概観すると人口の都市集中は

昭和30年には全国人口の56%が都市に集中し、人口の増加についてみると大正9年当時の市域内人口に対する昭和30年の市域内人口は5倍に達し、これと同様の方法による郡部人口は15%の減少を示している。都市のなかでも京浜・阪神・中京・北九州諸都市への人口および産業の集中が著しく、京浜地域は年間おおむね40万人、阪神は20万人の増加をみせているといわれる。

第9表 自然増加に対する社会増減

都道府県別	率(各期間の自然増加100.0につき)			都道府県別	率(各期間の自然増加100.0につき)		
	昭25~30	昭22~25	昭10~15		昭25~30	昭22~25	昭10~15
全 国	0.1	2.8	4.5	兵 庫	53.5	40.0	135.4
北 海 道	11.4	35.7	2.6	奈 良	67.8	144.3	99.8
青 森	24.1	9.9	61.7	和 歌	52.4	56.9	97.3
岩 手	36.1	4.4	43.7	鳥 取	64.5	62.3	127.9
宮 城	56.9	14.7	67.0	島 根	69.4	64.4	123.0
秋 田	63.9	37.3	83.0	山 口	66.7	50.8	106.7
山 形	103.9	71.0	97.0	徳 島	43.3	35.3	14.5
福 島	82.0	50.7	65.0	香 川	28.5	28.7	155.2
茨 城	83.5	78.6	32.4	愛 媛	100.7	56.2	125.6
栃 木	102.5	84.1	86.7	高 知	104.3	50.1	147.7
群 馬	88.9	70.0	36.2	徳 島	82.7	32.0	80.9
埼 玉	22.2	64.6	16.8	香 川	80.9	44.0	121.2
千 葉	50.2	77.5	50.2	高 知	16.5	49.6	138.1
東 京	332.6	294.4	145.4	佐 賀	64.0	54.7	59.4
神 奈 川	148.2	83.4	182.6	長 崎	35.8	0.3	5.9
新 潟	93.0	70.8	50.8	分 岐	70.9	73.5	115.8
富 山	78.5	49.7	39.2	本 州	53.2	46.6	124.5
石 川	82.6	46.9	157.4	宮 崎	50.9	16.8	73.9
福 井	96.3	35.0	113.2	鹿 児 島	77.3	51.6	101.9
山 梨	107.7	91.0	66.0	地 方 名	率(各期間の自然増加100.0につき)		
長 野	135.9	99.2	103.1		昭25~30	昭22~25	昭10~15
岐 阜	60.5	44.9	48.4	東 北	60.6	28.1	69.1
静 岡	6.3	27.1	44.4	東 京	94.6	63.4	61.8
愛 知	78.2	32.3	63.8	中 部	43.5	37.6	35.7
三 重	70.6	43.0	59.6	近 畿	79.5	45.3	78.8
滋 賀	116.6	93.4	128.0	国 家	50.5	43.9	28.6
京 都	19.2	2.1	55.8	中 国	90.5	43.3	111.4
大 阪	209.6	159.1	176.8	四 国	36.7	12.4	24.6

(注) 厚生省人口問題研究所「最近の人口に関する統計資料」による。

イ 人口の社会増減

いま、ここで人口増減の要因について述べるまでもないが、その一つは出生と死亡との関係(自然増減)から生ずるものであり、他の一つは他の地域からの流入と流出との関係社会増減によつて増減をきたすものである。

第9表は同一期間における自然増加と社会増減の大きさを比較するため、各期間の自然増加100人に対して社会増減がどの程度の割合であつたかを示したものである。ただここで注意すべきことは(一)マイナスの符合が付されているのは、その地域から移

動していつた人口が、流入人口よりも多いことを示している。したがつて社会増減がマイナスの100を超える場合は、その地域の人口はその期間についてみれば減少しているわけである。この表をみてもまずわかることは、さきに述べた4大工業地帯を除外すれば、大部分の県がマイナスであること、いわば人口流失県であるといふことができる。したがつて結論的には、社会増減のマイナス分だけ自然増加による人口の増加を相殺するわけであるから、全体としての人口の増加もそれほど増えないわけである。かかる意味から、4大工業地帯に属する都府県また

は北海道のごときは社会増減がプラスであることが指摘でき、つまり人口流入県である。したがってこれらの地域においては、自然増加に加えて社会増加があるため全体としての人口はさらに増加する結果を招来する。ことに東京・大阪については、社会増加がきわだつて多く、この両者の人口増加の大半の理由がこの点に内包していることがわかるであろう。

ロ 過度集中による弊害

そこでまた提起さるべき問題は、広大にして大規模な重化学工業の発展は、わが国独特の関連工場の誘発を次々に伴つて、これら4大工業地帯のマンモス都市化を促進し、過大都市の弊害を露呈するに至つてゐる。すなわち(1)市地域でさばききれない人口の増加は、都市の外縁部および周辺都市への人口移動を急増し、都市中心部との通勤交通需要を一変させ(2)既設道路は急速な発展を続ける自動車輸送を消化しきれなく(3)人口増加に伴う住宅供給が、追いつかないことによる住宅難をきたし(4)消費構造の高度化による上水および重化学工業化による工業用水の需要の急増に対し、供給は限界に達し、(5)工場、ビルの地下水汲上げによる地盤沈下が大きくなりつつある等といった問題が山積しだしたのである。換言すれば、都市的内包量の増加に統御の形成が追いつき得ない状況におかれている。

もちろん、これら地域に対しては諸種の施策がとられていようが、その施策の進行にもかかわらず、ますます過大化傾向をきたすとともに、他方これら過大都市とその他の地域との所得の格差をいよいよ大きなものにしてゐるのが現状であろう。

第2項 地方自治の振興と都市建設の方向

1 普遍的な地方自治の振興

それでは次に生起する問題点として、普遍的な地方自治の振興について述べてみよう。昭和28年来全国的な町村合併促進によつて従来人口8,000未満の弱小町村がまさに発展的解消をとげ、全国平均人口14,000の規模を有する町村を形成し、市の数においても555を数えて、町村合併以前の約2倍の現出をみるに至つたのである。

そしてこれらの新市町村は、いうまでもなく新市町村建設促進法の定めるところに従つて新市町村建設計画を樹立し、その新しい経営に乗り出している。改めて述べるまでもなく、町村合併のねらいは町村の規模を適正にし、その財政力を高めることによつて行政水準を引上げるとともに、その経営の近代化を進めるところにあつたことは周知のとおりである。しかし、問題はこのような措置を通じて、果たして新市町村が自治運営の確たる基盤をもち得たかということにある。

地方自治は、地域住民の福祉と生活水準の向上を目的として、国家行政とは別の見地から運営される国家目的でなければならない。それぞれの個性と特色とに応じ、それぞれ独自の方法によつて当該地域の住民福祉増進の施策を進めることが地方自治の本質であることは論ずる由もないが、少なくとも可能性の基盤としては、国家はその具現への条件を保証しなければならぬ義務を有するはずである。

ところが地方自治の現状は、この保証が十分になされてゐないといつても決して過言ではあるまい。すなわち地域別による財源の偏在、所得の格差は非常に顕著なものであつて、換言すれば地方自治はその出発点においてすでに不整そのものである。逆にこの事実こそまさに地方自治の出発点として本来のものであるというべきかも知れないが、国家目的作用としての地方自治がいつまでもそのままの路線であつてよいはずはないと思料するのである。

以下少しく地域の所得水準ないしは地方財政経済の実態を示す1指標として、第10表～第12表を基としてなめてみよう。

(1) 1人当たり租税額

所得水準と相当関係が深いと思われる1人当たりの租税額についてみても、府県間に大きな開差があり、とくに国税の差が甚だしいことに気付くのである。

いま資料の関係から第10表に示す昭和33年度における国民1人当たりについてみると、国税負担額10,709円、府県税2,476円、市町村税3,346円である。

イ 国 税

まず、国税では東京の35,380円に対し、鹿児島2,349円と大きな開きの中にあつて、本県1人当たりは2,779円である。背後的には、産業構成の差や法人(本社)の大都市集中が大きく影響している。

ロ 府県税にみる貧富の差異

府県税では1人当たり負担額東京5,803円、大阪の5,349円が高く、ついで神奈川の4,324円、愛知・兵庫・福岡の順となつてゐる。これに対して少い方では鹿児島801円、秋田の1,062円等最高と最低の開きは7倍強を示し、このように貧富の差が相当に大きい。

ハ 市町村税

次に、市町村税では最高最低の開きは約3.7倍で、前者に比しその差は比較的に小さいが、1人当たり負担額の多い順では他と同様東京(5,965円)、大阪(5,560円)・神奈川(4,683円)・兵庫(4,173円)・愛知(4,112円)・京都(3,719円)などが数えられ少ない県では鹿児島(1,589円)・宮崎(1,910円)・高知(1,983円)・茨城(2,002円)・山梨(2,027円)などといつた後進地域の低いのが目立つている。

第10表 都道府県別租税負担状 (況昭和33年度)

都道府県別	国 税		都 道 府 県 税		市 町 村 税	
	1人当たり 負担額	1世帯当 り負担額	1人当たり 負担額	1世帯当 り負担額	1人当たり 負担額	1世帯当 り負担額
全 国	円 10,709	円 54,758	円 2,476	円 12,661	円 3,346	円 17,108
北海道	6,568	36,146	2,034	11,195	3,609	19,854
北青森	3,031	17,921	1,188	6,995	2,160	12,703
岩手	3,176	18,692	1,116	6,567	2,177	12,799
宮城	5,606	32,738	1,342	7,834	2,228	12,990
秋田	4,817	28,250	1,062	6,202	2,660	15,536
山形	3,450	19,991	1,234	6,228	2,794	15,957
福島	3,476	20,086	1,199	6,929	2,286	13,195
茨城	2,779	15,410	1,326	7,356	2,002	11,095
栃木	2,989	22,197	1,479	8,314	2,308	12,837
群馬	3,793	20,481	1,491	8,049	2,415	13,024
埼玉県	5,801	31,931	1,635	9,002	2,428	13,336
千葉県	4,170	22,368	1,338	7,179	2,379	12,753
東京都	35,380	164,690	5,803	27,012	5,965	22,757
神奈川県	22,813	111,292	4,324	21,094	4,683	22,839
新潟県	5,297	29,674	1,502	8,414	3,112	17,424
富山県	4,961	25,728	2,174	11,276	3,811	19,750
石川県	4,855	23,909	1,892	9,318	3,094	15,222
福井県	4,323	20,897	1,652	7,987	3,100	14,923
山梨県	2,695	14,296	1,176	6,238	2,027	10,719
長野県	4,089	20,616	1,667	8,407	2,705	13,623
岐阜県	4,750	24,433	1,856	9,547	2,858	14,670
静岡県	9,386	51,548	2,701	14,836	3,120	17,140
愛知県	13,829	72,717	3,598	18,921	4,112	21,599
滋賀県	7,178	41,783	1,881	9,340	2,851	14,146
三重県	3,656	17,745	1,644	7,983	3,001	14,540
京都市	11,123	51,771	2,827	13,157	3,719	17,271
大阪府	27,083	127,053	5,349	25,095	5,560	26,090
兵庫県	20,436	98,278	3,202	15,398	4,173	20,055
奈良県	4,451	22,006	1,377	6,810	2,630	12,965
和歌山県	4,505	20,627	1,924	8,811	2,486	11,370
鳥取県	2,772	14,325	1,158	5,983	2,525	12,959
島根県	2,626	13,204	1,059	5,327	2,470	12,393
岡山県	4,631	22,789	1,800	8,857	2,867	14,103
広島県	9,181	42,793	2,228	10,389	3,060	14,265
山口県	8,188	38,765	2,446	11,580	3,642	17,216
徳島県	2,700	13,903	1,131	5,827	2,086	10,736
香川県	3,615	17,723	1,351	6,625	2,480	12,156
愛媛県	3,151	15,706	1,470	7,328	2,384	11,852
高知県	2,921	13,614	1,206	5,624	1,983	9,219
福岡県	9,610	49,485	2,743	14,125	3,474	17,889
佐賀県	3,806	20,861	1,231	6,751	2,310	12,637
長崎県	3,126	16,452	1,481	7,795	2,230	11,718
熊本県	3,448	18,433	1,076	5,754	2,229	11,906
大宮	3,465	18,079	1,155	6,027	2,256	11,766
宮崎県	2,419	12,646	1,251	6,539	1,910	11,297
鹿児島県	2,349	11,176	801	3,810	1,589	7,561

(注) 資料は税務統計書による。

(2) 国庫配付金

ところで租税総額中に占める国税のウエイトは戦前(昭和9~11年度)の53%台から戦後(昭和32年度)のそれは約70%台に増大しており、地方財政を通じて国税の大きな部分が府県に還元されている。第11表の背後に横たわる昭和31年度(資料の関係から)の都道府県・市町村財政に繰り入れられたものは、地方交付税・地方譲与税・国庫支出金あわせて4,837億円に達している。

いうまでもなく、地方公共団体には赤字団体も相当数あつて、一般財源の大部分をこの国庫からの配付金に依存しているものも決して少なくない。この機会に府県別

に、都道府県・市・町・村の歳入総額中に占める地方交付税・同譲与税・国庫支出金合計の比率をみると鹿児島57.0%、青森55.5%が非常に高く、徳島52.9%、鳥取52.7%、高知52.6%、大分52.5%、岩手52.2%、福井50.1%、これに続いて茨城49.5%の順となつている。また逆に東京にあつては17.2%、大阪18.7%、神奈川20.2%等が低率にある。

このように都道府県別には非常に大きな差がみられ、府県別の自主財源の貧弱さや、所得水準の差が大きいことを物語っている。

第11表 歳入総額中に占める国庫配付金の比率(昭和31年度)

都道府県名			率	都道府県名			率	都道府県名			率
			%				%				%
合	国	計	38.2	富	山	県	39.9	島	根	県	49.1
				石	川	県	46.5	岡	山	県	40.4
北	海	道	44.3	福	井	県	50.1	広	島	県	42.8
青	森	県	55.5	山	梨	県	51.8	山	口	県	34.5
岩	手	県	52.2	長	野	県	42.5	徳	島	県	52.9
宮	城	県	44.8	岐	阜	県	40.0	香	川	県	45.4
秋	田	県	49.4	静	岡	県	29.6	愛	媛	県	48.5
				愛	知	県	25.8	高	知	県	52.6
山	形	県	49.4	三	重	県	45.2	福	岡	県	33.2
福	島	県	47.2	滋	賀	県	42.6	佐	賀	県	48.3
茨	城	県	49.5	京	都	府	40.3	長	崎	県	48.5
栃	木	県	45.7	大	阪	府	18.7	熊	本	県	52.5
群	馬	県	45.1	兵	庫	府	28.9	大	分	府	49.7
				奈	良	県	48.3	宮	崎	県	48.9
埼	玉	県	39.3	和	山	県	48.0	鹿	児	島	57.0
千	葉	県	41.6	鳥	取	県	52.7				
東	京	都	17.2								
神	奈	川	20.2								
新	瀧	県	41.4								

- (注) 1 本表作成の基礎である国庫配付金は、都道府県・市町村に配布された地方交付税・地方譲与税・国庫支出の合計によつた。
2 自治省地方財政統計年報による。

(3) 株式分布にみる地域差

いまちなみに株式数(上場のみ)分布の状況をもて東京に総株数の44.52%、大阪15.91%、兵庫6.13%、愛知5.71%について神奈川2.50%、京都1.93%、福岡1.90%となつており、したがつて法人所得も当然のことながら東京・大阪によつて総株数の60%強が集中している現象を、一面これら構成比の動向をもてその差が拡大して大都市集中度が高まり、府県別あるいは地域別の格差が拡大の方向にあるといえよう。

(4) 地域差発生 の要因

以上のような所得水準の地域差がどのような過程をたどつて生じたかはすでに述べたとおりであるが、1人当たり県民所得の構成比をもてある程度その状況がわか

る。例えば、第1次産業(農林水産業)の占める比率が高いほど1人当たり分配所得は少なく、第2次および第3次産業所得構成比の高いものほど所得が多い。すでに概説したとおり4大工業地帯およびその周辺地帯の高いのが目立つている。

分配所得の構成比でみれば、勤労所得構成比が高い府県ほど1人当たり分配所得も多い結果を示している。また、これと逆に個人業主所得には農林水産業を含むためその構成比の大きいものほど1人当たり分配所得も少なくなつている。個人賃貸料所得・個人利子所得などの財産所得構成比では大きな差異はないが、最近における伸長度はやはり大府県の方が大きい。

第12表 株式数の地域分布

都道府県別	全国計を100とした構成比		都道府県別	全国計を100とした構成比	
	33	34		33	34
全国計	100.00	100.00	大京阪	15.77	15.91
北海道	1.46	1.41	大京	1.96	1.93
宮城	1.46	1.41	京	6.46	6.13
青森	0.27	0.27	兵	0.89	0.84
秋田	0.12	0.12	奈	0.82	0.77
岩手	0.14	0.13	和	0.45	0.43
山形	0.15	0.14	滋	26.35	26.01
福島	0.19	0.19	歌	1.04	1.03
計	0.31	0.29	計	0.87	0.81
東	1.18	1.14	島	1.04	0.98
神奈川	43.41	44.52	山	0.15	0.14
千葉	2.52	2.50	鳥	0.21	0.22
山梨	0.95	0.94	島	3.31	3.18
埼玉	0.27	0.26	計	0.50	0.47
茨城	1.19	1.11	香	0.53	0.49
栃木	0.43	0.41	愛	0.29	0.28
群馬	0.47	0.46	徳	0.18	0.17
新潟	0.42	0.41	高	1.50	1.41
計	0.54	0.52	計	1.91	1.90
愛	0.93	0.88	福	0.18	0.18
静	51.13	52.01	佐	0.32	0.30
三	5.68	5.71	長	2.41	2.38
岐	1.34	1.29	計	0.27	0.27
計	1.03	0.98	熊	0.21	0.21
石	0.90	0.87	大	0.10	0.10
富	8.95	8.85	宮	0.13	0.12
山	0.43	0.41	鹿	0.71	0.70
福	0.75	0.70	計	1.44	1.43
計	0.38	0.37	外	1.44	1.43
	1.56	1.48	地		
			そ		
			の		
			他		
			計		

(注) 1 資料は大蔵省理財局株式分布状況調査による。
2 本表は上場株のみの分布状況により算出した。

2 均等化された基盤の賦与

これまで述べたように先進4大工業地帯を中心とするいわゆる先進地域と、その他の地域との財源の偏在を是正し、所得の格差を縮小しあるいは大都市集中の弊害を取り除く方策がとられて、地方自治運営のより均等化された基盤を与えることが当面の重大な課題であるといわなければならない。そこでこれに代えるものとして考えられたのが地方基幹都市建設の構想であろう。

京浜・阪神など過大都市以外の地域を開発し、地方に分散的に生産・消費・文化の中核的拠点としての大都市を建設し、その積極的な吸引力による当該地域の発展を促すが、その目的に外ならない。財源偏在の是正といい、また地域格差の縮小というのも帰するところは、地方に第2次産業、なかでも工業の振興をもたらして、その生産力を中心とする地方経済構造の再編成を俟つ以外に求める途はないものと考えられるからである。

人口、所得の大きな吸引力を有する大都市が、一定の地域計画のもとに全国的に建設されてゆくとき、地域の格差はかなりの範囲において縮小されてゆくであろう。

そもそも国の経済成長がもたらす国民の富は辺土のすみずみまで享受さるべきものであり、したがって地域住民の福祉はその自然的地位のいかんにかかわらず、可能なかぎりの均等化の上に形成されなければならない。地方自治の運営は、かくして始めてその十全な基盤が得られるものであろう。

すなわち、地方基幹都市の建設は、先進工業地帯に集中する人口と富の流れを阻止し、地域の格差を縮め、それによつてより均等化された地域住民の福祉への途を開き、普遍的な地方自治確立の基盤を賦与する礎石であるということに要約されよう。

3 2大目標の交差点

地方基幹都市の建設が、その最も大きな要素として工

業立地政策を中に内包しているものである以上、そして所得の地域格差解消を目的の一つとしている以上、当然に国の所得倍増計画、産業立地計画、広域都市計画等との密接な関連のもとに進められなければならないことは当然であろう。

すなわち、産業立地の構想は、4大既成工業地帯、太平洋ベルト地帯、北海道、東北、裏日本の低開発地帯、その他の地帯と4分類の下におかれ、4大既成工業地帯はすでに限界に達しているため、この地帯への工場集中は原則として禁止または制限を加え、ベルト地帯（東京・名古屋・大阪・北九州を連ねるベルト状の太平洋臨海地域）の中間地帯に中規模の新工業地帯を立地させ、低開発地帯には倍増10カ年計画期間の後期に、大規模な中心的工業地帯にふさわしい立地の外部条件を整備することとしているものようである。

そもそも地方基幹都市建設構想は、その出発点において当然この問題と直面せねばならぬ要素をもつていて、思料されるのであるが、所得倍増とは既成の大企業を中心として資本主義的発展の自然の形のままの高度の経済成長にまつことのみが、その正しいあり方とは断定できないと思われる。この形において、高度の経済成長を達成すればするほど農業の格差は拡大し、中小企業との格差さらには都市と地方の格差もますます大きくなるのみであろう。

経済の成長発展が、雇用を拡大し失業者を減少し、賃金向上を招くことによつて、所得の増大を期待せしめることは可能であつても、前述した格差拡大の問題を解決することにはならないであろう。

地方基幹都市の建設が、地域格差の縮小を通してこれら諸格差の解消による国民生活水準の向上を図ることを目的とする以上、立論は正面から対立せざるを得ないのである。また、いわゆる太平洋ベルト地帯にも、低開発地帯にもできうる限り同時可能な地方基幹都市を建設すべきであると考えたい。しかし、それが産業立地の可能という大きな制限を必須の条件として担っている以上建設は現実的な一種の制約の下に実現可能な途を歩かねばならぬこともけだし当然である。

国の施策の方針が、以上のごとき所得倍増の理念を採るからには、地方基幹都市の建設は経済の高度な成長と地域格差解消との交さされた地点に求められねばならないであろう。

4 国家的都市と地方都市

既成4大工業地帯を中心とする過大都市への人口および産業の過度集中を排除するために、他の1つは第2・第3次産業従事者人口の増加を既成市街地の改造と新市街地の建設によつて収容するために、全国に広域都市を計画的に分散建設しようとする構想に対し、地方基幹都

市のそれはこれを大きく2種に分けることができよう。すなわち、文字通り京浜・阪神等の過大都市に対抗し、国家的影響力をそれ自体として有することのできる大都市、いわば国家都市と、これに対し広範な1定地域の経済、文化の中核的機能を果たし得る地方大都市とがそれである。

ここで国家都市というと、耳なれぬ異様な感じを抱くかも知れぬが、たとえば東京・大阪のごとき大都市は、その動向が国家全域に決定権をもつような独占的支配都市と解すべきであつて、局地的なある地域の均衡の上に成立する都市ではなからうか。

もちろん、東京・大阪といえどもその広大な周辺地域に対して特殊の吸引力を形成している点については、他の大都市とは異ならないが、しかもなお加えて以上のごとき特性をそなえているといわざるを得ないであろう。

ただ、ここでいう国家都市とは国家全域に決定権をもつ東京・大阪のみを指すのではなく、いやしくもその存在が国家的範囲にわたつて大きな影響力をもつ大都市、たとえば名古屋市のごときは同じく国家都市と考えてゆこうとするものようである。

5 適正な都市建設

大都市の形成は人口と所得の吸引力であり、扶養力である生産力の発展を前提とすることはもちろんであるがこのような国家都市は、単に生産力のみならず文化的優越性なり、政治的重要性なりを内に具備するものでなければならぬことはいままでもない。

これに対し、他の地方基幹都市は、地域の中心的大都市として当該地域のより広範な均衡の上に立ち、現在のそのような地方都市群とは違つて、その行政区域の外に社会的・経済的に大きな自己の発展をもつた都市たることにその特色を有するであろう。

基幹都市は常に大都市圏としての都市でなければならぬ。そして都市の外型からいえば、広域都市ということでもあろう。とりもなおさずかかる基幹都市の成立は国家都市の形成と相俟つて下請企業の広範な存在を可能ならしめ、原料・中間財の供給・製品販売の有利性を保証することとなり、相互に生産力の増大を期することができるのである。

ここで記述を改めるまでもなく国家都市については、その存在理由からみて極度に合目的に建設される必要がある。すなわち、基幹都市建設の可能性は前にくり返しのべたように、その生産力の醸成にあるが、これは現在の資本主義経済体制下の自由企業にあつては、産業立地の自然条件に左右されざるを得ないことも認めねばなるまい。

ところで、企業誘致の人為条件は、関連施設とりわけ公共施設の急速かつ大規模な造成によるその可能基盤を

作る以外に途はない。しかもそれは産業立地の適・不適を決する自然条件に変更を加えるということは困難なことであろう。それにもかかわらず、国家都市は日本の地政学的見地から、さらには地方行政の見地から極めて合目的に建設される必要をもっている。それがためには適切な施策と時間とによつて歩一歩と進めることが要求されよう。

これに対して他の類型の基幹都市は、産業立地の自然条件に従いそのおかれた地理的・歴史的条件に沿い、適正な国家的見地から建設されてゆくこととなるであろう。

第3節 農業への展望

第1項 迫られる画期的な方向転換

これまで述べたつた、主として農業と他産業部門との諸諸の関係から生じた問題を総合的にとらえ、ここにおいて農業への展望を試みてみよう。

1 発展的転換の機運

「豊作続きなのに借金は増える」——耕地整理も進行し、かんがい排水事業あるいは土地改良が完備した農耕地域であつても、一部の富農層を除くと依然として農民の生活は苦しいのが実態であろう。これは都市における諸産業が、その経済活動の活ばつ化とともに所得がめざましく発展向上してきたのに対し、農業所得は頭打ちで相対的な開きが大きくなつたことに基因するものであろう。しかしながら、この事実はなにもいまにはじまつたものではなく、戦前のいわゆる小作人時代においてはさらに深刻なものであつたことがえりみられる。

戦後一時食糧の窮乏時代、物交や売り惜しみなどでかなり経済的にうるおつた時があつたが、次第に食糧事情が回復し、ましてここ数年続きの大豊作となるといかに支持価格制度が存するとはいい、必然的に農産物の価格の低落をきたし、いくら作つても十分な収入は得られないという段階にきているのではなからうか。いわば最近の農業生産は完全に生産過剰時代に入った。これはすでに発生した現象として牛乳過剰・繭価の暴落等で実証されている。

ふりかえてみるに、わが国の農業は戦後の農地改革を契機として目ざましい生産力の発展をとげたのである。しかし生産手段の発展とわが国農業に支配的な小農生産との間に矛盾を生ずるようになり、今後順調な生産力の発展が困難になりつつあるという現状を見のがしてはなるまい。そしてこれらの不均衡発展を是正し、とくに産業基盤・生活環境・社会保障の整備拡充等の問題も提起されることとなり、背景的には財政の果すべき役割は大きいものがある。従つてこれに次ぐ措置としては金

融機構と資本蓄積方式の正常化を積極的に推進すべきであろう。

いずれにしてもわが国の農業問題は、いまむずかしい曲りかどにきている。と同時に、いまが転換の好機であることも事実であろう。農業政策の目標を産業としての農業の近代化と、農業人口の削減に焦点をおいているようであるが、今日の農業問題の所在点がだれの目にもはつきり映てじいることを示すものであろう。結論的にはここで惰性化した農政をあらため、近代国家にふさわしい進んだ農業政策に転換することは決して無意味ではなからう。

2 広い視野で農業の転換を

経済の成長に伴う外部環境の変化に、農業を適応させようとする農政の方向転換には異論のないところであろう。また、率直にいつてこれまでの農政には、国民全体の一環としての農業の発展的対策はほとんど省みられなかつたといつても過言ではあるまい。むしろ零細な小農経営をそのままにして、個別の農業経営の発展は考慮されないまま、いわば国民食糧の量的確保政策に終始したといえるのである。その結果、農業の生産性は低いところに停滞し、経済競争力もいたつてぜい弱で、ひいてはこれが低所得の要因となつていたものではなからうか。

したがつて農業における生産性の向上、農家所得、生活水準の非農業部門との均衡をはかるには、たんに農林行政の分野のみでなく、広く国民経済の発展過程の中においてこれを取り上げてゆく必要があることはいうまでもない。

農業の転換については、農業内部からみてもまさにその機が熟しているであろう。経済の飛躍的な発展は、小農の維持温存を図つてきた条件をいちじるしく変化させていることに気づくのである。

(1) その第1は、数年続きの豊作で米の需給が緩和し、水稲農業の重要性が次第に低下しつつあり、従つて現在よりも経済性の高い水稲農業を営むには、零細な個別経営では困難になつてきていることである。さらには食生活の変化が農業経営の有畜化を要請しているなど、このへんにおいて農業生産構造に新風をそそぎ込む必要に迫られている。

(2) 第2に、新しい技術の進展や機械化の進歩発達も小規模経営には取り入れられず、それがため生産性の向上も限界にきている。

(3) 第3としては、農業部門からの急激な人口の流出である。すでに農業労働者は地域的に不足しておりましてや所得倍増計画で将来相当数の労働需要の増加を見込むとすれば、農村における労働力の不足は一般化するおそれもなしとしないであろう。いうな

れば、小農経営の存立すらおびやかされている現状にある。

このような小農構造を改めるため、自立農家の育成と協業化を中心とした構造政策の推進が、新政策の中軸をなしている。いうまでもなく農業専業でやつてゆける農家が自立農家であるが、こうしたいわゆる上級農家戸数はきわめてかぎられている。

もとより今後とも小農層の分解が進み、一部の小農は自立できる専業農家に発展するであろうが、大部分とり残される小農群を協業化という方向で結集させるためには、新政策はきわめて憶病であるようにうかがえる。もしもかりに小農の存在が農業発展の阻害要因として働いているとすれば、協業化対策にはもつと積極的であつてしかるべきだと思料されるのである。おもうに農地制度など諸制度の改廃に具体性を欠いているのは、従来の農政の基調であつた自作農維持の観念から脱し切れなからであろう。しかし農業の低生産性と低所得が構造問題と不可分である以上、土地資源や生産手段を経営拡大に資するよう諸制度の根本的な解決をはからねば、その効果も期待し得なくなるであろう。また小農の離農についても、国の雇用政策全体として充分な検討を行いこれをめぐる一連の問題として、貧農切り捨て的な方向をとるようであつてはならぬと思考される。これは農業に対する基本的態度として、所得格差の均衡を目標とすることは当然であるが、その不均衡をたんに価格政策で埋めるようではこれも農業の発展にはならないであろう。進んだ農民は農業経営の近代化が確立されることを強く望んでいるのであつて、単なる保護のための保護を希求しているのではなからう。従つて農業転換への構想は、いうまでもなく前進的であり、しかもその進め方については、広い視野から農業構造の改善が考えらるべきだと思考する。

3 農業構造の改善が必要

前述のように零細農耕の解決は、所得均衡と生産性の向上であり、それがためには現在の農業構造の改善が不可欠の要素であることは論をまたない。

由来この特質をよりどころとして農政の特色とし、零細農耕制の上に各種の制度が構築され運用されてきた。またこの零細農耕制が次第に膨らみよする社会人口を安価に抱擁する支えの役割を果たしているということから経済界も零細農耕制を特色とする農政をそれなりに是認してきたものであろう。そういうわけで、かえつて農村人口の保有が農政の郷愁とされ、他面大量に農村人口の都市商工業への吸収をはかるような労働市場の拡大策には、一方において失業対策問題に常に目を離し得ない経

済界が憶病であつたことも事実である。

このような体制が、見えざるカーテンとなつて農村と都市、他産業と農業との格差が醸成され、わが国経済の高い成長率をささえ、いわゆる二重構造を持續してきたわけである。今日見られるような工業の驚異的な成長発展に伴い、これと比べて農業の生産性の低さ、格差の拡大の傾向は上述のようなカーテンを掲げた場合にこれを浮き彫りにした現象に外ならないであろう。

したがつて、このような経済体制下に培養された農政の転換をはかり、零細農耕制の改革、つまり農業構造の改善を図ることは、いづくしてなかなか容易な業ではないであろう。それならば、今日このカーテンを引き揚げ農業構造改善への条件があるだろうか。しかし現実には今日好むと好まざるとにかかわらず、見えざるカーテンを次第に見る形で引き揚げられつつあるといえよう。いまこの顕著の例として農業就業人口の他産業への就労によるかなりの減少化傾向や、それと裏腹をなす農家兼業化の進展、商品生産の拡大、機械化の普及、さらには農業法人の設立の問題等をあげることができる。

その要因は何であろうか。これを促進した要因はいうまでもなく農地改革以来の農業における商品経済の著しい拡大進展であり、市場経済の農業経営への浸透であろう。つまり零細農耕は孤立から次第に解放され、分解と発展への胎動を急速なものにしたわけである。もしそうだとすれば、農業構造改善の道はかかる商品経済の一層の進展をはかり、これに対応する農業経営規模の拡大などの具体的施策がづきづきに実施に移されるような方向に進むことが望ましい。すなわち、米麦一本ヤリの戦後農政が修正され、ついで農産物価格の支持安定策と自作農維持の農政もようやく修正される段階に入つたのであるが、やはり新しい農政を確立するためには、一本の太い柱を立て、この目標に向つて新しい施策が重点的に集中されなければならないであろう。

第2項 農業行政の新しい方向

1 「曲がりかど」にきた農業

すでに述べたように、近年農業の問題が「基本問題」として論ぜられるに至つたのは、農業の発展が他産業の発展にとり残されたばかりでなく、農業就業者1人当たり農業所得および生活水準が、非農業就業者1人当たり非農業所得および生活水準にくらべて著しく低位にありしかもその開差がさらに拡大する傾向が現われてきたためである。

ここにおいて本県の労働生産性をながめてみよう。まず、就業者1人当たり平均所得を第13表によりながめた場合、昭和34年では179,546円で、これを前年の155,801円に対すると15.2%の伸びとなつている。遺憾ながら全国の就業人口が発表さされていないため、これとの比較を

試みることはゆるぎないが、これを過去の経過に徴しても全国就業者1人当たり平均所得100に対し、おおむね80%前後とみられる。すなわち、本県のように農業所得の比重の大きな県における特異性のあらわれであり、また、年により増減の差をひき起しているのである。なぜならば農業所得は、天候などに支配されやすい米麦作の影響を敏感にうけて多分に変動しやすいものであるから、かならずしも着実に増加の傾向をたどるものとはいえない。また、戦後日本経済が復興するにつれて、本県における生産活動もまた活ぱつとなつたことは事実であり、これに伴つて雇用や賃金が増大したことが勤労所得の比重を高め、ひいては分配所得の面においても堅調な歩みに大きく寄与しているということがいわれる反面、農業所得にいたつては伸長度が低位であり、かつ他の部門との格差が増大の傾向にある。

第13表 本県の産業別就業者1人当たり所得 (単位円)

年次	産 業 別			就業者1人当たり平均所得
	第1次	第2次	第3次	
昭和30	80,991 (100.0)	186,707 (230.5)	231,068 (285.3)	131,324
31	78,955 (100.0)	209,640 (265.5)	231,833 (293.6)	134,248
32	87,789 (100.0)	238,136 (271.3)	259,510 (295.6)	152,583
33	85,519 (100.0)	237.421 (277.6)	265,990 (311.0)	153,800

(注) 1 県民所得推計結果から算出
 2 国の就業人口は発表されていないため、本表における国との比較は除外した。
 3 本県の産業別就業者1人当たり所得の()内の数字は、第1次産業を100とした第2次および第3次の各年比率である。

すなわち、近代産業のめざましい発達により、県内の非農林水産業の就業者およびこれより発生する所得は年々増加していることは第13表をみても明らかである。これに対し農林水産業は、本県の基礎産業としてその大をなし就業者・所得額とも王座の地位を保つてはいるものの、その1人当たり所得をながめるとはなはだしく低く、かつ前述のとおり他産業にみられるような堅実な歩み方は示していない。

試みに、昭和30年以降第1次産業の就業者1人当たり所得をそれぞれ100として第2次および第3次産業のそれを比較してみると、第2次産業において2.3倍から2.8倍を示し、第3次産業にあつてはさらに高く、2.8倍から3.2倍という大きな開差をみせている。この事実からみても、就業総人口のおおむね6割に近い第1次産業部門所得の均衡化が問題視されるわけである。

第14表 本県における産業別労働生産性(昭和34年)

区 分	就業人口構成と所得構成(%)		
	就業人口構成	所得構成	所得の全国に占める割合
総 数	100.0	100.0	1.9
第1次	58.6	33.2	3.7
第2次	15.6	24.9	1.4
第3次	25.8	41.9	1.6

(注) 国の就業人口は発表されていないため、本表における国との比較は除外した。

次に、いうまでもなく所得を生み出す主要な要素は労働力にある。県内生産所得と雇傭者推計による就業人口を基礎にして、第14表により昭和34年における本県の労働生産性を概観してみよう。就業人口構成を産業別にみた場合、これは一応本県の生産活動状況をあらわすものであり、就業人口構成と所得構成が符合するものであれば、もちろん産業構造をとにかくいうまでもないが、参加労働力は量的にもまた質的にも均等とは考えられず、前述したように1人当たりの生産高は各産業により異なり、第1次産業(原始部門)より第2次産業(生産部門)第3次産業(サービス部門)の方が大である。

したがつて労働力を第1次産業部門より第2次および第3次産業部門の高次産業に移動させることにより、生産活動は高度化されて県の経済力は豊かになり、ひいては県民の生活水準もおおむね向上するといえる。各産業別の就業者1人当たり所得、あるいは就業人口の推移についてはすでに述べたとおりであるが、第1次産業就業人口は総就業人口の約6割に近い人口を擁しながら33.2%の所得しかあげておらず、依然として低い労働生産性のもとにある。これに対し第2次産業になると15.6%の労働力をもつて24.9%の所得を生み出した。また、第3次産業にあつては25.8%の労働力投下によつて41.9%の所得を得ている結果になる。このように原始産業といわれる第1次産業すなわち農林水産業の就業人口の占めるウエイトが大きいと、本県の所得総額ないしは平均所得をいちじるしく左右していることは否定できない事実である。いま、因みに第1次・第2次の産業を合せた物的生産における労働生産性は140,667円で、第3次産業より51.7%も驚異的に下回っている現状と、これまで各般を通じてながめてきた先進都県の姿からすれば、本県経済の発育がいかに不健康なものであるかを示唆するものとしてかつ目しななければならない。いずれにしてもこのように本県経済の根底をなす第1次産業部門の労働生産性の低位にあることと、これをとりまく農業生産額の大巾な上昇が望みうすである限り、さし当つての問題としては高次産業とくに県内第2次産業部門の増大と雇傭力の吸収策を強力かつ早急に講ずることが必要

視されるのである。現状をもつては、ますますこの間における格差を増大する結果となるであろう。

おもうに、国民経済の成長発展につれて国民経済に占める農業の地位が次第に低下し、縮小してゆくことは、欧米の先進工業諸国にもみられるように、いわば経済発展の歴史的法則である。しかし、先進工業諸国では国民所得に占める農業所得の割合の低下と同時に、他方、総就業人口に占める農業就業人口の割合もまた減少している。しかるにわが国の場合にあつては、他産業部門の著しい成長発展にもかかわらず、多年にわたつて農業人口が1,500万前後の水準に固定されてきた。そのため、経済成長に伴う農業の地位の低下が、同時に農業就業者1人当たり所得の相対的地位の低下、所得格差の拡大を生ぜしめているのである。したがつて、ここには就業構造に根ざす困難な問題が潜んでいたのである。

農業が「曲がりかど」にきているといわれることの重要な他の側面は、食糧消費構成の変化に伴つて、将来の需要の動向に即した農業生産の選択的拡大が強く要請されていることである。

周知のように、わが国の農業生産構成は米麦などの澱粉質食糧がその大部分を占め、他方、今後国民所得水準の上昇について需要が大幅に増大すると予想される畜産物、果実の農業総生産額に占める比重はなお著しく低い。これからの農業生産は、このような需要の増加が予想される成長財たる農産物に重点をおいて生産性を向上させてゆかねばならない。さらに、貿易自由化の波は次第に強まろうとしており、農産物だけがその圏外に立つことは原則としてゆるされたいから、この面からも生産の選択的拡大と国際競争力の強化が強く要請されるものと思料される。

しかしながら、畜産物の場合を例にとつても、その生産基盤、経営方式の面や価格流通の面でおおきな問題が残されており、需要に見合った生産を推進することはいうべくしてなかなか容易ではないし、また、例えば麦作の合理化といつても麦作農家の所得の維持を図りつつ生産の転換を促進するには、価格支持政策のあり方の再検討を必要としようし、また、これに代わるべき施策の面で解決を要する問題が残されている。このように、従来の米麦農業を畜産や果樹作の農業へ転換することは、日本農業の体質改善、農業経営の企業的確立の方向にも連なるもので、その波及する影響は深刻なものであろう。

このことが、今日の農業と農政が当面しているいわば基本問題であり、これらの解決を迫られているという事態が、農業の「曲がりかど」の背景をなしているのである。

2 基本対策の方向

ではその基本対策の方向は、所得の均衡、生産性の向上および構造の改善の三つにその柱を求めることができよう。

まず第1の所得の均衡は、生活水準の問題でもある。農業者に対して社会的に妥当と認められる生活水準を可能ならしめるためには、所得の均衡が意図されなくてはならない。農業と非農業の所得をそれぞれの就業者1人当たりで比較（比較生産性）してみると、農業は非農業の約3割に過ぎず、また農業所得を含めた農家所得と都市勤労者世帯の収入を比較しても、世帯当たりでは農家は都市勤労者世帯の約8割、世帯員1人当たりでは農家世帯員の数が都市世帯員の数よりも多いことを反映して約6割に当たるに過ぎないのである。しかしながら、戦後のわが国においても、近代社会の通念である経済的平等の思想が強い要望となつており、このような所得の不均衡を黙視することはできなくなつてきている。

第2は生産性の向上である。農業所得が農業生産を通じて実現されることはいうまでもないが、食糧その他の農産物の単なる物量的な増産ということは、今日の段階ではもはや生産政策の基本的方向たりえないと思われる。前述したように、生産政策の基本方向は生産性の向上と選択的拡大の方向でなくてはならないであろう。

第3の柱は農業構造の改善である。農業構造の改善とは、農業経営の規模の拡大、分散農用地の集団化、機械化の促進など農用地保有の合理化および農業経営の近代化を意味するのであるが、わが国の農業構造の特質は零細な土地所有と零細経営にあり、これは戦前からの特質であり、戦後の農地改革によつても改善されなかつたものである。

周知のように、わが国農業の経営規模は欧米諸国に比べてきわめて零細で労働多投的経営であるため、外国農業と比べて労働生産性は全く低位である。この低生産性の要因は、労働力の過剰、経営規模の狭小、土地制度の硬直性、さらに資本の欠乏または資本の不適正利用、技術的知識能力の低位などであり、これらが相互に密接に結びついているのであるが、なかんずく労働力の過剰、すなわち「土地に対する過度の人口圧力」が最も強い要因とみてよいであろう。

農業基本問題の解決の方向を所得均衡に求めようとすることは何人も異論の余地はないであろうが、そのためには農業構造の改善が前提となる。それは、わが国農政の伝統である小農保護主義の思想とは相入れないものである。構造改善とは、換言すれば農業を可及的に商品生産の経済部門として産業的に確立することである。そして農業経営が企業的経営すなわち、正当な賃金、利潤、地代が確保される経営として成立することである。

西欧の小農諸国においても、従来の農産物価格支持政策による農業支持に代つて、構造政策の推進の必要が共

同体の共通の農業政策の重要課題として強調されているようにみられる。零細経営を構造的特質とする日本農業にあつては、〘構造改善〙といういわば外科的手術を行なうことなくしては、経済成長に追いついていけないし、外国農産物との競争に勝つこともできないのである。

それでは所得の均衡、生産性の向上、構造改善という対策を可能ならしめる契機はあるであろうか。それは新しい様相のもとに、基本問題を顕在化させた成長経済それ自体のうちに見出される。すなわち、近年における異常なほどに高率の経済成長に伴つて農業人口の他産業への移動が著しくなつており、この傾向が続けば将来の農業人口は大中に減少し、就業構造が先進国型の近代的なものになることが予想され、また今後経済成長が順調に推移して10年間に経済規模が倍増することになれば、国民所得水準の上昇に伴つて食糧消費構成は大きく変化しこれに対応して農業の生産構成も畜産物などの成長財にウエイトをおいた先進国型の生産構成になるであろうしさらに貿易自由化の傾向は従来の農業保護政策に深い反省を要求するとともに、これらの契機によつて現実性をおびてきた前述の諸対策の推進を一層加速せしめずにはおかないであろう。しかし問題は、これを行政的のどのような具体的施策をもつて実現していくか、農業行政はいかにあるべきかが現在の重要な課題となつているといふことができよう。

3 農業行政の基本方針

農業の基本対策は、単に農業政策の範囲にとどまるものではなく、一般経済政策とりわけ完全雇用政策や社会保障政策などの強化についての期待は大きいであろう。とくに農業構造の改善は、就業構造の近代化をその前提条件とするとともに、就業構造の近代化は、また農業構造の改善と平行してはじめて円滑に進行しうべきものであるという両者の密接不離な関係からして、農業行政の立場から今後雇用労働行政ならびに完全雇用の前提たるべき経済成長政策に期待する面が大きいものと思われる。

このことは同時に、資本主義経済の高度化に伴つて経済成長の裏には陽の当たらないいわゆる二重構造の底辺部分の層が残存し、この層は容易に解消するものとも思えないのであるから、農業労働力の他産業移動によつて就業構造の近代化を図るには、その受入先きであるところの産業部門の下層の人々に対する社会保障政策や、厚生行政の整備充実が必要なことはいうまでもない。

すなわち、これからの農業行政の適否を示す指標としては、生産性についての効果、農業所得に対する影響、また農業構造に対する影響、行政運営の観点、総合調整の配慮の5点にしばられるようである。さきにも述べたように、農業の基本対策として所得の均衡、生産性の向

上、農業構造の改善という3つの柱を掲げるとすれば、これを行政の面で具体化していくうえにおいて、この5つの指標が農業行政の適否を示す判断基準とならなければならないであろうことは疑う余地がない。

(1) 生産性についての効果

いいかえれば土地、労働力、資本という生産諸要素が最高度に利用されることを意味するものにほかならない。この見方からは、現在農地の流動性が制度的に制約されていて、経営規模の大きい近代的な農業経営のもとで農地が最高度に利用されることをさまたげていること、すなわち土地制度の硬直性や、農業者の技術的知識・能力の欠如、あるいは土地と家との結び付きが農業労働力の流動性を阻害していることなどが問題となろう。

(2) 所得に対する影響

所得の均衡と安定に寄与する程度から、行政施策の適否を判断しようとするものである。むろん所得の均衡ということは農業政策の基本目標であり、社会正義に根ざすものでもあるから、いわば幅の広い理念でもであろう。しかしながら少なくとも確保すべき所得の最低限がどうであるか、ある行政施策が所得均衡に接近するものであるか否かの判断基準となりうるであろう。

(3) 農業構造に対する影響

いうまでもなくある行政施策が農業構造の改善に資するかあるいはまた農業構造の固定化に作用するののかどうかという判断の基準となるもので、これからの農業行政はこの構造改善への寄与の程度いかによつて、その採否を決せられる性質のものであろう。所得の均衡、または生産性の向上の観点からの施策についても、構造問題にいかなる影響を与えるかの視点が見失われてはならないのである。

(4) 行審運営の観点

社会的費用も含めて、なるべく経費のかからない行政が望ましいこと、農業政策の立案なり、実施についての関係機関ないし団体等のあり方の是正なども含めたかたちのものであろう。

(5) 総合調整の配慮

諸々の行政施策が著しく専門分化している今日では、これらが総合調整されて脈絡のある政策とならなければならないことはいうまでもないのであつて、この指標は今後ますます重要性を加えるであろうと思われる。

以上のような指標に導かれた農業行政とその他財政、金融、労働、通商などの諸般の行政一般にわたつて総合的な施策を講ずることによつて、所得均衡の理念と産業としての農業の能率の向上という目標を実現することがこれからの農業行政の基本方針でなくてはなるまい。

このようなことが、これからの農業へのあるべき姿だ

としても、農業は自由主義経済を基調とする経済体制のもとにおける民間産業である。ことに農業が近代的な産業として、そしてまた個々の農業経営が、経済的に自立し得る企業的経営として発展することが強く要請される今日においては、農業者の自主的努力と企業家的感覚の發揮こそが何よりも肝要なことであろう。

この意味で、これまで農政担当者や農民の精神的風土を形づくってきた伝統的な家父長農政思想や、その物質的基盤である補助金行政には、このへんで根本的な反省の要があるといえよう。行政は農業者または農業団体の自主的な努力を助長し、これを正しい方向へ誘導することに努める使命を有し、権力的な保護干渉は徹に排斥されなくてはならない。むしろ農業は土地に結びついた産業であり、個別経営では支配し難い土地条件の制約をうけるばかりでなく、農業の支配的経営形態は家族経営であるから、今後の経済の成長発展と歩調を合わせた農業の成長発展を期するには、行政投融資が重要な役割を演ずることはいうまでもない。構造政策を進めつつある西欧の小農諸国においても、このことは同様である。このように農業者の自主的努力を尊重しながらも、農業構造の改善と農業生産の選択的拡大とを π として生産向上し農業従事者と他産業従事者との生活水準の均衡を実現せしめようとする目標に向つて、農業行政がいかに対応していくか、これこそが今後に残された大きな課題であろう。

第3項 わが国の農家経済の実態

1 概況

前述のごとく昭和34年におけるわが国の経済は好況を示し、これらを背景に農家経済の面においても農産物価格の回復が進み、さらには農業生産物の増加等の好条件の支配により、昭和34年度における農家経済は全体的にみてかなりの好調を示したことがうかがえる。すなわち農業収入面では米の大豊作、畜産物類のごとき商業的農産物を中心として、農産生産物は一部の作物をのぞき全般的にみて33年度に引き続き増加し、農産物価格の堅調と相まつて農業収入は増加した。他面農外収入面でも農業以外の他産業の好況により、農家世帯員の兼業化が急速に進行し、農業以外からの収入すなわち労賃俸給収入が着実に増加し、農業・農外所得とも33年度を上回る結果となつている。以下好況下における農家経済の実態を34年度における農林省農家経済調査の内容からひもといてみよう。

2 比重の高まつた稲作収入

いま、第15表によつてみると34年度における農家所得は1戸当たり(全国平均数値以下同じ)373,000円で、前年度の349,000円に比較すれば6.7%の増加となつてい

る。この増加率は前年度の増加率2.5%を大幅に上回るばかりでなく、最近におけるこの種推移からみてかなり高いものであることがうかがえ知れるのである。この農家所得の構成は、農業所得207,000円農外所得166,000円であつて、農業所得が農外所得を若干上回る現象にあることは従来とかわりないが、前年度に比べた増加率は農外所得8.8%、農業所得5.1%で増加額、増加率においても依然として農外所得の増勢が目立つている。

このような所得の増加をもたらしした要因を所得形成の過程を通じて検討してみると、農業所得の増加は生産量価格面で好調に推移した農業収入の増加に基因していることがわかるのである。すなわち、34年度の農業収入は323,000円で前年度の306,000円に比べ17,000円の増加、5.4%の上昇を示している。この内容をさらに部門別にみると稲作の3.8%、麦作の8.1%、養蚕25.9%、畜産物12.4%、果物7.4%、などの増加が目され、農業収入の増加額17,000円のうちおおむね4割は稲作収入の増加おおむね5割が麦、養蚕、畜産物の収入増によつてもたらされたものである。

(1) 好調を示した米麦の生産

34年度の農業生産は米の生産が1,250万トンに達したこと、作付け面積の減少にもかかわらず天候にめぐまれた麦類の生産が作付け面積減少以前の生産をあげるほどに好調であつたこと、畜産物が牛乳・鶏卵を中心として漸次上昇を示してきたことなどがあげられよう。これを生産指数でみると131.6(25年~27年=100)を示し前年比3.4%の増率であつた。

(2) 農産物の価格堅調に推移

農産物の価格が農業生産の上昇にもかかわらず堅調に推移したことである。すなわち、農産物総合では前年比1.8%の上昇を示している。いうまでもなく農業収入の大半である米は、自由売り価格では3%強下落しているが、政府買入れ価格の維持によつて前年度の価格水準を保持することができた。

このように米麦ともに需給状態の変化にかかわらず、価格は政府の支持制度によつて維持されており、しかも、無制限買入れの措置がとられているため農家の販売は政売府りに集中し増産がそのまま収入の増加となつたものである。また前年度値下がりをもみせた果実類・畜産物等が消費需要の増進と、政策的な生産面での調整によつて著しい市況の回復を示し、その販売収入が前年度の停滞ないし減少から大幅な増勢に転じたことである。

(3) 農業支出の微増が所得増加に作用

農業支出の伸び6.0%が農業収入の伸び5.4%を若干上回る微増にとどまり、所得を増加させる作用をしたことである。すなわち、34年度の農業支出は1戸当たり116,000円で前年度の109,000円に対し6.0%の増加率

第15表 農 区 別 の 農 家 所 得

(単位 円)

農 区 別	農 業 所 得		農 外 所 得		農 家 所 得	
	33	34	33	34	33	34
全 国	196,847	206,840	152,622	165,993	349,469	372,833
北 海 道	321,743	351,922	109,051	106,132	430,794	458,054
東 北	247,532	268,486	124,592	133,936	372,124	402,422
北 陸	206,681	212,619	178,711	190,949	385,392	403,568
山 陰	162,355	169,304	152,866	173,020	315,221	342,324
北 関 東	191,581	209,862	131,789	144,292	323,370	354,154
南 関 東	215,911	231,737	144,667	160,024	360,578	391,761
東 海	176,583	171,491	182,728	208,957	359,311	380,448
近 畿	173,193	177,267	207,090	251,992	380,283	429,259
瀬 戸 内	163,030	173,102	188,377	190,256	351,407	363,358
北 九 州	185,820	192,046	142,855	142,405	328,674	334,451
南 海	154,574	152,938	89,177	101,542	243,751	254,480

- (注) 1 農業所得＝農業粗収益－農業経営費。
 2 農外所得＝農外事業および労賃俸給等の収入－農業以外の支出。
 3 東 北（青森・岩手・宮城・秋田・山形・新潟東北部）
 北 陸（富山・石川・福井・新潟西南部・滋賀湖北部）
 山 陰（京都北部・兵庫北部・鳥取・島根）
 北関東（福島・群馬・山梨・長野）
 南関東（茨城・栃木・埼玉・千葉・東京・神奈川）
 東 海（静岡・愛知・三重・岐阜）
 近 畿（滋賀湖南部・京都西部・大阪・兵庫南部・奈良・和歌山）
 瀬戸内（岡山・広島・山口・徳島・香川・愛媛）
 北九州（福岡・佐賀・長崎・熊本・大分）
 南 海（高知・宮崎・鹿児島）
 4 資料は農家経済調査から。

であつて、農業収入の5.4%の伸びに比べて若干上回る程度にとどまつている。

農家の農業用生産資材に対する需要はおおむね順調に伸長し、特に畜産物の市況回復に伴つて飼料費が目立つた増加をみせているのであるが、概して農業支出がこのように緩慢であつたのは、農業用生産資材の価格低下の影響によるものであろう。なかでも農業支出のうち最大の費目をなす肥料の消費量が減少したこととその価格が前年比5%強にのぼる低下を示したことが大きな作用をもたらしたものである。つまり農産物高生産資材安といった交易条件の改善が所得増加に導いたものである。

3 量質ともに進行した兼業化

次に農外所得についてであるが、34年度における農外所得の増加は、その約70%を占める労賃・俸給収入が引

き続き着実な増加を示したことがその主因をなすものである。これは好景気により他産業の雇用が増加を示したため、賃労働就業者が増えたことと賃金水準が上昇したことによるものである。ちなみに農家世帯員のうち通勤の形態で他産業にあらたに就職したものを34年度農林省「農林漁家就業動向調査」によると、新規に就職したものは（不定期的な雇用を除く）232,000人であつて、前年度の146,000人に比し、86,000人の増加となつている。他面34年度中に離職したものは55,000人であるから差引き純増加数は177,000人となつており、農家の賃労働兼業化の傾向が一段と進められたことがうかがい知れるのである。

※特に注目されるのは新規学卒者と考えられる19才未満の増加率より、いわば農業労働の担い手などとしてすでに就業しておつたものと考えられる20才以上の増加率が著しかったこと。

※世帯での地位別にみた場合2・3男(女)より経営主またはあとりの増加が高率であること。

※就業先を産業別にみると金属・機械・繊維等を中心とする製造工業への就職者が著増を示し、小売り・サービス業等いわゆる第3次部門への就職者の増加は小幅で、比較的安定した部門への就職が増加したこと。

などである。

ともかく、このように好況という背景のもとに他産業における雇用の増大に伴い農家の兼業化は量的にも質的にも進行したこと、賃金水準が上昇したため1戸当たりの賃金・俸給収入は124,000円で、前年度の113,000円に比し9.4%増加し、農外所得増加の中心となったものであろう。

4 家計支出は著しい増加

すでに述べたように、34年度の農家所得は顕著な増加を示したのであるが、この所得の配分面では家計費5.6% 租税公課1.1%、経済余剰26.7%の増加となっている。

最近連続豊作で農家経済は好況のうちに推移したけれども、家計費の増加はきわめて控え目であつて、毎年3%内外の増加にとどまり、いわば停滞の傾向を示していたのである。しかし34年度においては1戸当たり342,000円が支出されており、前年度に比し5.6%の増加を示し、目立つて堅調に転じたことが本年度における農家経済の大きな特徴の一つとして数えられるものであろう。

さらに34年度においては、農家の家計費が都市世帯の伸びが高かつた両者の関係が逆になつたことは特に注目されることである。もちろん消費の水準・内容等においてなお農家がかかなり立ちおけていることは事実であるが、このことをみても農家の家計支出がいかに活ばつてあつたかを物語つているといえよう。

このような家計費の増加は、すなわち消費構造の高度化を基調としたものであつて、その内容についてみると著しい改善のあとがうかがわれるのである。これを費目別にみると大部分の費目が増加をみているが、とりわけ家具什器費が約21,000円で前年度に比べて50.7%の著増を示しているのである。これはテレビをはじめ電気器具を中心とする耐久消費財に対する盛んな需要によつてもたらされたものである。この家具什器費の前年に対する増加額7,000円は、家計費増加額の39.2%強にあたるもので、家計費増加の中心となつたものである。このほか教育文化の向上、娯楽行事の増加等を反映して教養娯楽費が引き続き増勢(11.9%)を示している。

ところで農家の食生活についてみると、自給現物を含めた飲食費は157,000円で前年比1.4%の微増となつており家計費総額に対する割合すなわちエンゲル係数は45.9%であつて、前年度の47.9%からかなり大幅な低下を示

している。さらに費目別にみると、昨年同様米麦等主食類の支出が減少傾向をたどり、魚類・肉卵乳・嗜好品等高級食品の支出が増加を示している。また教養娯楽費の増加と関連して外食費が大幅に増加しており、農家の食生活は内容的に著しく改善されてきていることを物語つている。

5 貯蓄の増加傾向

34年度の農家経済は前述のような家計支出の増加にもかかわらず、農家所得の伸びが大きかつたため経済余剰は1戸当たり32,000円となり、前年度比26.7%の増加となつている。この余剰はつまり固定資産投資・貯蓄などにむけられるものであるが、34年度における固定資産投資は前年度より減少し、その分だけ貯蓄が増加した結果となつている。このように農家の貯蓄意欲はすこぶる盛んであつて、35年3月末における1戸当たり貯蓄額は282,000円で34年3月末の貯蓄額227,000円に対し24.2%の増加となつている。

貯蓄の内容は大部分が預貯金(50%)で占められており、したがつて貯蓄増加の中核も預貯金特に農協貯金の増加に負うもので、これは米の政府売りの増加とその貯蓄歩どまり率の向上によるものである。

しかしながら、このような貯蓄の増加は好ましいことには違いないけれども、貯蓄の形態を通じて農家の資金が外部に流出し、内部投資に向けられる割合が低下していることは基本的には農業における資金効率が高産業に比べて低いことに基因しているのであるが、農業の発展を図る上において特に注目を要する問題であるといえよう。

以上のように34年度の農家経済は、所得の増加・家計支出の堅調・貯蓄の増加等好調のうちに推移したのであるが、好調のうちにもいくつかの問題点を顕在してきたことを見のがしてはならないであろう。

(1) 食糧制度による農産物の価格政策がようやくゆきづまりのきざしをみせてきたということである。すでに述べたように、34年度における農家経済の好調の主因は、米麦生産量の増加がそのままの収入増加となる価格制度によつて支えられたものである。従来よりこの制度が、農家経済の安定と向上に果たした役割はきわめて大きいものがあるといわなければならない。しかしながら、このことは価格支持作物の生産増はそのまま政府買入れ量の増加と関連し、ひいては食糧特別会計の赤字を累積させる結果となり、ようやく社会的、経済政策的な面よりこの制度に対する批判が強くなつてきているということである。

しかも最近における消費構造は高級食品に対する需要が増加し、米麦に対する需要が停滞ないし減少を示しているという現在、より基本的な構造的な立場にたつ

た所得政策がますます要請されてくるのではなからうか。

(2) 農家所得にしめる農外所得の割合が年々増加していることが物語るように、最近における農家の兼業化の傾向は急速に進行しつつあるということである。農家兼業の進行は、従来問題とされてきた農村における過剰就業を解消させる契機となり現実的にもそれを進行させ、兼業化による農家所得の増加と安定は社会的にみてよろこばしい現象とみられるべきであろう。

しかしその反面兼業所得のみでは生活が成り立たず、農業収入に依存しなければならない多くの零細農家を兼業農家としてかかえながら、農業生産力発展を推進することは政策の調和の上により多くの問題を提起することになるのではなからうか。このことが今後の農業政策上の大きな課題となるであろう。

以上、わが国農家経済の一端をながめてきたが、それなればこれに対して本県における農業の現状はどうであろうか。後段においてしばらくの間述べてみよう。

第4項 本県における農業の現状

1 農家数

昭和35年2月1日現在において、耕地0.1ha以上または0.1ha未満であつても過去1年間に農産物販売額2万円以上の収入のある農家を対象として調査した農家数は209,733戸である。これを10年前の農家数211,440戸に対すれば、1,707戸の減少を示すにいたつた。

いまこの農家数についてその推移をみるに、戦前の昭

第17表 経営規模別農家数の推移

年次	総数	0.3 ha	0.3~	0.5~	1.0~	1.5~	2.0~	3.0~	5.0ha	その他 例外	
		未 満	0.5ha	1.0ha	1.5ha	2.0ha	3.0ha	5.0ha 以上			
昭	22	199,702 (100.0)	29,103 (14.6)	25,053 (12.6)	55,260 (27.6)	46,975 (23.5)	27,324 (13.7)	14,629 (7.3)	1,315 (0.7)	42 (0.0)	1 (0.0)
	25	211,440 (100.0)	30,741 (14.5)	27,897 (13.4)	63,253 (29.5)	49,829 (23.6)	26,512 (12.5)	12,180 (5.8)	887 (0.4)	23 (0.0)	118 (0.0)
	35	209,733 (100.0)	26,367 (12.5)	25,740 (12.3)	60,105 (28.7)	53,551 (25.5)	30,419 (14.5)	12,515 (6.0)	746 (0.4)	25 (0.0)	265 (0.0)

(注) ()内の数字は、農家数の占める割合を示す。

(2) 専兼別農家数

本県における専業別農家数の構成は、専業農家54.0%農業を主とする兼業農家は25.2%、兼業を主とする兼業農家は20.8%となつている。第18表により昭和22、25、35年の時点における推移をみるとまず専業農家は66.6%から68.6%と上昇したが35年にあつては54.0%と下向するにいたつた。

これに対し兼業農家は、33.4%から31.4%と減少し、これが近時においては46.0%と増大をみるにいたつた。

和9年~11年時は、おおよそ187,000戸といわれたが、終戦後の異状な増加は24年をピークとして、その後逐次産業の活況と経済の安定とが作用し、再び都市への人口流失に伴う農家数の減少をきたしている。(第16表参照)

第16表 農家数の推移

年次	昭和22年	昭和25年	昭和35年
	戸	戸	戸
農家数	199,702	211,440	209,733

(1) 経営規模別農家数

農家数を経営規模別にみると第17表にもみられるように、0.5~1.0haの階層が28.7%を占めて最も多く、これに次いで1.0~1.5ha階層25.5%、1.5~2.0ha階層14.5%、0.3ha未満の階層12.5%、0.3~0.5ha階層12.3%、2.0~3.0ha階層がわずかに6%となつている。いま、ちなみに1.0ha未満の階層の農家数は、どの程度の割合を占めているかをみると、全体の53.5%とその半数以上を担っている事実は、本県農業の小農経営を物語るものであろう。

しかし、この経営規模別農家数の推移をたどつてみると、0.3ha未満の零細農家の減少が多く、次いで0.3~0.5ha階層の減少となつてあらわれている。このようなことから農家数の減少は主として0.5ha未満の農家の離農が考えられ、この反面たとえわずかながらにしても一部農家の上層農家への移行すなわち、経営規模の拡大という傾向を示すものといえよう。

この背後要因は、後にも述べる機会があるが、農家経済をとりまく一連の問題として注目してよいであろう。

(3) 自作別農家数

第19表は、自作別農家数の推移を示したものであるが、この表にもみられるように昭和22年時における自作農家はわずか26.5%にして、自作以下が73.5%の多きを占めていた。ところが、35年に及んでは、この関係が入れかわつたまでにはいたらないにしても、自作農家は64.6%と増大したのに対し、自作以下の農家は35.4%

第18表 専兼別農家数の推移

年次	専 業	兼 業	業	
			農業者が主	兼業が主
昭 22	199,702 (100.0)	133,086 (66.6)	40,698 (20.4)	25,918 (13.0)
25	211,440 (100.0)	145,083 (68.6)	36,654 (17.3)	29,703 (14.1)
35	209,733 (100.0)	113,265 (54.0)	52,710 (25.2)	43,758 (20.8)

(注) ()内の数字は農家数の占める割合を示す。
に急減した。もちろん、この間における農地改革を忘却することはできないが、近時にあつてもゆるやかなテンポで自作化の傾向がみられる。

第19表 自小作別農家数

年次	総 数	自 作	自小作	小自作	小 作	その他
昭22	199,702 (100.0)	52,916 (26.5)	32,838 (16.4)	35,771 (17.9)	78,176 (39.1)	1 (0.0)
25	211,440 (100.0)	109,444 (51.8)	72,264 (34.2)	17,722 (8.4)	11,499 (5.4)	511 (0.2)
35	209,733 (100.0)	135,083 (64.6)	57,367 (27.4)	10,504 (5.0)	6,514 (3.0)	265 (0.0)

(注) ()内の数字は農家数の占める割合を示す。

(4) 世帯員数別農家数

世帯員数別に農家数をみると、1農家6人家族が最も多くを占め、40,403戸(19.3%)、次に5人が36,517戸(17.4%)、7人が34,543戸(16.5%)、4人が26,017戸(12.4%)などの順となつている。

これを規模別にみると、世帯員数4人~7人までのいずれも経営規模階層1.0~2.0ha経営農家が最も多い。

(第20表参照)

第20表 世帯員数別農家数

農家総数	世 帯 員 数 区 分 別				
	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
209,733	3,023	9,459	15,411	26,019	36,517

世 帯 員 数 区 分 別					
6 人	7 人	8 人	9~10人	11~15人	16人以上
40,403	34,543	22,890	17,791	3,655	22

2 農 家 人 口

農家総人口は1,232,935人にして、うち男599,315人(48.5%)女633,620人(51.5%)で男子に比べ女子が多い

結果を示している。この総体のうち農業従事者数は、633,212人比率にして51.3%にあたる。これら世帯員を農家1戸当たりにしてみると5.87人、30年の農家1戸当たり6.15人に比べると世帯員はかなり減少している。この中における農業従事者は、農家1戸当たり3.02人となるわけである。

なお、この世帯員については前述したとおり、25年までは増加の傾向にあつたが、その後漸減し30年に比ぶれば実数において49,810人の減少をみるにいたつた。

このように農家人口減少の事実、一面他産業への過剰人口の吸引であり農業の健全化の方向ともいわれようが、他面生産労働人口の老齢化その他不健全な面も残るのではなからうか(第21表参照)

第21表 農家人口の推移

年 次	総 数	男	女	総数のうち
				農業従事者
昭 22	1,250,835 (100)	608,239 (100)	642,596 (100)	610,912 (100)
30	1,282,745 (103)	625,020 (103)	657,725 (102)	673,120 (110)
35	1,232,935 (98)	599,315 (98)	633,620 (98)	633,212 (103)

(注) ()内の数字は昭22年を100とした増減比率を示す。

(1) 男女別・年令別・世帯員数・高校以上通学者数および農業従事者数

世帯員を16才以上~60才未満のいわゆる稼働年令別にみると、男313,140人で男総数の52.3%、女は338,594人で女全体の53.5%を占め、男より女の割合は高い。これを年令階層別にみた場合、男女とも20~29才が最も多く次いで30~39才、40~49才、50~59才の順に少なくなつている。

雇人は男が多く、高校以上の通学者は男18,549人(男総数の3.1%)、女は16,682人(女総数の2.6%)で男が多きを占めている。

農業従事者にあつては、男299,539人で男総数の50%女333,673人は女全体の52.5%に当つている。このようことから教育では男に、農業労働力は女に重点がおかれているということもできよう(第22表参照)。

(2) 世帯員の就業状態別員数

この就業状態別員数は、16才以上のものについて調査したもので、これを総体的にみると、この年令階層以上のものは総数800,075人でこのうち農業従事者数は629,608人にして、16才以上の総人員の78.7%を占め、一方農業にも兼業にも従事しないいわゆる無業者は114,458人(14.3%)、兼業専従者は残余の56,009人(7%)となつている。

次に農業従事者数629,608人を農業専従者と、兼業に

第22表 男女別年令別世帯員数高校以上通学者数および農業従事者数

区 分	男	女	計	
総 世 帯 員 数	599,315	633,620	1,232,935	
年令別世帯員数(雇人を除く)	14才以下	204,259	198,513	402,772
	15才	12,766	12,595	25,361
	16 ~ 19才	40,394	44,058	84,452
	20 ~ 29才	84,687	88,023	172,710
	30 ~ 39才	76,871	84,151	161,022
	40 ~ 49才	55,926	65,020	120,946
	50 ~ 59才	55,262	57,342	112,604
	60 ~ 64才	23,799	24,903	48,702
65 ~ 以上	42,748	56,891	99,639	
雇 人	農業に従事するもの	1,968	1,636	3,604
	農業に従事しないもの	635	488	1,123
高校以上の学校に通っているもの	18,549	16,682	35,231	
農業従事者数(雇人を含む)	299,539	333,673	633,212	
上のうち農繁期だけ従事するもの	53,274	60,369	113,643	

も従事しているものとに分類すると、農業専従者は542,973人(86.3%)、兼業にも従事しているものは86,635人(13.7%)とに色分けすることができる。

さらに、これらを男女別にみると、農業専従者は男よ

り女が89,815人(農業専従者総数の16%に当たる)も多く、兼業にも従事しているものでは逆に男が55,349人(兼業にも従事しているものの64%に当たる)多い現象を呈している(第23表参照)。

第23表 世帯員の就業状態別員数

男 女 別 年 令 別	農業に従事しているもの				兼 業 従 事 者	無 業 者	合 計	
	農 業 専 従 者	兼業にも従事しているもの		計				
		農業従事が主	兼業従事が主					
男	16 ~ 59才	186,249	20,509	45,592	252,350	37,825	22,965	313,140
	60才以上	40,330	1,580	3,311	45,221	2,066	19,260	66,547
	計	226,579	22,089	48,903	297,571	39,891	42,225	379,687
女	16 ~ 59才	277,610	5,089	9,552	292,251	15,386	30,957	338,594
	60才以上	38,784	329	673	39,786	732	41,276	81,794
	計	316,394	5,418	10,225	332,037	16,118	72,233	420,388
合 計	542,973	27,507	59,128	629,608	56,009	114,458	800,075	

3 経営土地面積

ここにいう経営土地面積には、耕地はもちろん宅地、山林までも含む広範囲なものを示すものであるが、本県農家の経営土地面積は339,438ヘクタール、山林を除いた農用地では229,045ヘクタール、農用地のうち耕地は207,277ヘクタールで、1農家当たり換算すると土地面積は1.62ヘクタール、農用地は1.09ヘクタール、耕地は0.99ヘクタールという結果になっている。

経営土地種類別割合では耕地61.3%、山林32.5%その他6.2%である。この土地面積を昭和25年に比較してみ

ると、総面積で26,578ヘクタールの増加である。この内容をながめると、山林21,015ヘクタール増、耕地6,661ヘクタールの増、その他は1,098ヘクタールの減となる(第24表参照)。

(1) 耕地種類別面積

経営土地面積のうち耕地面積を抜出して、その種類別に面積、種類別構成割合をみると、田は91,543ヘクタール(44.0%)、畑107,885ヘクタール(52%)、樹園地は7,849ヘクタール(4%)である。これを昭和25年に比較してみると、6,661ヘクタール増加したことは前述したとおりであるが、その内訳をみると田1,446ヘクタール

第24表 経営土地種類別面積の推移
(単位ヘクタール)

年次	土地 総面積	山林	農用地		
			総数	耕地	その他
昭 25	312,860 (1.48)	89,378 (0.43)	223,482 (1.06)	200,616 (0.95)	22,866 (0.11)
30	339,438 (1.62)	110,393 (0.53)	229,045 (1.09)	207,277 (0.99)	21,768 (0.11)

(注) ()内の数字は1戸当り面積を示す。

畑6,688ヘクタールそれぞれ増加を示したが、これに対し樹園地にあつては、1,473ヘクタールの減少をみた。種類別構成割合では、畑の比率が高まつた。(第25表参照)

(2) 耕地利用形態別面積

イ 田の利用形態別面積

第26表 田の利用形態別面積の推移 (単位ヘクタール)

年次	総数	1毛田	2毛田	稲を作らなかつた田		
				夏作に畑作物を作り稲を作らなかつた	わさびはす田	1年間全く作付しないもの
昭 25	90,097 (100.0)	84,523 (93.8)	5,394 (6.0)	35 (0.0)	49 (0.1)	97 (0.1)
35	91,543 (100.0)	84,548 (92.5)	6,798 (7.4)	12 (0.0)	146 (0.1)	39 (0.0)

(注) ()内の数字はそれぞれの占める割合を示す。

ロ 畑の利用形態別面積

畑の利用形態面積およびその構成比は、普通畑106,914ヘクタール(99.1%)、牧草畑646ヘクタール(0.6%)、1年間全く作付しない畑は326ヘクタール(0.3%)である。これを25年時に比較してみれば、総数で6,690ヘクタール増加した。これらの内訳をみると普通畑において6,444ヘクタール、牧草畑593ヘクタールそれぞれ増加したが、1年間全く作付しない畑は347ヘクタールの減少をみた(第27表参照)。

第27表 畑の利用形態別面積
(単位ヘクタール)

年次	総数	普通畑	牧草畑	1年間全く作付しない畑
昭 25	101,196 (100.0)	100,470 (99.3)	53 (0.0)	673 (0.7)
35	107,886 (100.0)	106,914 (99.1)	646 (0.6)	326 (0.3)

(注) 1.()内の数字は総数に対するそれぞれの割合を示す。

2. 樹園地および耕地以外の農用地については省略した。

第25表 耕地種類別面積の推移
(単位ヘクタール)

年次	耕地面積	田	畑	樹園地
昭 25	200,616 (100.0)	90,097 (44.9)	101,197 (50.5)	9,322 (4.6)
35	207,277 (100.0)	91,543 (44.0)	107,885 (52.0)	7,849 (4.0)

(注) ()内の数字は種類別耕地の占める割合を示す。

田面積は、昭和25年に比して1,446ヘクタール増加したことは前にもふれたとおりであるが、その利用形態別に面積および構成割合をみると、1毛田84,548ヘクタール(92.5%)、2毛田6,798ヘクタール(7.4%)である。25年に比して、2毛田の割合が高まつてきている(第26表参照)。

4 農用機械の種類別所有状況

農用機械の所有状況を、種類別にみると第28表に示すとおりであるが、これを30年の状態と比較してみると動力耕うん機が31倍に激増したのを始め、発動機・動力脱穀機等いずれも増加の姿にある。

しかし、急増した動力耕うん機の所有台数は、農家100戸につき7台程度である。

第28表 農用機械の種類別所有台数

年次	動力耕うん機	農用トラクタ	発動機	電動機	動力脱穀機	動力穀拌機
昭30	455	—	38,801	33,765	67,883	29,396
35	14,265	378	67,068	36,322	93,472	33,231
年次	動力噴霧機	動力撒粉機	動力カッター	動力揚水機	農用トラクタ	サイロ
昭30	—	—	—	—	—	—
35	3,155	2,093	4,280	14,184	3,825	24,831

5 家畜・家きんの飼養状況

家畜・家きんは食生活の向上、農用機械の普及などによつて、これら家畜の飼養状況にもその明暗がみられる。第29表によつてその消長を辿つてみると、隆盛をほこるものに乳用牛・豚・にわとり等をあげることができる。昭和25年の状況に比較してみると、乳用牛は6倍近

くにふくれあがり、豚は3倍近くに、にわとりにあつては2倍半に増加している。

衰退のはげしいものに馬がある。馬はかつて家畜の王座を占めていたが、次第に減少を辿り、25年に対すれば半減している。また、役肉用牛にあつても一時は増加を示したが、農用機械の普及が反映して次第に減少傾向にある。

第29表 家畜・家きんの飼養頭羽数

年次	乳用牛	役肉用牛	馬	豚	めん羊	山羊	兎	にわとり
昭 25	2,237 (100)	58,037 (100)	33,994 (100)	41,873 (100)	3,815 (100)	12,636 (100)	65,991 (100)	636,225 (100)
30	6,365 (285)	82,785 (142)	28,775 (85)	66,460 (158)	7,385 (194)	— (—)	— (—)	— (—)
35	12,507 (560)	78,982 (136)	17,532 (52)	110,974 (265)	9,143 (240)	20,902 (165)	41,699 (63)	1,644,106 (258)

(注) ()内の数字は、昭和25年を100としたその後の増減を示す。

6 農産物販売状況

まず、耕地の利用状況を見ると、作物全体の収穫のべ面積は298,656ヘクタール余で経営耕地面積に対する割合、すなわち、耕地利用率は144%にあたり、これを昭和22年、25年に比較すると、その利用度合は次第に向上していることがわかる。(第30表参照)

第30表 耕地利用率 (単位ヘクタール)

年次	収穫のべ面積	経営耕地面積	耕地利用率
昭 22	262,036	198,512	132%
25	282,869	200,616	141
35	298,656	207,277	144

次に34年1カ年間ににおける農家の農産物販売金額合計は、おおむね290億円である。これを金額別には握したのが第31表であるが、販売なしが21,685戸(10.3%)を占め、販売のある農家にあつては10万~20万54,205戸(25.9%)で最も多く、次に5万未満44,544戸(21.2%)、20万~30万32,832戸(15.7%)、5万~10万32,528戸(15.5%)等の順となつている。100万以上の農家は、わずか70戸にすぎない。

7 農家所得

(1) 農家所得の推移

戦後の農業生産は、農業技術の進歩や有畜化の普及などにより相当顕著な進展をみせており、農業所得も主要農産物の価格支持制度による下支えや米の豊作などにより比較的安定した動きを示してきた。

イ 農業所得の動き

第31表 農産物販売金額別農家数

総数	販売なし	5万未満	5万~10万	10万~20万	20万~30万
	戸	戸	戸	戸	戸
209,733	21,685	44,544	32,528	54,205	32,832
(100.0)	(10.3)	(21.2)	(15.5)	(25.9)	(15.7)
30万~50万					
50万~70万					
70万~100万					
100万以上					
販売金額合計					
20,689	2,758	424	70	2,913,839万円	
(9.9)	(1.3)	(0.2)	(0.0)		

(注) 1. ()内の数字は総数100としたそれぞれの割合を示す。

2. 第16表~第31表までに用いた資料は農林業センサスから引用した。

まず、第32表および第33表により農業所得の動きを概観してみると、経営階層間にかなり異つた様相を示している。総体的には、32年の217,326円から241,751円に増加しているが、これを農家所得全体に対する農業所得の比率をみると、32年の64.6%に対し、34年のそれは61.7%にして、このずれは後に述べる農外所得の増加となつてあらわれている。

ロ 農外所得

次に、近時著しく増加傾向にある農外所得についてみると、32年の118,717円に対し34年にあつては150,145円に増大し、その比率にあつても35.4%から38.3%へと伸長をみせた。つぶさに背後をながめると林業・漁業などの農外事業の不振が反映して収入が減少している面もあるが、労賃・俸給収入は順調な増加傾向を継続している。

このような農業・農外所得の動きを反映して、経営

第32表 本県の農家所得

区 分	0~0.3ha	0.3~0.5ha	0.5~1.0ha	1.0~1.5ha	1.5~2.0ha	2.0ha以上	全 県
農業所得	32 円	円	円	円	円	円	円
	33 33,356	76,648	150,568	259,518	365,836	562,686	217,326
	34 39,293	79,563	146,305	253,872	353,554	501,088	209,744
農外所得	32 49,073	82,486	161,134	287,995	383,562	579,149	241,751
	33 361,632	153,842	113,984	64,932	50,559	52,941	118,717
	34 343,201	241,085	137,813	67,871	69,649	37,080	137,053
農家所得	32 363,143	300,195	154,449	61,055	87,787	82,374	150,145
	33 394,988	230,490	264,552	324,450	416,395	615,627	336,043
	34 382,494	320,648	284,118	321,743	423,203	538,168	346,797
	34 412,216	382,681	315,583	349,050	471,349	661,523	391,896

第33表 農業所得と農外所得の割合

区 分	0~0.3ha	0.3~0.5ha	0.5~1.0ha	1.0~1.5ha	1.5~2.0ha	2.0ha以上	全 県	
32	農業所得	8.4	33.2	56.9	79.9	87.8	91.4	64.6
	農外所得	91.4	66.8	43.1	20.1	12.2	8.6	35.4
33	農業所得	10.3	24.8	51.4	78.9	83.5	93.1	60.5
	農外所得	89.7	75.2	48.6	21.1	16.5	6.9	39.5
34	農業所得	11.9	21.6	51.0	82.5	81.3	87.5	61.7
	農外所得	88.1	78.4	49.0	17.5	18.7	12.5	38.3

(注) 資料は農家経済調査から。

階層間の農家所得にも相当大きな変動がみられる。総じていえば、0.5~1.0ha階層を境として下層と上層の農業所得と農外所得との関係は全く入れかわつた姿を示している。

(2) 本県の農家所得と全国の比較

前述したような動向の中にあつて、本県の農家所得と

全国のそれをここにおいて比較検討してみよう。第34表にもみられるように、昭和32年は全国平均に対し98.7%、33年においては99.2%、これが34年度には105.1%と5.1%上回る結果を示した。いま、これを農業所得と農外所得とについてながめると、全国平均の32年農業所得192,713円に対し、本県のそれは上回る217,326円を示し、翌

第34表 農家所得の比較

年 次	茨 城 県			全 国		
	農業所得	農外所得	農家所得	農業所得	農外所得	農家所得
昭 32	円	円	円	円	円	円
	217,326 (64.6)	118,717 (35.4)	336,043 (100.0)	192,713 (56.5)	147,926 (43.5)	340,639 (100.0)
	33 209,744 (60.5)	137,053 (39.5)	346,797 (100.0)	196,847 (56.3)	152,622 (43.7)	349,469 (100.0)
34	241,751 (61.7)	150,145 (38.3)	391,896 (100.0)	206,840 (55.5)	165,993 (44.5)	372,833 (100.0)

(注) ()内の数字は、農家所得に対するそれぞれの比率を示す。

33年の全国平均農業所得196,847円に対すれば、これまで6.6%上回る209,744円である。これが34年に及んでは

全国平均を16.9%も大幅に上回る241,751円にはね上つている。では、この反面農外所得はどうであろうか。全

国平均に対し32年80.3%、33年89.8%、34年90.5%という結果を示している。34年にいたる過去3年間の農家所得を構成する農業所得と農外所得の比率は、全国平均でおおむね56対44であるのに比べ、本県のそれは年により区々であり一線を画することはできないが、34年についてみれば62対38であり、本県における農業所得の占めるウエイトは高い。このことは、農業所得に対する依存度の高いことを示すものであつて、農家経済をとりまく一連の問題として、今後大きく改善の余地が残されていることに注目すべきであろう。

第4節 人口増加の現状とその流動

(昭和35年国勢調査結果による人口概数から)

第1項 人口の大都市集中

1 全国の人口について(第35表参照)

(1) 世界第5位

昭和35年国勢調査の中間集計に基づくわが国総人口は9,340万6,830人にして、これは中国、インド、ソ連、アメリカについて世界第5位の大きさを示している。またこの人口は東西ドイツの約1.3倍、イギリスの約1.8倍、フランスの約2.1倍に当たる。そもそもわが国はオランダ、ベルギーなどととも世界でも、人口密度の高い国にかぞえられていることは周知の事実であるが、今回の国勢調査の結果による人口密度は1平方キロ当たり253人で、昭和30年国勢調査当時の人口密度242人より11人上まわる現状にある。

(2) 年間83万人の増加

昭和30年国勢調査による総人口8,928万人に比較すると、この5年間に約413万人の増加となるが、これは具体的にいつて四国の人口をやや上まわる増加数と大きさであり、年平均ではおよそ滋賀県の人口に近い約83万人が年々増加した経過をたどっている。また、ひるがえつて戦後初の大規模国勢調査である昭和25年の総人口は、8,320万人であるから、この10年間に約1,021万人もの人口が増加したわけである。

(3) 増加率はにぶる

このように増加人口は確かに大きいものであるが、これを増加率でみるとこの5年間に4.6%増加した結果を示し、昭和25年から30年にいたる人口増加率7.3%よりかなり低率にある。また「第35表のように」大正9年の第1回国勢調査以降各5年間の人口増加率の中では、戦時を含む期間を除いて最低の増加率である。この5年間、出国者数は入国者数を約86,000人超過しているので、人口の増加はもつぱら(出生-死亡)自然増加によるものであり、したがって人口増勢がにぶつてきたのも自然

第35表 大正9年以降各年間ごとの全国総人口

年次	総人口	5年前との比較(△減少)	
		増加数	増加率(%)
昭和35年	93,406,830	4,131,301	4.6
30	89,275,529	6,075,892	7.3
25	83,199,637	11,201,533	15.6
20	71,998,104	△541,625	△0.7
※ 15	72,539,729	3,878,075	5.6
10	68,661,654	4,789,158	7.5
5	63,872,496	4,693,296	7.9
大正14	59,179,200	3,787,719	6.8
9	55,391,481	—	—

(注) ※全人口(外地にある陸海軍人軍属を含む)

増加率が低下していることを示唆するものであるが、これは昭和25年ごろを境に出生率が急速なテンポで低下したことを示し、とくに昭和30年以後は人口1,000人につき出生20人を下回つて17~18人という戦前の約半分の低出生率にあることがうかがい知れるのである。

2 都道府県の人口(第36表参照)

(1) 大阪の人口第2位

都道府県別人口では、東京都の人口が最も大きいことには変わりはないが、その人口は968万6,000人で、あと1年あまりで1,000万人に達するまでに増加した。これについて大阪府の550万、ついで北海道、愛知県、福岡県、兵庫県、神奈川県順に人口が大きい、これを昭和30年当時の順位にくらべると、大阪府と北海道が入れかわり、また愛知県と福岡県が同じく入れかわり、大阪府が第2位、愛知県が第4位の人口をもつに至つた。

(2) 平均を上回る7都道府県

各都道府県の人口を、昭和30年国勢調査の結果とくらべると、46都道府県のうち人口増加をみたのは20都道府県あつたが、このうち全国の人口増加率4.6%を上回る増加率を示したのは東京都をはじめ7都道府県にすぎなかつた。

人口の増加率の最も高いのは東京都の20.4%で164万人の増加、ついで大阪府の19.2%、神奈川県の17.9%、愛知県の11.6%、兵庫県の7.9%、埼玉県の7.5%、北海道の5.6%で、これら7都道府県の増加人口の合計は約420万人にのぼり、人口増加をみた20都道府県における増加人口総数482万人の87%を占めている。

このように、大都市をもつ都道府県やその隣接県で人口が著しく増加したのにくらべ、島根県の4.6%減少をはじめとして26県で人口の減少がみられた。これら諸県における人口の減少はほとんど2%前後で減少率としては大きくはないが、今回のように人口減少県が26県の多き

第36表 昭和35年都道府県別人口および昭和30年との比較

都道府県	昭和35年人口		昭和30年人口		昭和30年～昭和35年の増加(△減少)	
	(1)	(2)	増 加 数	増 加 率(%)		
全 国	93,406,830	89,275,529	4,131,301	4.6		
北海道	5,039,162	4,773,087	266,075	5.6		
青森県	1,426,566	1,382,523	44,043	3.2		
岩手県	1,448,489	1,427,097	21,392	1.5		
宮城県	1,743,159	1,727,065	16,094	0.9		
秋田県	1,335,511	1,348,871	△ 13,360	△ 1.0		
山形県	1,320,803	1,353,649	△ 32,846	△ 2.4		
福島県	2,051,069	2,095,237	△ 44,168	△ 2.1		
茨城県	2,046,969	2,063,944	△ 16,975	△ 0.8		
栃木県	1,513,580	1,544,987	△ 31,407	△ 2.0		
群馬県	1,578,452	1,616,142	△ 37,690	△ 2.3		
埼玉県	2,430,741	2,260,493	170,248	7.5		
千葉県	2,306,048	2,205,153	100,895	4.6		
東京都	9,675,601	8,039,214	1,636,387	20.4		
神奈川県	3,442,272	2,919,497	522,775	17.9		
新潟県	2,442,042	2,473,492	△ 31,450	△ 1.3		
富山県	1,032,629	1,021,121	11,508	1.1		
石川県	973,395	966,187	7,208	0.7		
福井県	752,692	752,758	△ 66	△ 0.0		
山梨県	781,601	807,044	△ 25,443	△ 3.2		
長野県	1,981,496	2,019,860	△ 38,364	△ 1.9		
岐阜県	1,638,369	1,586,334	52,035	3.3		
静岡県	2,756,272	2,650,435	105,837	4.0		
愛知県	4,206,282	3,769,209	437,073	11.6		
三重県	1,484,934	1,485,582	△ 648	△ 0.0		
滋賀県	842,575	853,734	△ 11,159	△ 1.3		
京都府	1,993,309	1,933,889	59,423	3.1		
大阪府	5,504,727	4,619,583	885,144	19.2		
兵庫県	3,906,449	3,620,947	285,502	7.9		
奈良県	780,990	776,861	4,129	0.5		
和歌山県	1,001,964	1,006,819	△ 4,855	△ 0.5		
鳥取県	599,195	614,259	△ 15,064	△ 2.5		
島根県	888,870	929,066	△ 40,196	△ 4.3		
岡山県	1,670,078	1,689,800	△ 19,722	△ 1.2		
広島県	2,184,119	2,149,044	35,075	1.6		
徳島県	1,602,189	1,609,839	△ 7,650	△ 0.5		
香川県	847,279	878,109	△ 30,830	△ 3.5		
愛媛県	918,838	943,823	△ 24,985	△ 2.6		
高知県	1,500,441	1,540,628	△ 40,187	△ 2.6		
福岡県	854,523	882,683	△ 28,160	△ 3.2		
佐賀県	4,006,564	3,859,764	146,800	3.8		
長崎県	942,830	973,749	△ 30,919	△ 3.2		
熊本県	1,760,289	1,747,596	12,693	0.7		
大分県	1,856,178	1,895,663	△ 39,485	△ 2.1		
宮崎県	1,239,642	1,277,199	△ 37,557	△ 2.9		
鹿児島県	1,134,575	1,139,384	△ 4,809	△ 0.4		
鹿 児 島 県	1,962,998	2,044,122	△ 81,114	△ 4.0		

(注) 1. 長野県—岐阜県間の境界紛争地域の人口(74人)は全国計に含まれているが、長野県および岐阜県のいずれにも含まれていない。

2. 昭和35年10月1日現在の境域における昭和30年人口を示すものである。

にのぼつたのは過去の国勢調査をながめてもその例はみられず、大正9年以来今回がはじめてである。従来の人口減少県数は昭和10年～15年にかけての13県が最高であつて、昭和25年～30年にかけては7県に過ぎなかつた。

このように、人口減少県が多数にのぼつたのは、出生率低下の影響ももちろん大きいものと考えられるが、やはり人口の地域移動、ことに農村地域から大都会への人口流出がその主因をなすものであるといえよう。

3 市町村の人口

(1) ふくらむ6大都市

6大都市の人口は、東京都の区部の人口830万人を最高に、大阪市、名古屋市、横浜市、京都府、神戸市の順であるが、ちなみにこれを昭和30年とくらべると、横浜市の人口増加率が最も高く20.2%の増加、ついで東京都の区部の19.1%、名古屋市の16.1%、大阪市の18.2%、神戸市の12.9%の順で、京都府は5.4%とその増加率は低調であつた。この結果、東京都の区部が800万を、大阪府が300万を、また神戸市が100万を越えたほか、横浜市が京都市の人口を上回つてわが国第4位の大人口都市となつた。なお、神戸市の人口が100万を越えたため、6大都市の人口はすべて100万人以上の人口構成となつた。このように6大都市の人口増加率が著しいテンポのため全国人口中に占める6大都市人口の割合は昭和30年の15.9%から17.9%へと上昇し、人口の大都市集中の傾向は1段と高まつている。

(2) 大都市人口の増加

昭和35年10月1日現在の全国市町村数は3,511(東京都区部を1市として計算)であり、うち市の数は556、町村数は2,955であるが、この5年間に人口の増加した市町村数は894、人口の減少した市町村数は2,617で、人口減少の市町村数が圧倒的に多数を占めている。市の中で中

は人口増加が322市、人口減少が234市であるのに対し、町村では、人口減少が2,383町村をかぞえ、81%を占めている。

市町村人口の増減を人口階級別にひもといてみると、人口増加は主として大都市にみられ、人口100万以上の6大都市では17.4%の増加、人口50万～100万の市では26.4%、人口20万～50万の市では10.4%の増加である。これに対して、人口減少は人口の小さな町村ほどその割合が大きくなり、人口1万～2万では3.1%の減少、人口5千～1万では4.7%減少、人口5千未満では5.6%の減少である。市町村数でも人口10万以上の都市では呉、佐世保を除く全都市で人口が増加しているのに対し、人口3万～5万程度の市町村では6割近くが、また、人口2万以下の町村になるとその8割前後の町村が人口減少をみせている。

このような人口の大都市集中傾向は、今回の国勢調査の結果からみられる特筆すべき人口現象の一つといふことができよう。

第2項 本県人口の動向

1 本県の人口について

(1) 世帯数と人口の推移

今回の国勢調査の結果、本県の世帯数は409,421、総人口は2,046,969人(うち男1,000,168人、女1,046,801人)となつた。

これを、前回の昭和30年国勢調査の結果と比較すると世帯数において27,106(7.1%)の増、人口において17,068人(0.8%)の減を示すにいたつた。このように本県の人口が減少したのは、大正9年の第1回国勢調査以来はじめての現象である(第37表参照)。

第37表 戦後の国勢調査における世帯数と人口

年次	世帯数	人 口			前回との比較 (△減少)	増(減)率	
		総数	男	女		世帯数	人口
昭和22年	377,739	2,013,735	974,289	1,039,446	—	%	%
25	375,861	2,039,418	993,694	1,045,724	25,683	—	—
30	382,315	2,064,037	1,006,093	1,057,944	24,619	1.7	1.2
35	409,421	2,046,969	1,000,168	1,046,801	△17,068	7.1	△0.8

(注) 県界の変更による調整を行なっていない。

人口の減少した原因は、端的にいえば出生率の低下と県外への転出超過の増加とにある。しかし、人口の減少にもかかわらず、世帯数がかなり大きく増加したことは注目に値するところで、これには幾多の要因が考えられ

る。このうち、全国の結果(14.9%増)などに照して明らかなのは、世帯の細分化による増加ということであるが、他面、今回の調査で世帯の定義が1変部つたこともかなり影響しているものとみられる。すなわち、従来

単身の下宿人は、その住居ごとにまとめて1つの世帯として取り扱ってきたが、今回はこれを各人ごとに1つ1つの世帯としていることである。

このほか、世帯数の増加に関しては1,2の要因が考えられるが、それについては人口の増減の問題とともに後に述べる機会がある。さきにも述べたように、人口が減少したにもかかわらず世帯数は増加しているから、当然1世帯当たり平均人員は減少している。すなわち、昭和25年(5.43人)、昭和30年(5.40人)、昭和35年(5.00人)と漸減した。また、男女比(女100人につき男)は昭和25年(95.0)、昭和30年(95.1)、昭和35年(95.5)と毎回増加の傾向がみられる。

この1世帯当たり平均人員の減少と男女比の増加とは1応世帯および人口構成の都市化、あるいは近代化の傾向を物語るものともいえようが、これは第1に市部人口の増加とこれに対する郡部の人口の減少(第46表参照)によつて、第2に戦争による男子人口の損もうが出生によつて相対的に補われつつあるということによつてもた

らされたものとみてよからう。

(2) 最近の人口の動き

昭和30年以降の5年間に、本県の人口が17,000余人(0.8%)減少していることは前述したが、一方、人口動態統計によればこの期間内における人口の自然増(出生一死亡)は、約11万人(5%強)とみつめられるので、この5年間に本県が転出超過によつて失った人口は、およそ13万人(6%)とみることができる。

ところで、都府県間の転出入に關係する人口は、主としていわゆる労働力人口であるとみられるから、この5年間に、本県は主として労働力人口に相当する年齢階層を失い、それを自然増によつて、すなわち、低い年齢層によつて補充してきたということができよう。これは県内についてみれば、郡部人口によく当てはまる事実であつて、市部人口はこの逆であるとみられよう。

第38表～第40表は、最近の本県人口の動きを示すものとして参考までに掲げたものである。以下、しばらくこれらによつて検討を加えてみよう。

第38表 最近5年間の自然増と社会増(減)

年次	自然増				社会増(△減)			人口増減 (1)+(2)
	出生	死亡	差引 (1)	出生率 (人口1,000 人につき)	転入	転出	差引 (2)	
昭和30年	44,592	18,732	25,860	22	29,556	47,570	△18,014	7,846
31	42,566	18,927	23,639	21	27,862	45,401	△17,539	6,100
32	38,619	19,952	18,667	19	31,358	49,459	△18,101	566
33	39,339	17,238	22,101	19	31,142	50,598	△19,456	2,645
34	38,309	17,235	21,074	18	31,800	51,971	△20,171	903

- (注) 1 自然増——人口動態統計
 2 社会増(減)——住民登録人口移動報告
 3 県内の移動を除く。

第38表からこの5年間の自然増が減少の傾向を、反対に転出超過が増加の傾向にあることがわかる。しかし、この自然増と社会増とからは、必ずしも今回の国勢調査における本県人口の減少を結論づけることはゆるされないが、それは主として次の事情によるものと考えられる。

すなわち、ここに資料としてかかげるものと国勢調査との間に、調査方法のうえで相違があるという点である。とくに、社会増減についていえば、住民登録はその住所において行われるのに対し、国勢調査にあつては必ずしもその住所で調査されないという例を挙げることができる。国勢調査では、通常その人が「3カ月以上住んでいたか、または3カ月以上住むことになつている」ところで調査が行われる。このため、住民登録の手続きを経ないで他に出かせぎなどに出ているような場合、住民

登録は住所地で、国勢調査は出かせぎ先というケースがかなり生じてくるわけである。

このほか、他へ転出したあと転出先で転入の手続きを済ませるまでの間には、多少の期間的ズレを生じること、および、これらの手続きをまったく行わずあるいはかなり長期にわたつて怠つているものも相当数に及ぶことも考えられよう。

以上の事実は、転出の多い地域の国勢調査人口を住民登録人口よりも引き下げる傾向を助長し、転入の多い地域にあつてはその逆の現象を生ずることとなる。そしてこのことは、とくに最近における人口の地域移動の実態を示すものということができよう。

次に、第39表は、人口の転出、転入の数を地域別に掲げたものである。これによれば、本県と東京都との人口の交流が他に比較して甚だ多いことがわかる。とくに転出

者についてはその大部分(61.7%)が東京都であることを示している。このように人口の大都市集中はひとり本県のみの傾向ではなく、全国的にこれを見ることが出来る。

また、東京都を包含する関東の各都県との交流が転入(66.1%)、転出(85.3%)とも他の地域にくらべてはるかに大きいことも予想とまつたことがわかない事実である。転出入者数の差引においては、東北とその他の地域だけが転入超過となっているが、あまり大きい数にはおよんでいない。東北からの転入超過は、主として日立工業地帯へ吸引されたものであろうと推定される。

第40表は、農林業センサスの結果から農家数と、農家人口の動きをみようとするものである。これによると、昭和30年以降の5年間に農家数はやや増加(0.5%)したのに対し、農家人口は逆に5万人に近く(3.9%)減少していることがわかる。

このことから、当然農家1戸当りの世帯員数も昭和25年(6.3人)、昭和30年(6.1人)、昭和35年(5.9人)と漸減の傾向にあることがわかる。すなわち、農村人口の減少はいわゆる挙家離農にその要因を見出すわけではなく、単身で転出する人たちによつてもたらされたものであることがわかる。

第40表 本県の農家数および農家人口の動き

年次	農家数	農家人口	前回調査との比較		増減率		1世帯当たり平均世帯員数
			農家数	農家人口	農家数	農家人口	
昭和25年	211,440	1,321,820	—	—	—	—	6.3
昭和30年	208,780	1,282,745	△ 2,660	△ 39,075	△ 1.3	△ 3.0	6.1
昭和35年	209,733	1,232,935	953	△ 49,810	0.5	△ 3.9	5.9

(注) 資料は農林業センサスから。

(3) 全国および他の府県との比較

前述したように、全国の46都道府県中今回の国勢調査で人口の増加したものは20、減少したものは26であるが

第41表 近県の人口増減の男女比

都 県	昭和35年人口	昭和30年人口	増減数	増減率	男女比 (女100人につき)	1世帯当り員
本 県	2,046,969	2,063,944	△ 16,975	△ 0.8	95.55	5.00
栃 木 県	1,513,580	1,544,987	△ 31,407	△ 2.2	93.07	5.02
群 馬 県	1,578,452	1,616,142	△ 37,690	△ 2.3	92.76	4.91
埼 玉 県	2,430,741	2,260,493	170,248	7.5	97.59	4.93
千 葉 県	2,306,048	2,205,153	100,895	4.6	95.89	4.77
東 京 都	9,675,601	8,039,214	1,636,387	20.4	106.65	3.89
神 奈 川 県	3,442,272	2,919,497	522,775	17.9	102.98	4.22
福 島 県	2,051,069	2,095,237	△ 44,168	△ 2.1	92.72	5.15
全 国	93,046,830	89,275,529	4,131,301	4.6	96.50	4.53

(注) △は減少を示す。

第39表 従前の住所地および転出先別転出入者数 (昭和34年)

地 域	転 入		転 出		転出(入)超過数 (△は転出超過)
	転入者数	地域別比率	転出者数	地域別比率	
総 数	31,800	100.0	51,971	100.0	△ 20,171
東京都	13,069	41.1	32,039	61.7	△ 18,970
関東(除東京)	7,963	25.0	12,266	23.6	△ 4,303
東北	5,618	17.7	3,243	6.2	2,375
その他	5,150	16.2	4,423	8.5	727

(注) 資料は、住民登録人口移動報告(県内の移動を除く)から。

この間の事情は、国勢調査の結果とよく符合する。とくに単身で(世帯数の減少をとまなうことなく)農村から他の地域へ転出する者が、転出先で下宿することにより(前述したように国勢調査のうえでは1世帯として算入されるため)世帯数増加の1原因をなしているものと想像される。この事情は、ひろく県内市町村間および都道府県間の人口移動にも通ずるものとみてさしつかえないであろう。

第41表は、関東および隣接福島県の人口増減の状況等を参考までに示したものである。

2 市町村の人口について

(1) 市町村人口のあらまし

人口規模別にみると、10万人以上は2市（日立市、水戸市）○5万人以上は3市（土浦市、下館市、北茨城市）3万人以上は11市5町村となつている。3万人未満は71町村で県下92市町村の77%にあたる（第42表参照）。

人口の最も多いのは日立市で、前回に比較して25,868人（19.1%）の大幅な増加をみせている。これに次ぐ水戸市も着実な増勢を示し、前回に対比すれば11,165人（8.7%）の増加で14万人台にせまつている。

人口5万人以上10万人未満の市は、前述のとおり3市であるが、次いで3万人以上5万人未満は16市町（17%）でこのなかには大子町（40,177人）、岩井町（33,360人）、茨城町（30,848人）、八郷町（30,669人）、那珂町（30,562人）の5町が含まれている。

人口1万人未満の町村は20町村（22%）あるが、これを少ない順にいくつか挙げると、七会村（4,029人）、玉里村（5,227人）、莖崎村（6,337人）、牛堀町（6,796人）、瓜連町（6,983人）……となつている。

第42表 人口規模別市町村数

人口規模	市町村数			左のうち	
	総数	市	町村	人口増加市	人口減少市町村
総数	92	16	76	11	81
10万人以上	2	2	—	2	—
5～10万人	3	3	—	1	2
3～5万人	16	11	5	3	13
1～3万人	51	—	51	5	46
1万人未満	20	—	20	—	20

(2) 市町村別にみた人口の増減

次に前回調査以降5年間の人口増減についてみると、人口の増加した市町村は11（12.0%）、減少した市町村は81（88.0%）となつている（第43表および第44表参照）

第43表 人口増減率別市町村

人口増減率	市町村数	左のうち			
		市	町	村	
総数	92	16	40	36	
増加	増加率 10%以上	3	2	—	1
	〃 5～10%	4	3	1	—
	〃 5%未満	4	1	3	—
減少	減少率 5%未満	37	8	19	10
	〃 5～10%	44	2	17	25

第44表は、人口の増加したものと減少したものの別に

市町村るかかげたものである（ただし、減少市町村については、減少率7%未満の市町村は省略した）。

増加市町村のなかでは、東海村の増加率20%を超えているのは注目にあたいする。日立市の増加率19.1%も、全国の都市の中では有数のものである。これに勝田市（12.0%）を加えた2市1村が増加率10%の線を超えている。

なお、さきにもふれたようにこの5年間における本県の自然増は約5%（全国4.6%）と推定されるから、この率を下回る増加は、積極的な増加とはいわれない。同様の事情は、減少市町村にもあてはまることであつて、表面の減少率は、約5%の自然増があるにもかかわらず、転出超過がこれを上回つたための結果であることに注意する必要がある。

人口の減少は、主として県西北および西南の農山村ならびに霞ヶ浦および北浦沿岸の農漁村にみられる。また5%以上の減少率を示したものの下に下妻市、水海道市（ともに6.1%）減があることは注目すべきである。

第44表には、こころみに総世帯数中に占める農林漁家数の割合をかかげておいたが、増加市町村においての率が低く、減少市町村において高いことは予想にたがわれない。

(3) 全国結果との比較

第45表は、人口の増加、減少について市町村の数および率を全国の結果と比較をこころみたものである。

まず、市町村の総数についてみると、全国では増加したものの割合が25.5%（約4分の1）であるのに対し、本県のそれは半数以下の12.0%にすぎないことがわかる。これは本県の総人口が減少していることから当然うなずける点であるが、他面、本県においても特定の市町村にむけて他の多くの市町村から人口が集中しているという事情によつて説明できることで、本県の経済構造の一面を物語るものであろう。

なお、市においては全国では増加の方が多い（57.9%）のに対し、本県にあつては増加の方が少ない（37.5%）ことが注目される。

3 地域別人口の増減

(1) 人口増減率別にみた市町の分布

第1図は、人口増減率（5%階級）別に県内市町村を色分けしたものである。人口増減率別にみた市町村の数は、増減率10%以上のもの3市町村、5%以上10%未満4市町、5%未満4市町、減少については、減少率5%未満37市町村、5%以上10%未満44市町村（第43表参照）となつているが、その詳細については以下にのべる。

第44表 人口増減率別市町村名

増加市町村

区分	市町村名	増加率	農林漁家数の率
増加率5%以上	那珂郡東海村	20.7	59.3
	日立市	19.1	11.5
	勝田市	12.0	37.4
	水戸市	8.7	20.8
	北相馬郡取手町	6.4	28.2
	古河市	5.6	8.6
	高萩市	5.0	21.8
増加率5%以下	多賀郡十王町	4.3	39.4
	北茨城市	3.7	24.6
	稲敷郡牛久町	2.4	60.2
	西茨城郡友部町	1.6	59.0
以上11市町村			

減少市町村

区分	市町村名	増加率	農林漁家数の率
減少率7%以上	東茨城郡桂 村	9.6	81.3
	〃 御前山村	9.2	70.2
	那珂郡緒川村	9.0	76.0
	結城郡千代川村	8.7	64.2
	〃 石下町	8.6	58.5
	筑波郡豊里町	8.4	71.5
	〃 筑波町	8.0	64.4
	新治郡出島村	7.7	81.9
	〃 新治村	7.6	76.2
	那珂郡美和村	7.4	62.2
	稲敷郡美浦村	7.2	79.6
以下略(総数81市町村)			

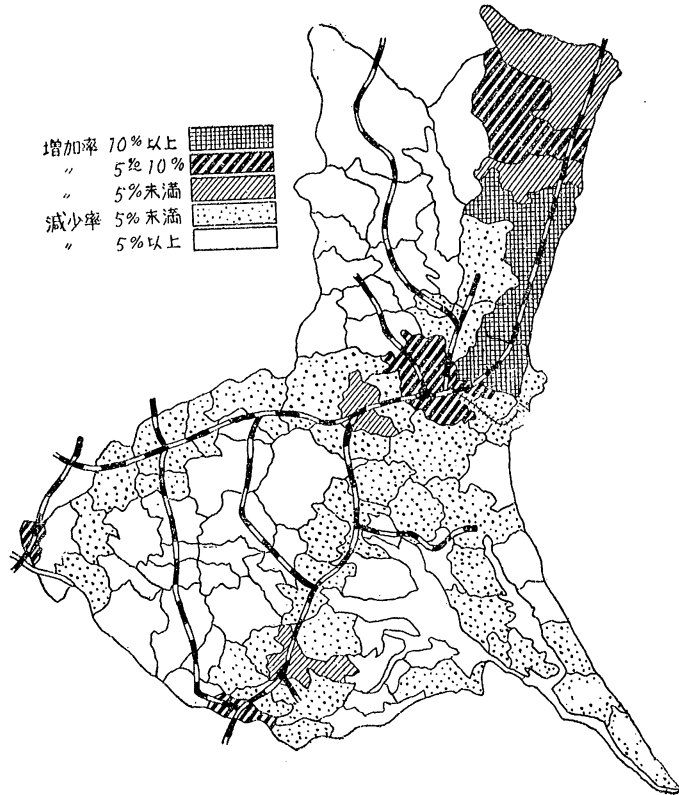
(注) 農林漁家数の率は、普通世帯中に占める農林漁家数の割合で国勢調査特性別調査区一覧表による。

第45表 人口の増加減少別市町村数(かつこは100分比)

区分	市町村数	左 の う ち		
		増加したもの	減少したもの	
全 国	総 数	(100) 3,511	(25.5) 894	(74.5) 2,617
	市	(100) 556	(57.9) 322	(42.1) 234
	町 村	(100) 2,955	(19.4) 572	(80.6) 2,383
本 県	総 数	(100) 92	(12.0) 11	(88.0) 81
	市	(100) 16	(37.5) 6	(62.5) 10
	町 村	(100) 76	(6.6) 5	(93.4) 71

(注) 全国の市の数には、東京都の区の存する区域を1市として含めてある。

(第1図) 人口増減率市町村分布図



(2) 地域別にみた人口の増減

総体的にみて市部人口の増加に対し郡部人口は減少していることがわかる(第46表参照)。これは人口の都市集中化を示すものがあつて、あながち本県においても例

第46表 市部郡部別人口増減比較

区分	昭和35世帯数	昭和35人口	昭和30人口	人口増減	人口増減率	男女比(女100人につき男)	1世帯り員
総数	409,421	2,046,969	2,063,944	△ 16,975	△ 0.8%	95.5	5.0
市部	189,452	881,654	846,669	34,985	4.0%	97.1	4.7
郡部	219,969	1,165,315	1,217,275	△ 51,960	△ 4.5%	94.4	5.3

(注) 昭和30年人口は、昭和35年10月1日現在の境界による、

昭和30年の人口である。これまで取り上げてきた資料からいくつかの結論を導きだすことができる。以下おおよそ人口増減率の階級に応じて、地域別に検討してみよう。

① 日立市を中心とする河北工鉱業地域

水戸市以北の常磐線沿線地域がもつとも顕著な増加を示している。とくに、日立市、東海村、勝田市の増勢目ざましい。十王町、高萩市、北茨城市の場合は、自

外でないことを証するものであろう。また、さらには都市への人口集中が、主として男子によるものであることが、両者の男女比をながめてもうなずける。

らが工鉱業地域であるということのほか、日立市への通勤距離内にあるという事情によつて、人口を温存し得たということが考えられる。

② 水戸市

水戸市は県都として、県の行政、文化および消費の中心として増加しものといえよう。例を性比(女100人につき男)にとれば水戸市のそれは92.8で、日立市(108.8)、東海村(108.5)、勝田市(101.4)など男子の

単身者の流入が多いとみられる地域にくらべてはなはだ低く、県の平均(95.6)よりも低いことが注目される。

③ 古河市と取手町

東京都(古河市の場合は埼玉県も含む)への通勤、通学者へのベットダウンとしての機能によつて増加したものとみられる。したがつて昼間人口は少なくなる。

国勢調査と同時に実施した東京都と埼玉県の昼間人口調査の概数によると、両都県への通勤、通学者数は第47表のとおり、古河市が最も多く、次いで取手町となっている。こころみに、両市町の総人口中に占める通勤通学者数の割合をみると古河市が10%、取手町が14.6%となっている。

第47表 東京都および埼玉県への通勤通学者数(概数) 35.10.1現在

市町村名	通勤通学者数	人口総数中に占める割合	人口増減率	市町村名	通勤通学者数	人口総数中に占める割合	人口増減率
古河市	(469)4,260	10.0%	5.6%	北・利根町	(40)479	5.2%	△4.8%
北・取手町	(484)3,303	14.6%	6.4%	猿・五霞村	(108)455	5.0%	△5.9%
土浦市	(413)3,215	4.5%	△0.8%	結城市	(48)320	0.8%	△3.6%
竜ヶ崎市	(178)1,538	4.6%	△2.2%	筑・伊奈村	(26)319	2.7%	△4.4%
北・藤代町	(101)987	7.8%	△2.6%	稲・阿見町	(31)305	1.4%	△1.8%
稲・牛久町	(60)794	4.9%	2.4%	下館市	(68)281	0.5%	△3.0%
水海道市	(76)661	1.8%	△6.1%	水戸市	(80)270	0.2%	8.7%
北・守谷町	(45)631	5.5%	△5.3%	筑・谷和原村	(28)264	2.5%	△7.1%
猿・総和村	(86)523	2.5%	△5.3%	西・岩間町	(26)226	1.7%	△4.6%
石岡市	(106)491	1.4%	△2.6%	以下	略		

(注) 東京都および埼玉県が実施した昼間人口調査(概数)による。△かつこ△は通勤者数の内書である。

④ 友部町と牛久町

友部町は、交通上の要所としての地位、ならびにいくつかの公共施設などのあることによつて、また、牛久町は取手町に似た事情によつて増加したものとみられる。しかし、両町とも自然増加率を超える積極的な増加ではない。

⑤ 水戸以南の常磐線沿線と水戸線沿線

これらの地域は、ほとんど例外なく5%未満のやや軽微な減少を示している。このことは、交通機関と人口増減との間に深い関連のあることを示すものであろうか。これらの地域は、鉄道の恩恵による産業と文化の発展によつて、あるいはそれら先進地域へ通勤、通学者を送ることによつて、人口の流出を最少限にくい止めたものと推測される。しかし、これについては後背地との関連等ともあわせて、さらに討検する余地があると思料される。

⑥ 那珂、久慈両郡を中心とする県北農山村地域

この地域と筑波、結城両郡を中心とする農山村ならびに霞ヶ浦、北浦沿岸の農漁村——以上3つの地域(④～⑥)は、いずれも5%以上の大幅な減少を示した。このうち標記の地域には、水郡線と茨城鉄道が通じているが、その沿線に見るべき産業がないこと、および総体的に農林業の比率が高いことなどのために減少したものとみられる。しかし、他面水戸市、あるいは日立市に接近した地域では、両市への通勤などによつて

人口の流出がやや軽微になつているという事情をみとめることができる。

⑦ 筑波・結城両郡を中心とする農山村地域

前記⑥那珂、久慈両郡を中心とする地域に類似し、農林業の比率が高いこと、通勤すべき産業上の先進地が近隣に存しないこと、東京都方面への転出が比較的容易であることなどによつて減少したものとみられる。

⑧ 霞ヶ浦および北浦沿岸の農漁村

前記⑥および⑦の地域とほぼ同様の事情による減少とみられる。

⑨ 鹿行両郡の南部

これまでの地域以外に特異な地域として鹿行両郡の南部があるが、これらの地域は前記の④～⑥の地域に近い性格を有するにもかかわらず、人口の減少がやや低位にあるのが目立っている。

以上、本県における人口の動向を示すものとしての昭和35年国勢調査の結果から、諸種の関係をながめてきたが、これらをかえりみてとくに注目されることは、本県の人口が日立市などによつて代表される先進的工業地域と、他の大部分の農山漁村地域とのきわめて異質な両面を持ち、しかも、前者の比重が年をおつて高まりつつあるということである。

また、これら両地域の間には、かつてない規模において人口の移動が行われていることがみとめられる。これ

は、ひとり本県内においてのみでなく、他の都府県——特に東京都と本県との間にもみられる現象であるが、このような都市集中化の傾向は、広く全国に通ずる点であることは前述したとおりである。しかし、いずれにしても本県の現下の人口現象は、いわば過渡的、しかも流動的な様相が強く、このためその将来の予測はかなりのむづかしさをともなうことになろう。

以上のように、国という全体的経済組成の中にあつて地域経済の現状ないしはこれに伴う人口の流動の現況等を概説したが、この過程において時と折とに触れて本県の姿も可能なかぎりながめて見てきたつもりである。

したがって、どんな現状と地位にあるかはおよそのころろ察されたであろう。しかし、結論的には、先進地域においては生産性の高い第2次産業の組織度がますます高度化する一方、後進地域——いわば本県のごときは依然として第1次産業中心の産業構成のもとに取り残されているのが現実である。

かくて今後の経済政策は、単なる一般的な国民経済の成長や、それによる国民の平均的な所得水準の向上だけを目標とするものであつてはならないと思考される。それは後進地域における経済の生産性を引き上げ、それによつて住民の所得を高め、地域的な所得の不均衡ないしは階層間の格差を、できるだけ小さくするような地道にして真剣な政策態度が必要であろう。

第5節 県民所得からみた本県 経済の概要

昭和34年における国の経済事情は、どのような経過をたどつて堅調な回復をみるにいたつたか、はたまた、よつてきたつた動向とこれを取りまく諸々の問題について触れてきたが、本県県民経済においてもむろんその影響外にあるものではない。

しかしながら、国のように所得増加の中心が製造業部門の生産増加や設備投資の増大、それに伴う雇用の好転などによることと趣を異にし、前述したような地域的ないしは産業構造上の特異性も相関連して、国における経済成長とはかなり異つた姿が見出される。そこで県内各産業が、昭和34年1年間にどのような経済活動を営んだであろうか。

その状況を逐次ながめてみよう。

第1項 県内生産所得（生産面）

1 本県県民所得の全国に占める地位

(1) 所得総額は国民所得の1.9%

第48表 県民所得の全国に占める地位

区 分	昭和33年（歴年）		昭和34年（歴年）	
	茨 城 県	全 国	茨 城 県	全 国
所得総額	千円 157,408,572	億年 83,410	千円 182,339,632	億円 96,308
同 割 合	% 1.89	% 100.0	% 1.89	% 100.0
同増加率	% 3.6	% 1.7	% 15.8	% 15.5

県内生産所得総額の全国に占める割合は、わずか1.9%に過ぎない。すなわち、昭和34年の県内生産所得総額は1,823億円で、同年の国民所得96,308億円の1.89%に当たるわけである。前年の生産所得1,574億円に対すれば、15.8%と大幅な伸長率を示すにいたつた。これに対し国民所得の前年増加比は15.5%にして、この面からすれば本県の方がわずかながら上回る結果となつた。しかし、これはあくまでも全体的にいい得ることであつて、各産業別にみればその間に種々の異つた様相がみうけられる。後述する機会もあるが、第2次産業なかんずく製造業の伸長率の増加がこのような結果をもたらしている。

(2) 全国平均に比べ常に低位

県民1人当り所得の問題についてもすでにのべたとおり、全国平均所得に比べ常に低位にある。これはとりもなおさず本県経済状態の後進性を物語るものに外ならない。すでに了知のように、人類経済の発展はまず第1次産業が起つて富を蓄積すると、第2次産業である工業が興る。これがさらに進展すると、商業交易から第3次産業が発展する。そして所得は一般に第1次産業より第2次産業、さらに第3次産業がより高いとされている。そこでこの問題については、すでに就業人口構成の全国と本県の比較を試みたところであるが、本県の第1次産業構成比は非常に高く、また産業別就業者1人当り所得にしてもはなはだしい格差を生じており、ひいては本県県民所得水準の低位にある原因をなしている事実についても言及したところである。

(3) 県経済の体質改善

本県県民所得は年々増加をみせているが、これはひとり本県にとどまるものではなく、いままで述べてきたように体質そのものに問題をほらむと同時に、全国に占める地位にあつても下位のラインを脱しきれず、従つて発展テンポは全国水準をはるかに下回り、むしろ現状をもつてすればその格差が拡大することも決して根拠なしとしない。

また、先進地域のような所得増加の根幹に着実性のない本県経済の現状にあつては、その体質を改善し発展助長の方策を講ずることが必要視されることはいまさら改めていうまでもない。

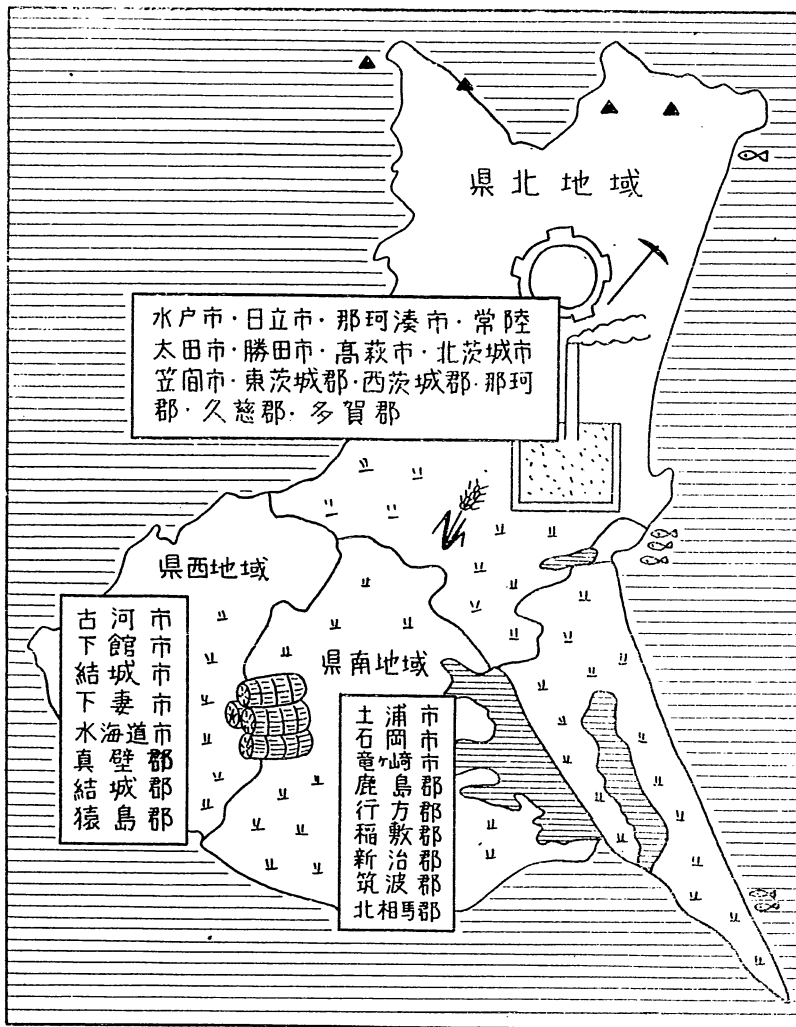
1 本県経済の地域分析

いま、ここにおいて地域分析の必要性を述べるまでもないが、経済発展の進行過程における地域格差は顕著にして、しかもこれが拡大の傾向にあることはすでにながめてきたとおりである。

だが地域分析といつても、1国経済圏をいくつかに分つて比較検討をほどこす場合あろうし、また1国経済圏を県という単位におきかえて、県経済圏をいくつかに分割して比較検討を加えるのも地域分析には相違ない。

ただ問題はどのような地域に分割するか共通点を有し、地域経済の発達段階や消費経済の地域的な特異性等を考慮するときは、細分した方がその地域の特色をより明確にすることができると考えられる。このように地域の分割自体に問題はあるが、34年県民所得推計においても前年にならつて3地域（第2図参照）に分割検討を加えることとしたが、各種統計そのものの制約から生ずる無理と地域所得推計の方法にもなお問題は残るが、この点今後の課題としてさらに検討し、よりよい方向に導くべく期している。

第2図 地域の分割



3 生産所得総額にみる地域経済

第49表 所得実額の地域比較

地域	所得実額		対前年比	構成比	
	33 A	34 B		A	B
総額	百万円 157,409	百万円 182,340	% 115.8	100	100
県北	81,380	95,371	117.2	51.7	52.3
県南	46,751	52,450	112.2	29.7	28.8
県西	29,278	34,519	117.9	18.6	18.9

所得総額の52%強は県北

県内生産所得総額は1,823億円にして、前述したとおり総体的には前年に対し15.8%の上昇率を示したが、このうち954億円比率にして52.3%は県北地域によつて占められ、従つておおむね他の半額が県南および県西両地域によるものであるが、その比率においては県南地域が28.8%、県西地域が18.9%それぞれ担うわけである。しかし、これらについて前年との関係をみると後述するように製造業の大幅な伸長が反映して県北地域の伸びが目立ち、これに次いで逐次新規企業の増加がみられる県西地域の伸びも注目してよいであろう。これに対して、県南地域が一步後退の感がみられる。後述するように、史上最高の米生産高を示したとはいえ、主として単作地帯といわれる県南地域にあつては、第2次産業なかならず製造業部門の発展速度に追いつき得ないことの一端を示すものであろう。

☆農 業

第50表 本県産米の推移 (単位トン)

産年別	実収高
30年産米	393,495
31年産米	372,075
32年産米	375,090
33年産米	381,388
34年産米	458,969
35年産米	451,600

1 米の生産高は史上最高

第50表にみられるように本県の昭和34年産米は45万9千トンと飛躍的に増加し、ついに30年産米39万3千トンの大豊作をおおむね6万6千トン上回る空前の記録をつくるに至つた。いま、飛躍的に伸びた理由として挙げられることは、もちろん生産手段の発展もさることながら

- (1) おおむね8月15日以降9月15日までの天候が良好で高温多照に推移したことが作柄に追込みをかけた。

第51表 35年産水陸稲推定実収高

(単位トン △印減)

都道府県別	34年推定実収高	35年推定実収高	34年推定実収高に対する増減
全 国	12,501,000	12,858,000	357,000
北海道	746,800	789,800	43,000
青森	362,600	374,400	11,800
岩手	313,200	339,800	26,600
宮城	481,300	516,700	35,400
秋田	515,500	540,800	25,300
山形	459,000	492,600	33,600
福島	444,900	466,100	21,200
茨城	459,000	451,600	△7,400
栃木	328,100	370,500	42,400
群馬	168,400	183,700	15,300
埼玉	293,500	336,200	42,700
千葉	453,300	445,200	△8,100
東京都	33,000	34,000	1,000
茨城	74,600	89,800	15,200
新潟	819,000	826,500	7,500
富山	309,600	301,500	△8,100
石川	225,500	230,200	4,700
福井	204,300	203,200	△1,100
山梨	66,600	77,900	11,300
長野	370,500	374,400	3,900
岐阜	221,800	236,300	14,500
静岡	180,800	235,900	55,100
愛知	241,400	321,400	80,000
三重	227,800	249,900	22,100
滋賀	255,200	248,400	△6,800
京都	144,700	142,400	△2,300
大阪	124,600	120,300	△4,300
兵庫	376,300	372,000	△4,300
奈良	112,000	121,600	9,600
和歌山	98,200	97,600	△600
鳥取	124,200	124,800	600
島根	190,300	183,000	△7,300
岡山	327,500	299,800	△27,700
広島	287,200	253,800	△33,400
山口	229,700	214,800	△14,900
徳島	108,500	99,500	△9,000
香川	153,600	143,600	△10,000
愛媛	176,400	167,000	△9,400
高知	132,300	127,000	△5,300
福佐	367,900	380,200	12,300
佐賀	226,500	238,200	11,700
長崎	101,800	104,000	2,200
熊本	325,100	316,600	△8,500
大分	212,100	200,500	△11,600
宮崎	170,000	173,800	3,800
鹿児島	256,300	241,100	△15,200

(注) 内訳の計が全国計に一致しないのは、4捨5入によるずれである。

- (2) 9月15日までは例年になく被害が少なく、台風6号・7号などの災害も軽微にすんだ。
 (3) 収穫高は握の基礎をなす作付面積もほぼ実体に近

いものが利用されているなどによる。

また、このように推移した背後における平年作を100とした10アール当たり収穫比を地方ブロック別にながめてみても、本県は全国平均をはるかに上回る好調ぶりを示した。

因みに昭和35年産米全国推定実収高は第51表に示すとおり、水稲は1,253万9千トン、陸稲31万9千トンで水陸稲合計1,285万8千トンとなり、昨年産米の推定実収高1,250万1千トンに比べ35万7千トンの増加にして、これを平年収量(1,190万トン)に比較すればおおむね95万トン上回る最高記録を招来した。

35年産米全国収穫高が最高記録となつた理由は、水稲の10アール(反)当たり収量が全国平均398kgとこれまでの最高であつた30年産米の393kgを5kg上回り、また作付け面積も年々増加していることなどがあげられている。またこれに加えて35年産米の風水害・病虫害などの

被害量が例年より15%程度少なく、数量的にみて117万5千トンにとどまつたこともこのような豊作を助けたものとみられる。

この中にあつて本県のそれは水稲38万8千6百トン、陸稲は6万3千トン、計45万1千6百トンで34年産米に比べると水稲は4百トン増加、陸稲は7千8百トンの減少で結果的には34年比7千4百トンの減収をきたしている。従つて30年以降6年続きの豊作中、34年産米は本県における史上最高の記録を樹立したのである。

2 農業所得は前年を10.5%伸びる

農業生産額は764億円で、前年の692億円に比し72億円の増加となつた。従つてこれに伴ない、所得額においても前年の474億円を49億円上回る523億円で、結果として対前年比110.5%を示した。

第52表 生産額と所得額の対前年比較

項 目	生 産 額			所 得 実 額		
	33	34	対前年比	33	34	対前年比
	百万円	百万円	%	百万円	百万円	%
計	69,218	76,390	110.3	47,373	52,332	110.5
耕種農業	56,961	64,180	(112.7)	38,905	43,835	(112.7)
米	26,049	31,870	122.3	17,792	21,768	122.3
麦類	8,174	9,242	113.0	5,583	6,312	113.0
雑穀	324	474	146.3	221	324	146.6
豆類	1,083	1,069	98.7	740	730	98.6
いも類	6,150	4,875	79.3	4,200	3,330	79.3
そ 菜	5,585	6,495	116.2	3,815	4,436	116.3
搾油作物	2,356	2,209	93.7	1,609	1,508	93.7
工芸用作物	5,962	6,407	107.5	4,072	4,376	107.5
果実	879	1,189	135.2	600	812	135.3
採種	38	63	165.7	26	43	165.3
緑肥飼料	361	287	79.5	247	196	79.4
養畜農業	9,190	9,012	(98.1)	6,277	6,155	(98.1)
養蚕農業	1,372	1,451	105.7	937	991	(105.7)
その他	1,695	1,747	(103.1)	1,254	1,351	(107.7)

いうまでもなく農業県である本県は、稲作および麦作の実収高によつてほとんど決定づけられるといつても過言ではない。このことはただちに第52表にもあらわれ、耕種農業全体として対前年比12.7%の伸びを示し、この背後要因は稲作と麦作の好調によるものである。この中において著しい減少を示すものとしていも類がある。すなわち、32年対33年の減少はわずかであつたが、33年対34年の状況を見ると所得実額42億円から33億円に、比率において対前年比79.3%と目立って低下するにいたつた。

3 農業所得は県南

第53表 農業所得の地域比較

地 域	所得実額		構成比	
	百万円	%		
総 額	52,332	100.0		
県 北	16,382	31.3		
県 南	21,440	41.0		
県 西	14,510	27.7		

農業所得523億円の総額のうちその41%、214億円は県南地域によつて占められ、さすがは本県の穀倉地帯の威容を放っている。これに対し地域の拡大と、那珂郡を中

心とする麦作地帯を有する県北地域の占める割合は31.3%にして、残余の145億円27.7%は、水田と畑作地帯を相兼ねた県西地域によつてあげられている（第53表参照）

なお、これらの構成比も前年のそれとおおむね似かよつてゐる。

4 “量より質への” 転換期か

前述したごとく30年産米を上回る史上最高の豊作によつておおかたの米作農家は1万円米価に支えられて、戦後最大の好景気に浴したものと思われる。ちなみに農家の予約売り渡し申込の状況にあつても、本制度開始以来の最高を記録している。これに介在して余剰米の処理、あるいは現行配給制度の問題等クローズ・アップされてくるであろう。

このような豊作に恵まれた事実も決して由なしとしなが、稲作技術の進歩、品種改良、その他の要因などからみていわゆる豊作型が平年作だとみる向が多く、一般需要者の要望はむしろ量より質の転換に期待しているのではなからうか。しかしながら他面政府の価格体系あるいは指導方針等はこれと大きくズレている実体にあるといえよう。

☆林業および狩猟業

1 所得総額の7割は県北

林業所得総額は52億円で、前年の43億円に対し22.2%の上昇率を示した。いまこれを地域別にみると、その71%の37億円は県北地域であり、県南地域はおおむね10億円で全体の19.1%、県西地域にあつては5億円で9.8%を示している。これも前者同様地域構成においては、前年と大差はないが県北地域の若干の増勢がみられる。従つて県内の林業所得は、おおつかみにいつて県北の70、県南の20、県西の10という構成とみることができる。（第54表参照）。

第54表 林業所得の比較

地 域	所得実額	構 成 比
	百万円	%
総 額	5,201	100.0
県 北	3,700	71.1
県 南	995	19.1
県 西	506	9.8

2 地域の特性を現出

そもそも県北地域は阿武隈・八溝の両山脈が南下し、那珂・久慈両河川の本支流間に突出している関係上、南部は平坦で関東平野の北端を形成し、北部は概して山岳地帯である。すなわち、海拔500～1,000mの両山脈の高嶺が平行して走り、その大部分が森林であるためこれより生産される各種林産物は多額にのぼり、結果としてこのような特異な現象を露呈している。また前述の上昇率も林業所得総体の81%を占める素材生産額の増加によるも

のであるが、その大半はこの県北地域より産み出されたものとみてさしつかえない。

☆漁業および水産養殖業

水産業所得にみる地域の反映

前年における水産業生産額43億円に対し、34年はおおむね50億円で、これを所得額についてみると前年の25億円から30億円に増大した。いうまでもなく本県の水産業は、海面漁業によつて左右されることは事実である。前年は下向傾向を示したが、34年にあつては対前年21%の増加をみせた。水産業所得における地域構成は前年に比べその差が目立ち、県北地域の7%程度増大したのに対し、県南地域は逆に7%程度減少を示している。

すなわち、これを地域的にみれば、平潟・大津・日立久慈・大洗・那珂湊等多数の漁港を有し、本県のいわゆる漁業地帯を形成する県北地域の所得額は、20億円で、総体の66%を占め、一方波崎港と霞ヶ浦・北浦等湖沼漁業をもつてする県南地域が、10億円にして34%を示している。このように本県における水産業所得は、県北および県南の両地域によつて占められている。なお、前述した34年の水産業所得の増大は県北地域によつてもたらされたものである。（第55表参照）

第55表 水産業の所得と地域割合

地 域	所得実額	構 成 比
	百万円	%
総 額	3,000	100.0
県 北	1,970	65.7
県 南	1,022	34.0
県 西	8	0.3

☆鉱 業

鉱業所得は前年を下回る

第56表 所得実額の対前年比

区 分	33	34	対前年比
	百万円	百万円	%
総 額	5,585	4,247	76.0
金 属 鉱 業	1,122	872	77.7
非 金 属 鉱 業	92	77	83.7
石 炭 鉱 業	3,954	2,774	70.2
土 石 採 取 業	417	524	125.7

第56表に示すとおり、鉱業所得総額は42億余にして前年対比76.0と下向するにいたつた。

年により異なるといえども総体の65～70%のウエイトを占める石炭鉱業をはじめ、金属鉱業・非金属鉱業ともおしなべて前年に比べ低率を示している。ただ僅かのウエイトを占める土石採取関係だけが上昇をみた。

いまこれを地域別にみると、その大半95%は茨城炭田の石炭・日立鉱業所の金・銀・銅・硫化鉄鋼等の鉱業資

源を有する県北地域によつて占められ、殊余の微々たる所得額は土石採取業の担うものであり、県南および県西地域の割合もまた第57表に示すとおりきわめてわずかである。

第57表 所得実額の地域構成

地 域	所得実額	構 成 比
	百万円	%
総 額	4,242	100.0
県 北	4,030	94.9
県 南	10	0.2
県 西	207	4.9

☆建設業

建設投資にみる地域経済

昭和34年における建設業所得総額はおおむね74億円で前年の60億円に対し22.1%と堅調な伸びを示すにいたつた。

これを内容別にみると、土木工事所得は前年の24億円を8億円上回る32億円を示し、建築工事にあつても前年の21億円から23億円に上昇した。また、建築修繕工事においても前年の16億円に対し、34年は18億円という増加をみせている。このように建設投資は一般におう盛であつた。

第58表によりその地域構成をみると、県北が全体の63%に当たる46億円を示すのに対し、県南22.5%、県西14

第58表 所得実額の地域構成

地 域	所得実額	構 成 比
	百万円	%
総 額	7,357	100.0
県 北	4,644	63.1
県 南	1,657	22.5
県 西	1,056	14.4

.4%である。この面からみても経済活動の中心は、やはり県北地域にあることがうなずける。

☆製造業

製造業所得は前年を大幅に上回る

昭和34年の工業出荷額は総体的にみて対前年比 123.2%の上昇率を示し、この中における減少部門は鉄鋼業関係の76.1%、石油石炭製品の95.3%にして、他はいずれも第59表にみられるように著しい増加を呈した。本県製造業部門の40%と最も大きなウエイトを占める電気機械器具の伸びが相変わらず好調で、前年より18.6%上回る結果を示し、これに次いで総体の20%のウエイトを示す非鉄金属にあつては前年増加比60.4%と激増、これに次ぐものに食料品部門があるが、この増加比は4.2%と微増にとどまつている。なお、食料品部門は前年18.0%のウエイトで第2位にのし上つたが、34年においては13.6%と下向し、その順位にあつても非鉄金属と入れかわつた現象がみられる。

第59表 製造業出荷額の増減比較

(昭和34年)

区 分	総出荷額の対前年比	出荷額のウエイト			区 分	総出荷額の対前年比	出荷額のウエイト		
		33	34	%			33	34	%
総 額	123.2	100.0	100.0	100.0	皮 革・皮革製品	137.7	0.3	0.3	
食 料 品	104.2	18.0	13.6	13.6	ガラス・土石製品	117.2	4.2	3.7	
織 維 工 業	115.7	2.4	3.0	3.0	鉄 鋼 業	76.1	3.9	2.8	
衣 服・身 廻 品	134.2	0.5	0.5	0.5	非 鉄 金 属	160.4	16.0	20.1	
木 材・木 製 品	125.8	4.1	3.8	3.8	金 属 製 品	132.1	0.9	0.9	
家 具 装 備 品	123.5	0.5	0.3	0.3	一 般 機 械	139.2	3.1	3.7	
パ ル 卜・紙加工品	174.9	0.9	1.6	1.6	電 気 機 械 器 具	118.6	39.5	40.0	
印 刷 出 版	121.5	0.6	0.5	0.5	輸 送 用 機 械 器 具	150.3	1.1	1.3	
化 学	122.4	1.8	1.6	1.6	精 密 機 械 器 具	184.8	0.3	0.4	
石 油 石 炭 製 品	95.3	0.7	0.6	0.6	武 器	111.7	0.2	0.2	
ゴ ム 製 品	136.5	—	—	—	そ の 他	153.3	1.0	1.1	

第60表 所得実額の構成比

地 域	所得実額	構 成 比
	百万円	%
総 額	33,848	100.0
県 北	27,393	80.9
県 南	3,315	9.8
県 西	3,140	9.3

8 割強を県北で占む

第60表にもみられるように、所得総額の80.9%が県北地域によつて占められ、県南9.8%、県西9.3%となつてゐる。従つて総じていうならば県北の80%に対し、県南および県西がそれぞれ10%とみてよいであろう。前者の鉱業と同様、いわゆる県北地域にあつては日立製作所各工場日立セメント・日立電線等大企業が繁盛して日立工業地

区を形成し、これは本県における特殊な地位にあると同

時に、全国的にも大きな比重を占めている。

☆第3次産業（サービス部門）

第61表 所得実額の地域構成

区 分	所得実額（100万円）				構 成 比（%）			
	総 額	県 北	県 南	県 西	総 額	県 北	県 南	県 西
第 3 次 産 業	76,354	37,252	24,012	15,590	100.0	48.7	31.5	19.8
卸 売・小 売 業	26,245	12,489	7,747	6,009	34.4	16.5	10.1	7.8
金融保険不動産業	11,304	5,226	4,986	1,092	14.7	6.8	6.5	1.4
運輸通信公益事業	9,035	5,355	2,012	1,668	11.8	7.0	2.6	2.2
サ ー ビ ス 業	22,164	10,394	6,970	4,800	29.0	13.6	9.1	6.3
公 務	7,606	3,788	2,297	1,521	10.1	4.8	3.2	2.1

前年に比べ13.1%上昇

サービス部門である第3次産業所得総額は764億円にして、前年の675億円に対し13.1%の上昇率を示した。これを内容別にみると運輸通信・公益事業の伸びが最も目立っているほかは一般的に平穏な伸びを示している。

第61表により所得構成をみると、卸売・小売業が第3次産業総体の34.4%を占め、これに次いでサービス業が29.0%、金融保険不動産業が14.7%、運輸通信公益事業が11.8%、公務が10.1%となつている。

また、これを地域別にみると県北地域が48.7%と約5割に近い構成比を示し、いままでみてきたような地位がこの面にも反映している。これに対し県南地域31.5%、県西地域19.8%を示している。

第2項 県民分配所得（分配面）

1 昭和34年の概況

総体では12.9%の伸び

昭和34年の県民分配所得総額は1,734億円で、前年の1,536億円に対し12.9%の増加となつた。このうち勤労所得は726億円で、前年の610億円より18.9%と大きく増加をみたのに比べ、個人業主所得にあつては799億円となり、前年の742億円からみれば7.7%の増加にして前者の伸びからみると小幅である。

次に法人所得であるが、総額104億円強にして、前年の85億円に対すれば22.2%という大きな伸長率を示し、個人賃貸料所得4.9%、個人利子所得8.8%とそれぞれ増加している。

生産を生みだすための生産要素に支払われた所得、すなわち県民分配所得面にあらわれた昭和34年の特徴は、勤労所得の大幅な伸びに対し、個人業主所得の小幅な伸びにとどまつたことおよび大きく変動をみせた法人所得の増加である。冒頭述べたような経済事情がこのような結果をもたらしたものであろう。

2 生産所得と分配所得

理論上は等価となるべきである。

所得の理論からすれば生産所得と分配所得とは一致すべきものであるが、そもそも現在における生産所得は県内生産所得という概念で推計され、これに対応し分配所得は県民分配所得という概念規定にもとずいて推計されている。従つて本県のように大企業体はその本社を東京に有し、これ等の本県内における経済活動の活ばつな場合は県際関係（他の都道府県との流出入）も複雑であつて両者の一致は不可能である。

すなわち、県外に本店を有する県内の支工場から産み出された所得は、その全部が県内に分配されるものではなく、県外本店の人件費やその他借入利子等に充当される結果となるためである。したがつて、県外資本の場合企業の生産活動が活ばつてあればある程その差が増大する結果となつている。このように県外との所得の交流についての統計資料の不備等の要因で生産・分配の等価が実現しないことを考慮におき県内生産所得と県民分配所得との関係について少しく触れてみよう。すなわち、前述したように県内生産所得は1,823億円で、分配所得との開差は89億円であり、これを前年の関係についてみればその差は2倍強を示すにいたつた。

これはとりもなおさず、この間の経済事情とその活動状況が反映している事実を示すものである。しかし、これが統計の誤差その他に問題が残存するにしても、おおつかみにいつて県外所得分とみてよく、また、分配構造における地位からみても資本に帰属する所得のかなり大きな部分が県外に流出していることはその否定を許されない。ともあれ、このような姿は現下資本主義経済体制下における地方経済の特色のあらわれでもあろうし、このことが本県県民所得にいかん作用するかは多言を要しないところである。

3 本県の分配構造

(1) 個人業主所得が約46%を占める。

各産業の生産活動によつて産み出された付加価値（生

第62表 分配構造の全国比較（昭和34年度）

区 分	分配所得 総額	勤労所得	個人業種 所得	法人所得	個人賃貸料 利子所得	官公企業 剰余	その他
全 国	100.0	51.3	29.9	12.5	6.2	1.5	△ 1.4
茨 城 県	100.0	41.9	46.1	6.0	6.0	—	—

産所得)は、この生産に参加した勤労者には賃金・俸給という形態で、資本の提供者に対しては配当として、また会社にはもうけ等としてそれぞれ分配される。この所得の分配面からとらえたものが分配所得であることはいうまでもないが、しからば本県の分配構造はどんなであろうか。第62表に示すとおり、農業の個人業主および前時代的な零細業主が多く、したがって個人業主所得の占める割合が46.1%を占めている。

この反面勤労所得は41.9%という結果を示している。これに対し国の場合は、逆に勤労所得51.3%と大きな比重を占め、個人業主所得にあつては29.9%にすぎない。

(2) 勤労所得の割合は経済発展の度合を示す

いま述べたように、勤労所得と個人業主所得の関係は国と本県のそれは全く逆であり、このことについてはすでに述べたことによつても了解されるであろうが、このへんにおいても本県経済の特性が見出される。すなわち分配所得の内容によりその国あるいは県の経済発展の度合を知るためには、総所得に占める勤労所得の割合(労働分配率)をみるることによつてその姿がわかるといわれている。

高度に経済が発達・分業化している国または県ほどこのウェイトが大きくアメリカ・イギリス等では65%以上に達し、わが国もこれらの先進国には及ばないまでも50%を越え、51~52%台にのしかかり経済の正常化とめざましい発展の跡がみられ、ようやくにして中進国の域に達したものとみてさしつかえないであろう。

ここで序にわが国の水準を越えている先進都府県における33年の状況は、神奈川64.0%、東京63.9%、大阪62.4%、福岡59.7%、京都59.0%、北海道57.6%、%その他

2~3の県を数えるにすぎない。

(3) 勤労所得と業主所得の関係

勤労所得の増大と業主所得の減少傾向は深い関係におかれている。すなわち、前時代的な企業形態から漸次近代的な経営組織・企業の法人化…が進み、従来業主と家族の混合所得(労働+資本利子)が個人業主所得として計上されていたものが、法人組織に改まることによつて重役給与もしくは勤労所得(利益は法人所得)として計上されることになるので勤労所得は増加し、反面業主所得は減少するわけである。

このことは法人所得についても同様なことがいわれ、企業の近代化が進むにつれて勤労・法人所得の割合は増加し、業主所得は減少する結果を招来する。本県においても好況の波によつて経済力が蓄積され、あるいは企業設備の合理化等によつて生産コストを下げ、実質所得の増大が勤労所得に反映することを期待するものであるがいまみてきたような分配構造の実態からみてこの期待は程遠い感が深い。

4 人口圧力

人口圧力係数は年々減少

いまさらいうまでもなく所得と人口は密接不可分の関係にあり、1人当たり、所得の伸びは労働生産性をそれだけ高める結果となることはすでに述べたとおりである。その1人当たり所得の逆数である人口圧力指数とはY円の所得を住民X人で占めているかをあらわすもので一般に一定額(10万円)所得を住民何人で占めているかをみるのに用いるものである。

第63表 人口圧力指数

年 次	茨 城 県			全 国			人口圧 力係数 C/F×100
	総所得	総人口	人口圧力指数 B/A×10万 C	総所得	総人口	人口圧力指数 E/D×10万 F	
	A	B		D	E		
昭 31	百万円 130,596	千人 2,080	1.593	億円 73,523	千人 89,975	1.224	% 130.1
32	149,224	2,080	1.394	82,011	90,825	1.107	125.9
33	153,575	2,082	1.356	83,410	91,725	1.100	123.3
34	173,357	2,073	1.196	96,308	92,698	0.963	124.2

従つて、人口圧力指数はその数値が少ないほど経済活動が活ばつて行われていることを意味するものである。

本県における昭和34年の人口圧力指数は1.196で前年の1.356より0.16減少し、さらに前々年と比較すれば0.198減少している。これに対し全国の昭和34年における人口圧力指数は0.963で本県より0.233と大きく少ない。このことはすでに生産所得の項でみたのと同様、背後的には本県の労働生産性の低位にあること物語っている。

$$\text{(人口圧力係数)} = \frac{\text{県の人口圧力指数}}{\text{国の人口圧力指数}}$$

また、国と県との関係を見るのに人口圧力係数を用いると、国と県の所得水準の傾向をはかるのに有効である。第63表により昭和31年以降の経過をたどつてみると前年までは下降したが34年にはわずかに上昇を示した。この関係は年とともに下降傾向を示すことが望ましく、かくして所得水準差の縮小を期待するものであるが、この

表にも示すようにはなほだしい懸隔を生じているのが現状である。

5 1人当たり分配所得にみる本県の地位

1人当たり分配所得の地域格差については冒頭において述べたが、いま第64表により33年の住民1人当たり分配所得(国民1人当たり90,934円=100)の全国比較を試みると上下の差がはなほだしい。

全国水準を上回る都道府県は東京を筆頭に大阪・兵庫・神奈川・愛知・福岡・京都・北海道・静岡・富山の10都県にして、全国水準を下回るといへどもこれに続いて奈良・石川・香川・広島・滋賀・福井・山口・岐阜・大分・埼玉・和歌山・長野・岡山・千葉・新潟・三重・愛媛・高知・栃木・長崎・群馬・山形・鳥取の23県を数え、本県は全国順位34位というところにある。

(県民所得推計結果報告書末尾掲載の付表参照)

第64表 住民1人当たり分配所得の比較 (昭和33年) (全国100=90,934円)

順位	階層	都道府県	比率	順位	階層	都道府県	比率					
1	100%以上	東大兵神愛	京	185.0	24	千新	茨	86.5				
2			阪	157.9	25		瀧	86.2				
3			庫	150.1	26		三愛高栃長	重	85.9			
4			川	142.2	27			媛	84.5			
5			知	134.1	28			知	84.3			
6	(10)	福京北静富	岡	118.1	29	木		83.9				
7			都	114.2	30	崎		83.5				
8			海	岡	道	104.1	(16)	馬	83.1			
9					山	103.3						
10					山	100.3						
11	90~99%	奈石香広滋			良	98.8				群山鳥茨佐	形	82.5
12					川	97.6						
13			島	97.1								
14			賀	96.6								
15			費	92.9								
16	(10)	福山岐大埼	井	91.8	宮	城	80.2					
17			口	91.5								
18			阜	90.9								
19			分	90.9								
20			玉	90.4								
21		和歌山	山	89.8	福島山秋青	島	79.9					
22			野	89.4				(8)	根	79.0		
23			山	88.4							梨	77.6
	宮鹿	児	崎	島	77.2							
						徳	島	77.2				
									熊	本	75.1	
	岩	手	72.0									
				60~69	宮鹿	児	崎	99.0				
									(2)	島	62.3	

第3項 県民個人所得とその処分(支出面)

1 昭和34年の概況

前年に比べ12.4%の増加

いわゆる県民個人所得は、県民の実際に受領した所得すなわち、個人の収入面をあらわすもので、県民の生活水準をよく反映するわけである。従つて前述したように県民分配所得は県内生産所得に対応して、その分配面を

あらわすものと相違することはいうまでもない。

いま述べたように個人所得は、個人の収入面をあらわすものであるがため、分配所得の項目である法人所得・公営事業剰余等はなく、これが身代りとして個人配当・振替所得の項が加わる。また、この個人所得は実際に受取つた所得であるがため、受取主義の所得である点において分配所得の発生主義の所得ともその性格を異にしている。

このような意義における昭和34年の個人所得総額は1,675億円で前年の1,490億円に比べ12.4%の増加となった。これを国についてみれば、12.3%とおおむね似通った比率を示している。いま県民1人当たりでみると、昭和34年は80,781円で前年の71,548円に対し12.9%の増加となり、その処分の内訳をそれぞれ1人当たりでみると消費支出は63,765円で、前年に比べると8.7%増加し、全

体の79.0%の比重を占めている。

税負担は前年より5.7%増加し、個人貯蓄の関係をみると昭和34年が14,339円を示し、前年より38.1%の上昇となった。従つて個人可処分所得にいたつては、昭和34年が78,105円にして前年の69,015円より13.2%上回る結果となった。(第65表参照)

第65表 県民1人当たり所得とその処分

区 分	昭 33			昭 34			対 前 年 比
	総 額	1人当たり	構 成 比	総 額	1人当たり	構 成 比	
1. 県民個人所得	千円 148,963,292	円 71,548	% 100.0	千円 167,459,846	円 80,781	% 100.0	% 112.9
2. 総 人 口	千人 2,082	—	—	千人 2,073	—	—	—
3. 個人支出	148,963,292	71,548	100.0	167,459,846	80,781	100.0	112.9
(1) 消費支出	122,077,827	58,635	82.1	132,185,704	63,765	79.0	108.7
イ 飲食費	54,057,120	25,964	36.3	57,636,454	27,803	34.5	107.1
ロ 被服費	12,932,443	6,212	8.7	13,655,048	6,587	8.1	106.0
ハ 光熱費	6,486,121	3,115	4.5	6,807,964	3,284	4.1	105.4
ニ 住居費	14,928,450	7,100	10.0	17,559,599	8,471	10.5	118.1
ホ 雑 費	33,673,693	16,174	22.0	36,526,639	17,620	21.8	108.9
(2) 税および税 外負担	5,270,899	2,532	3.4	5,548,225	2,676	3.3	105.7
(3) 貯 蓄	21,614,566	10,382	14.5	29,725,917	14,339	17.7	138.1
4. 個人可処分 所得	143,689,599	69,015	96.6	161,911,621	78,105	96.7	113.2

2 所得構造と消費構造

(1) 所得構造

県民個人所得の所得構造をみるに、第66表に示すように勤労所得41.6%、個人業主所得47.3%、振替所得4.6%、その他賃貸料・利子・配当所得等個人財産所得6.5%となつている。これに対比して全国平均では勤労所得53.7%の比重を占め、一方個人業主所得においては32.8%と低率を示している。すなわち、本県の個人所得の構造と全国の構造とは、すでに別面において触れたとおり入れかわつた関係におかれている。また、個人財産所得はこ

第66表 所得構造の全国比較(昭和34歴年)

区 分	全 国	茨城県
1 勤 労 所 得	53.7	41.6
2 個 人 業 主 所 得	32.8	47.3
3 振 替 所 得	5.7	4.6
4 その他財産所得(賃貸料・利子・配当)	8.7	6.5
5 控 除 項 目	△ 0.9	—
6 総 額	100.0	100.0

れを個々にみるときは総体に占めるウエイトはいずれも小さいが、配当所得の11.2%の伸びをはじめ、利子所得8.8%、賃貸料所得4.9%といずれも増加している。

(2) 消費構造

前段において所得構造の一端をながめたが、この所得がどのように支出されたかの面をみると総体的には前年対比12.4%の増加である。第67表によりこれを内容別にみると全体の79.0%(全国76.8%)は消費され、税負担は3.3%(全国5.1%)、従つて残余の17.7%(全国18.3%)が個人貯蓄として現金預金、住宅投資あるいは個人業主の投資等に振向けられたことになる。

第67表 消費構造の全国比較(昭和34歴年)

区 分	全 国	茨城県
1 個 人 消 費 支 出	76.8	79.0
2 個 人 貯 蓄	18.3	17.7
3 個人税および税外負担	5.1	3.3
4 控 除 項 目	△ 0.2	—
5 総 額	100.0	100.0

さらに個人所得の増加は県民の家計にどんな影響を与えたかを、個人所得の処分構成でみると第68表に示すように、消費支出の割合は前年の82.0%から79.0%と3.0%減少を示し、また、飲食費にあつても36.3%から34.4%と1.9%減少するにいたつた。その他飲食費以外の平均支出も1.1%減少の傾向にある。これらに引替え個人貯蓄にあつては前年の14.5%から17.7%の増加を示し、この間にみる全国のそれは3.9%上昇したのに対し、3.2%の貯蓄増加の姿がみられる。このようなことは県民の家計がわずかながら健全な方向にあるとみてさしつかえないであろう。

3 貯蓄性向と消費性向

この両者の関係は密接不可分

国の1人当たり平均消費支出は72,050円で、本県のそれは63,765円にして国の88.5%を示している。また、国の個人所得の1人当たりは93,810円で、本県の1人当たり80,781円はその86.1%に当たる結果となる。すなわち収入面で86.1%なのに対し、消費支出面では国の88.5%

第69表 貯蓄性向と消費性向 (昭和34歴年)

区 分	個人可処分所得	個人消費支出	個人貯蓄	平均消費性向	平均貯蓄性向
	(1)	(2)		(2) ÷ (1)	(3) ÷ (1)
	千円	千円	千円	%	%
茨 城 県	161,911,621	132,185,704	29,725,917	81.6	18.4
全 国	億円 82,488	億円 66,789	億円 15,877	81.0	19.2

いま第69表により貯蓄性向と消費性向の関係をみると平均消費性向は全国の81.0%に対し、本県のそれは81.6%にして0.6%上回る結果を示す反面、平均貯蓄性向は全国の19.2%を示すのに対し、本県は18.4%にして逆に0.8%下回っており、前述の関係が明らかとなる。

むすび

これまでのように既存の4大工業地帯を中心とし、あるいは周辺都市への集中が進んでいる反面で、後進地域開発または工業誘致、さらには大都市集中の弊害のあらわれなどからこの種の地域分散も次第に進むものと考えられるが、本県の産業構造をとりまく経済発展テンポの現状と近年の交通機関の発達に加え本県の地理的条件から年々生産年齢人口は東京都はじめその他労働市場に流

第68表 個人所得の処分対前年比較 (%)

年次	個人所得	個人可処分所得					個人貯蓄	税負担
		計	消費支出			その他		
			小計	飲食費	その他			
33	100.0	96.5	82.0	36.3	45.7	14.5	3.5	
34	100.0	97.7	79.0	34.4	44.6	17.7	3.3	

と収入に比し消費支出の割合が高くなっている。このことは、とりもなおさず本県の消費性向が国より高いことを意味し、したがって個人貯蓄に振向けられるべき額の少ないことを物語るものである。この個人貯蓄は、経済循環の過程として投資に振向けられ、それが再生産過程をつねに繰返すものであるからこの個人貯蓄の多寡、すなわち、貯蓄性向は重要な意義をもつこととなる。しかしながら、1人当たり所得の向上なくしては個人貯蓄の割合の増大は考えられない。なぜなら、1人当たり所得が少ないからこそその消費支出に向けられる割合が大きくなるのが考えられるからである。

失する傾向は統計上からみて一段と深まっている。

ここにおいて、本県経済の体質を改善し雇用力の増大を図ることによつて県民所得を飛躍的に発展せしめ、県民の生活水準を全国水準に導くためには要約して次のようなことが考えられる。

- 第1は、原始産業部門である第1次産業の他産業との有機的関連と結合のもとに、その労働生産性を高める諸施策を図る。
- 第2は、県内既存産業の振興と生産基盤の拡充を図るはもちろん、さらに積極的に県内資源の開発を行うと同時に、生産的産業部門である第2次産業に対し、新規企業の県内誘致を強力に推進すること。

1. 県内生産所得

	所得実額(千円)			対前年比(%)		構成比(%)		
	32年 A	33年 B	34年 C	B/A	C/B	A	B	C
1. 総額	151,908,069	157,408,572	182,339,632	103.6	115.8	(100.0)	(100.0)	(100.0)
2. 第1次産業	52,821,993	54,101,021	60,533,502	102.4	111.9	(34.8)	(34.4)	(33.2)
(1) 農業	45,990,139	47,372,506	52,332,236	103.0	110.5	30.3	30.1	28.7
(2) 林業および狩猟業	3,847,996	4,253,500	5,200,778	110.5	122.2	2.5	2.7	2.9
(3) 漁業および水産養殖業	2,983,858	2,475,015	3,000,388	82.9	121.2	2.0	1.6	1.6
3. 第2次産業	34,889,493	35,807,431	45,452,236	102.9	126.9	(23.0)	(22.7)	(24.9)
(1) 鉱業	5,053,151	5,585,024	4,247,086	110.5	76.0	3.3	3.6	2.3
(2) 建設業	5,571,777	6,023,184	7,356,945	108.1	122.1	3.7	3.7	4.0
(3) 造業	24,259,565	24,199,223	33,848,205	99.8	139.9	16.0	15.4	18.6
4. 第3次産業	64,196,583	67,500,120	76,353,894	105.1	113.1	(42.2)	(42.9)	(41.9)
(1) 卸売および小売業	21,222,862	23,304,371	26,244,923	109.8	112.6	14.0	14.8	14.4
(2) 金融保険および不動産業	9,482,540	10,396,557	11,303,330	109.6	108.7	6.2	6.6	6.2
(3) 運輸通信およびその他公益事業	6,867,461	6,930,620	9,035,224	109.1	130.3	4.5	4.4	5.0
(4) サービス業	26,623,720	26,868,570	29,770,417	109.1	110.8	17.5	17.1	16.3

2. 県民分配所得

	所得実額(千円)			対前年比(%)		構成比(%)		
	32年 A	33年 B	34年 C	B/A	C/B	A	B	C
1. 総額	149,223,917	153,575,394	173,356,579	102.9	112.9	(100.0)	(100.0)	(100.0)
2. 勤労所得	54,869,995	61,037,576	72,592,995	111.2	118.9	(36.8)	(39.7)	(41.9)
(1) 賃金および俸給	50,982,277	56,493,948	66,896,832	110.8	118.4	34.2	36.8	38.6
(2) その他	3,887,718	4,543,628	5,696,163	116.9	125.4	2.6	2.9	3.3
3. 個人業主所得	78,522,698	74,242,579	79,928,478	94.5	107.7	(52.6)	(48.4)	(46.1)
(1) 受取額	78,150,182	73,656,365	79,201,072	94.2	107.5	52.3	48.0	45.7
(2) 国民健康保険税	372,516	586,214	727,406	157.4	124.1	0.3	0.4	0.4
4. 個人賃貸料所得	5,020,744	6,135,252	6,438,162	122.2	104.9	(3.4)	(4.0)	(3.7)
5. 個人利子所得	3,382,384	3,591,136	3,907,617	106.2	108.8	(2.3)	(2.3)	(2.3)
6. 法人所得	7,374,255	8,540,279	10,436,117	115.8	122.2	(4.9)	(5.5)	(6.0)
(1) 法人税	3,337,813	3,592,531	4,524,624	107.6	125.9	2.2	2.3	2.6
(2) 個人配当(含重役賞与)	425,051	437,815	490,070	103.0	111.9	0.3	0.3	0.3
(3) 法人留保	3,611,391	4,509,933	5,421,423	124.9	120.2	2.4	2.9	3.1
7. 公営事業乗余	53,841	28,572	53,209	98.8	186.2	(0.0)	0.1	(0.0)

3. 県民個人所得

(歴年推計)

年次 項目	所得実額(千円)			対前年比(%)		構 成 比 (%)		
	32年 A	33年 B	34年 C	B/A	C/B	A	B	C
1. 総 額	145,420,835	148,963,292	167,459,846	(102.4)	(112.4)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
2. 勤 労 所 得	52,465,633	58,385,745	69,722,963	(111.3)	(116.9)	(36.1)	(39.2)	(41.6)
(1) 賃 金 お よ び 俸 給	50,982,277	56,493,948	66,896,832	(110.8)	118.4	35.1	37.9	39.9
(2) そ の 他	3,887,718	4,543,628	5,696,163	116.9	125.3	2.7	3.0	3.4
(3) 控 除 (社会保険料)	△2,404,362	△2,651,831	△2,870,032	110.3	108.2	△ 1.7	△ 1.7	△ 1.7
3. 個 人 業 主 所 得	78,150,182	73,656,365	79,201,072	(94.2)	(107.5)	(53.8)	(49.4)	(47.3)
(1) 農 林 水 産 業	48,176,879	47,540,793	51,395,167	98.7	108.1	33.2	31.9	30.7
(2) 農林水産業以外の産業	29,213,030	25,495,882	27,034,561	87.3	106.0	20.1	17.1	16.1
(3) そ の 他	1,132,789	1,205,904	1,498,750	106.5	121.4	0.8	0.8	0.9
(4) 控除(国民健康保険税)	△ 372,516	△ 586,214	△ 727,406	157.4	124.1	△ 0.3	△ 0.4	△ 0.4
4. 個 人 賃 貸 料 所 得	5,020,744	6,135,252	6,438,162	(122.2)	(104.9)	(3.5)	(4.2)	(3.8)
5. 個 人 利 子 所 得	3,382,884	3,591,136	3,907,617	(106.2)	(108.8)	(2.3)	(2.4)	(2.4)
6. 個 人 配 当 所 得	425,051	437,815	490,070	(103.0)	(111.2)	(0.3)	(0.3)	(0.3)
7. 振 替 所 得	5,976,841	6,756,979	7,694,962	(113.1)	(113.9)	(4.0)	(4.6)	(4.6)

4. 県民個人支出

(歴年推計)

年次 項目	所得実額(千円)			対前年比(%)		構 成 比 (%)		
	32年 A	33年 B	34年 C	B/A	C/B	A	B	C
1. 総額 ²⁺³⁺⁴⁺⁵ (個人所得の処分)	145,420,835	148,963,292	167,459,846	(102.4)	(112.4)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
2. 個人消費の支出	118,908,242	122,077,827	132,185,704	(102.7)	(114.5)	(81.8)	(82.0)	(79.0)
(1) 飲 食 費	53,709,357	54,057,120	57,636,454	100.6	106.6	36.9	36.3	34.4
(2) 被 服 費	12,983,473	12,932,443	13,655,048	99.6	105.6	8.9	8.7	8.2
(3) 光 熱 費	6,452,221	6,486,121	6,807,964	100.5	105.0	4.4	4.4	4.1
(4) 住 居 費	13,907,398	14,928,450	17,559,599	107.3	117.6	9.6	10.0	10.5
(5) 雑 費	31,855,793	33,673,693	36,526,639	105.7	108.5	22.0	22.6	21.8
3. 個人税および税外負担	5,180,618	5,270,899	5,548,225	(101.7)	(105.2)	(3.6)	(3.5)	(3.3)
4. 県外への純送金	—	—	—	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
5. 個人貯蓄	21,331,975	21,614,566	29,725,917	(101.3)	(137.5)	(14.6)	(14.5)	(17.7)
6. 直接推計による個人貯蓄	20,075,358	22,818,062	29,201,246	(113.7)	(128.0)	(13.8)	(15.3)	(17.4)
(1) 個人業主の自己投資	8,956,379	8,103,500	10,499,097	90.5	129.6	6.2	5.4	6.3
(2) 予貯金増加	10,945,000	13,810,000	17,476,000	126.2	126.5	7.5	9.3	10.4
(3) 直接証券投資	604,680	511,434	849,860	84.6	166.2	0.4	0.3	0.5
(4) 住宅純建設	1,930,621	2,052,358	2,751,553	106.3	133.6	1.3	1.4	1.6
(5) 控除:借入金純増	△2,361,322	△1,659,225	△2,375,264	70.3	143.2	△ 1.6	△ 1.1	△ 1.4
7. 誤差の脱漏(5~6)	1,256,617	1,203,501	524,671	(95.8)	(43.6)	(0.8)	(0.8)	(0.3)
8. 個人可処分所得(1~3)	140,240,217	143,689,599	161,911,621	(102.5)	(112.7)	(96.4)	(96.5)	(97.7)

5. 産業別国民所得 (歴年推計)

項 目	年 次	所 得 実 額 (億円)			対 前
		32 歴 年 A	33 歴 年 B	34 歴 年 C	B/A
1.第 1 次 産 業		15,277	15,486	16,463	101.4
(1)農 業		11,275	11,454	12,245	101.6
(2)林 業		1,976	1,898	1,889	96.1
(3)水 産 業		2,026	2,134	2,329	105.3
2.第 2 次 産 業		27,881	27,140	32,797	97.3
(1)鉱 業		1,964	1,794	1,779	91.3
(2)建 設 業		4,218	4,547	5,292	107.8
(3)製 造 業		21,699	20,799	25,726	95.9
3.第 3 次 産 業		39,231	41,133	47,426	104.8
(1)運 輸 通 信 そ の 他 公 益 事 業		8,145	8,691	9,885	106.7
(2)卸 売 小 売 業		12,601	12,827	14,846	101.8
(3)金 融 保 険 不 動 産 業		4,993	5,770	7,154	115.6
(4)サ ー ビ ス 業		9,753	9,519	10,674	97.6
(5)公 務		3,739	4,326	4,867	115.7
4.合 計(国内国民所得)(1+2+3)		82,389	83,759	96,686	101.7
5.海 外 か ら の 純 所 得		△ 378	△ 349	△ 378	—
6.国 民 所 得 (4+5)		82,011	83,410	96,308	101.7

項 目	年 次	年 比 (%)	構 成 比 (%)		
		C/B	A	B	C
1.第 1 次 産 業		106.3	(18.6)	(18.6)	(17.1)
(1)農 業		106.9	13.7	13.7	12.7
(2)林 業		99.5	2.4	2.3	2.0
(3)水 産 業		109.1	2.5	2.6	2.4
2.第 2 次 産 業		120.8	(34.0)	(32.5)	(34.0)
(1)鉱 業		99.2	2.4	2.2	1.8
(2)建 設 業		116.4	5.1	5.4	5.5
(3)製 造 業		123.7	26.5	24.9	26.7
3.第 3 次 産 業		115.3	(47.9)	(49.3)	(49.3)
(1)運 輸 通 信 そ の 他 公 益 事 業		113.7	9.9	10.4	10.3
(2)卸 売 小 売 業		115.7	15.4	15.4	15.4
(3)金 融 保 険 不 動 産 業		124.0	6.1	6.9	7.4
(4)サ ー ビ ス 業		112.1	11.9	11.4	11.1
(5)公 務		112.5	4.6	5.2	5.1
4.合 計(国内国民所得)(1+2+3)		115.4	(100.5)	(100.4)	(100.4)
5.海 外 か ら の 純 所 得		—	(△ 0.5)	(△ 0.4)	(△ 0.4)
6.国 民 所 得 (4+5)		115.5	(100.0)	(100.0)	(100.0)

6. 分配国民所得 (歴年推計)

年次 項目	所得実額(億円)			対前
	32 歴年 A	33 歴年 B	34 歴年 C	B/A
1. 勤 勞 所 得	40,537	43,775	49,429	108.8
(1) 賃 金 お よ び 俸 給	36,346	39,012	43,980	107.3
(2) そ の 他	4,191	4,763	5,449	113.6
3. 個 人 業 主 所 得	27,274	26,749	28,790	98.1
(1) 農 林 水 産 業	13,005	13,076	13,853	100.5
(2) そ の 他	14,269	13,673	14,937	95.8
3. 個 人 賃 貸 料 所 得	1,603	1,814	2,239	113.2
4. 個 人 利 子 所 得	2,520	3,021	3,757	119.9
5. 法 人 所 得	10,112	8,030	12,063	79.4
(1) 法 人 税	4,032	3,995	4,489	99.1
(2) 個 人 配 当	1,278	1,319	1,581	103.2
(3) 法 人 留 保	4,802	2,716	5,993	56.6
9. 官 公 事 業 剰 余 等	1,151	1,387	1,401	120.5
7. 海 外 か ら の 純 所 得	△ 378	△ 349	△ 378	—
8. (控除) 政府と消費者の負債利子	808	1,017	993	125.9
9. 合 計 (分 配 国 民 所 得)	82,011	83,410	96,308	101.7

年次 項目	年 比 (%)	構 成 比 (%)		
	C/B	A	B	C
1. 勤 勞 所 得	112.9	(49.4)	(52.5)	(51.3)
(1) 賃 金 お よ び 俸 給	112.7	89.7	89.1	89.0
(2) そ の 他	114.4	10.3	10.9	11.0
2. 個 人 業 主 所 得	107.6	(33.3)	(32.0)	(29.9)
(1) 農 林 水 産 業	105.9	47.7	48.9	48.1
(2) そ の 他	109.2	52.3	51.1	51.9
3. 個 人 賃 貸 料 所 得	123.4	(2.0)	(2.2)	(2.3)
4. 個 人 利 子 所 得	124.4	(3.1)	(3.6)	(3.9)
5. 法 人 所 得	150.2	(12.3)	(9.6)	(12.5)
(1) 法 人 税	112.4	39.9	49.8	37.2
(2) 個 人 配 当	119.9	12.6	16.4	13.1
(3) 法 人 留 保	220.7	47.5	33.8	49.7
6. 官 公 事 業 剰 余 等	101.0	(1.4)	(1.7)	(1.5)
7. 海 外 か ら の 純 所 得	—	(△ 0.5)	(△ 0.4)	(△ 0.4)
8. (控除) 政府と消費者の負債利子	97.6	(1.0)	(1.2)	(1.0)
9. 合 計 (分 配 国 民 所 得)	115.5	(100.0)	(100.0)	(100.0)

7. 個人所得とその処分 (歴年推計)

年次 項 目	所 得 実 額 (億円)			対 前
	32 歴 年 A	33 歴 年 B	34 歴 年 C	B/A
1. 個人消費支出	58,891	61,983	66,789	105.3
2. 個人税および税外負担	4,290	4,451	4,472	103.8
3. 海外への純送金	△ 133	△ 148	△ 178	—
4. 個人貯蓄	10,635	11,181	15,877	105.1
5. 合計(個人支出)	73,683	77,467	86,960	105.1
1. 勤務所得(受取額)	38,262	41,292	46,680	107.9
2. 個人業主所得(受取額)	27,085	26,519	28,499	97.9
3. 個人財産所得	5,401	6,154	7,577	113.9
4. 海外からの純所得	△ 378	△ 349	△ 378	—
5. (控除)消費者負債利子	245	335	335	136.7
6. 振替所得	3,558	4,186	4,917	117.7
7. 合計(個人所得)	73,683	77,467	86,960	105.1
個人可処分所得	63,993	73,016	82,488	114.1

年次 項 目	年 比 (%)	構 成 比 (%)		
	C/B	A	B	C
1. 個人消費支出	107.8	79.9	80.0	76.8
2. 個人税および税外負担	100.5	5.8	5.7	5.1
3. 海外への純送金	—	△ 0.2	△ 0.2	△ 0.2
4. 個人貯蓄	142.0	14.4	14.4	18.3
5. 合計(個人支出)	112.3	100.0	100.0	100.0
1. 勤 労 所 得 (受取額)	113.0	51.9	53.3	53.7
2. 個人業主所得(受取額)	107.5	36.8	34.2	32.8
3. 個人財産所得	123.1	7.3	7.9	8.7
4. 海外からの純所得	—	△ 0.5	△ 0.5	△ 0.4
5. (控除)消費者負債利子	100.1	0.3	0.4	0.4
6. 振替所得	117.5	4.8	5.4	5.7
7. 合計(個人所得)	112.3	100.0	100.0	100.0
個人可処分所得	113.0	86.8	94.3	94.9